



平成25年 第7回定例会

# 会 議 録

(平成25年12月6日～12月20日)

枕 崎 市 議 会

平成 25 年  
枕崎市議会第7回定例会会期及び会期日程

1 会 期 15日間（12月6日～12月20日）

2 会期日程

月 日 (曜)	区 分		時 間	内 容
12月 6日 (金)	本会議		前 9:30	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 諸般の報告 6 議案上程(日程第4号-第10号) 7 提案理由の説明、質疑 8 予算特別委員会の設置及び委員の選任 9 議案委員会付託 10 散 会
12月 7日 (土)	休 会			
12月 8日 (日)	休 会			
12月 9日 (月)	本会議		前 9:30	1 再 開 2 一般質問 (5名) 3 散 会
12月10日 (火)	本会議		前 9:30	1 再 開 2 一般質問 (1名) 3 散 会
			前 10:39 後 1:08	1 産業厚生委員会 1 議会運営委員会
12月11日 (水)	休 会	委員会	前 9:27	1 総務文教委員会
12月12日 (木)	休 会	委員会	前 9:27	1 予算特別委員会
12月13日 (金)	休 会			
12月14日 (土)	休 会			
12月15日 (日)	休 会			

12月16日(月)	休 会			
12月17日(火)	休 会	委員会	前 9:25	1 議会運営委員会
12月18日(水)	休 会			
12月19日(木)	休 会			
12月20日(金)	本会議		前 9:30	1 再 開 2 議案上程(日程第1号-第4号) 3 委員長報告 4 質疑、討論、表決 5 議案上程(日程第5号) 6 委員長報告 7 質疑、表決 8 議案上程(日程第6号、第7号) 9 委員長報告 10 質疑、表決 11 議員派遣について 12 議案上程(追加日程第1号) 13 提案理由説明 14 質疑、討論、表決 15 閉 会

# 本 会 議 第 1 日

(平成25年12月6日)

平成25年枕崎市議会第7回定例会

議事日程（第1号）

平成25年12月6日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3		諸般の報告	
4	146	平成25年度枕崎市一般会計補正予算（第6号）	予 特
5	147	平成25年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）	〃
6	148	枕崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総 文
7	149	枕崎市税外収入に係る督促手数料及び延滞金に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	〃
8	150	枕崎市半島振興対策実施地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について	産 厚
9	151	枕崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総 文
10	152	枕崎市運動場条例の一部を改正する条例の制定について	〃

○ 本日付議された事件は議事日程（第1号）のとおり

1 本日の出席議員次のおり

1 番 立 石 幸 徳 議員	2 番 俵積田 義 信 議員
3 番 豊 留 榮 子 議員	4 番 今 門 求 議員
5 番 清 水 和 弘 議員	6 番 新屋敷 幸 隆 議員
7 番 禰 占 通 男 議員	8 番 城 森 史 明 議員
9 番 沢 口 光 広 議員	10番 島 野 宏 之 議員
11番 吉 松 幸 夫 議員	12番 沖 園 強 議員
13番 中 原 重 信 議員	14番 吉 嶺 周 作 議員
15番 牧 信 利 議員	16番 茅 野 勲 議員

1 本日の書記次のおり

東中川 徹 事務局長	下 山 健 一 書記
山 口 美津哉 書記	平 田 寿 一 書記
宮 崎 元 氣 書記	

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のおり

神 園 征 市長	久木田 敏 副市長
永 留 秀 一 総務課長	神 園 信 二 企画調整課長
下 山 忠 志 水産商工課長	岩 廣 和 憲 市民生活課長兼市民係長
本 田 親 行 財政課長	佐 藤 祐 司 福祉課長
俵積田 清 文 建設課長	真 茅 学 農政課長
白 澤 芳 輝 健康課長	山 口 英 雄 税務課長
迫 野 豪 水道課長	俵積田 寿 博 下水道課長
園 田 勝 美 市立病院副管理者兼事務長	瀬戸口 修 農委事務局長兼農業振興係長
福 元 新 財政課参事兼企画調整課参事	原 田 博 明 水産商工課参事
南 田 敏 朗 市民生活課参事	神 山 芳 文 市立病院事務次長
山 口 英 夫 教育長	三 島 洋 台 教委総務課長
木之下 浩 一 学校教育課長	上 園 信 一 生涯学習課長
末 永 俊 英 文化課長	久 保 等 保健体育課長兼給食センター所長
田野尻 武 志 監査委員	橋之口 寛 監査委員事務局長
味 園 耕 治 選管事務局長	籠 原 均 会計管理者兼会計課長
中 村 責 郎 消防長	厚 石 賢太郎 警防課長兼消防署長
中 原 浩 二 消防総務課長兼消防団係長	山 口 太 総務課行政係長

午前9時30分 開会

○立石幸徳議長 平成25年第7回定例会が本日招集されましたが、出席議員16人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御了承願います。

これから議事日程に従い会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名であります。本定例会の会議録署名議員として、2番俵積田義信議員、13番中原重信議員を指名いたします。

次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月20日までの15日間にしてはと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

休会日は、お手元の会期日程に記載のとおり定めてはと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、会期中の日程は、お手元の会期日程によりますので、御了承願います。

次に、日程第3号諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成25年9月及び10月執行の例月現金出納検査結果報告書並びに10月及び11月に実施されました定期監査の結果を受理し、事務局に保管してありますので、御閲覧願います。

また、平成25年第6回定例会以後の議長会等の報告につきましては、お手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

以上で報告を終わります。

次に、日程第4号から第10号までの7件を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提案しようとする案件は、補正予算2件、条例5件の計7件であります。

まず、議案第146号平成25年度枕崎市一般会計補正予算（第6号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,020万円を減額し、予算総額を101億0,360万円にしようとするものです。

繰越明許費は、消防無線デジタル化整備事業を平成26年度に繰り越して使用するものです。

地方債の補正は、南薩地区衛生管理組合負担金、自然災害防止事業、消防無線デジタル化整備事業に係る変更によるものです。

補正予算の主なものとしましては、枕崎飛行場の廃止などに伴う国県支出金の精算返納金、地域の元気臨時交付金基金への積み立て、消防無線デジタル化整備事業、スクールバス購入経費等の金山小学校統廃合関係経費などをお願いしてあります。

その他主な内容につきましては、別途説明資料を添付してありますので、省略させていただきます。

次に、議案第147号平成25年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げ

ます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ365万4,000円を減額し、予算総額を23億3,061万4,000円にしようとするものです。

補正の内容は、南薩介護保険事務組合負担金の減額であります。

以上の財源として、繰入金の減で措置いたしました。

次に、議案第148号枕崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、国家公務員の給与に関する人事院勧告等に準じて、50歳台後半層における給与水準の上昇を抑制するための昇給制度の改正を行うものです。

次の議案第149号枕崎市税外収入に係る督促手数料及び延滞金に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、分担金、使用料、手数料等の税外収入、介護保険料、後期高齢者医療保険料、道路占用料及び下水道事業受益者負担金に係る延滞金について、市税に係る延滞金の割合に準じ、その特例措置に係る割合を改める等の措置を講じようとするものです。

次の議案第150号枕崎市半島振興対策実施地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定につきましては、租税特別措置法等の一部改正に伴い、所要の条文の整備をしようとするものです。

次の議案第151号枕崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成26年3月31日をもって金山小学校を廃止し、同年4月1日から桜山小学校に統合するための所要の改正を行うものです。

次の議案第152号枕崎市運動場条例の一部を改正する条例の制定につきましては、施設の利用者数の減少等を考慮し、平成26年3月31日をもって田布川運動場を廃止するための所要の改正を行うことについて、枕崎市議会の議決に付すべき公の施設に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

以上、主な点のみ申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

**○立石幸徳議長** ただいまの提案理由に対し、質疑はありませんか。

**○15番 牧信利議員** 職員給与一部改正条例について、お尋ねします。この条例改正の目的は何か明らかにしていただきたい。なお、ここにありますが、勤務成績評価についてどのような方法で行うのか、お答えいただきたい。以上です。

**○永留秀一総務課長** 今回の職員の給与に関する条例の改正の目的につきましては、50歳台後半層における給与水準の上昇の抑制を目的として、55歳を超える職員の昇給の抑制措置を行うものであります。

それから、勤務成績に基づく昇給の決定につきましては、勤務評価を行いまして、個々の職員について勤務成績を決定して、それに基づいて昇給を決定するというやり方を行っております。

**○15番 牧信利議員** 今回の給与改正によって、財政的な影響はどのようなふうになるのか。

次、もう一つは勤務成績の評価ですが、これを行うのはだれか。その評価基準は、どのようなになっているのか。以上である。

**○永留秀一総務課長** 1点目の財政効果額ですが、市役所全体の職員321人のうち、50歳台後半の今回の対象となる職員は、57名となっております。その57名のうち、もう既に昇給が最高号給に達した者が36名おりました、その方々については、影響額は発生をいたしません。57名のうち21名について、昇給をする予定であった者が昇給抑制を生じることになりまして、この21名の、1月1日からの実施ですので、1月、2月、3月の3カ月分昇給をする予定であったものが、昇給しなくなるというのが効果額になります。それを計算しますと、25年度においては5万1,000円程度となる見込みであります。



それから、勤務評価をだれが行うのかということではありますが、勤務評価のヒアリング調書をそれぞれの職員が作成しまして、その評価を行うヒアリングは、副市長と総務課長が行いますが、評価を行うのは副市長が行うということになっております。評価のやり方については、勤務評価の規程を作成しておりますので、それに基づいて行うということをやっております。

○15番牧信利議員 これは、労働条件に関する基本的な問題ですが、職員団体との話し合いはどのようになされてきたのか、お尋ねいたします。

○永留秀一総務課長 この今回の給与条例の改正の内容につきましては、平成24年の人事院勧告で勧告がされたものでありまして、その時点から組合とは、勧告がされて国に準拠してする体制をする必要があるという協議を、もうそのときから行っておりましたが、24年の人勧については国が見送ったという状況がありまして、25年度になりまして改めて26年の1月1日から実施をするという決定をいたしました。それを受けまして、25年度においても引き続き協議を行っておまして、鹿児島県においても12月議会に提案をするという状況もありましたので、組合とずっと協議を行ってきたわけですが、組合の理解を得て、今回の議案の提出となったものであります。（「15番」と言う者あり）

○立石幸徳議長 牧議員、もう3回の質疑を、回数を超えておりますので。  
ほかにありませんか。

○5番清水和弘議員 私は、議案148号この給与改定について質問、それとですね、運動場、田布川の運動場のことについて質問します。

今、総務課長より勤務成績についてはヒアリングを実施して行くと、副市長、総務課長で行うということでしたけど、ヒアリングする場合のこの例えばですね、基準というものは何かないんですか。ただ、口頭でのヒアリング、そういうことでしょうか。

○永留秀一総務課長 勤務評定の規程に基づきまして、年度の初めに、一人一人が年度の目標を立てて、項目ごとにどういったことをやるという目標を立てることになっております。それを結果がどうだったかという結果の調書をまた再度出してもらって、それに基づいて副市長がヒアリングを行って評価をすると、そういうやり方をとっております。

○5番清水和弘議員 個人の目標を掲げるということですが、それは、記録として残ってるものでしょうか。

それとですね、田布川の運動場の件ですけど、これ廃止するというふうになってるんですけど、これは、議員のほうで調査した結果、決定すべきじゃないかと思うんですけど、その辺はどうですか。

○永留秀一総務課長 勤務評定についての文書については、年度当初に各個人から出してもらった調書、それと目標、結果について出してもらった調書、それぞれ文書として保存をしております。

○久保等保健体育課長 今、清水議員のほうからありましたけれども、田布川運動場の件につきましては、総務文教委員会のほうで審議されると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ます。

○7番禰占通男議員 148号の今、勤務評価の年度末と言いましたかね、それによって評価を行うとありましたが、今ここにある説明の中のこの極めて良好、特に良好、そうでないって、今までは3段階に分かれると、分かれていると思うんですが、この差はどうして決めるのか。

それとですね、今、半島振興対策実施地域産業開発促進条例の一部を改正するとあるんですが、これは何のために、この条例改正をするのか。結局これは、何か工事額とか、それによって税収が3年間、簡単に言えば、大ざっぱに言えば免除されるような感じなんですよ。そしたら、これができることによって、今はやりの太陽光パネル、設置が市内にも相当な数でふえています、これが、今度のこの議案で改正されることによって税収はどう変わるのか。

それと今ありましたように、枕崎市運動場条例の一部を改正する条例の制定についてですが、これは、まあ、私の知ってる限りでは、どっか金山ぐらいしか使っていないと思うんだけど。この設置する段階でも計画が甘かったのではないかな。また、これを跡地をどのように使うのか。また、今さっき言ったように、まさか太陽光パネルを設置するようなことになるんじゃないかなろうかと、私も危惧しているんですが、そこら辺の内容はどうなんですか。

**○永留秀一総務課長** 1点目の勤務評価の差を、極めて良好、特に良好、そういったものをどうやって決めるのかということですが、当初の個人の年度の目標を掲げるときに、項目について、それぞれ達成の困難度というのも出してもらうということになっております。困難度とあと達成度、その二つをヒアリングを行いながら、それをどのように困難なものを達成したかということの度合いで特に良好、極めて良好、良好と、そういった判断をしていくということになります。

**○下山忠志水産商工課長** 枕崎市半島振興対策実施地域産業開発促進条例の改正につきましては、この条例は、市内に工場もしくは旅館を新設し、増設し、または船舶を取得する者に対して不均一の課税または奨励金の交付を行うことにより、本市産業の開発を促進し、もって住民の生活の向上に寄与することを目的としたものでございますが、不均一課税及び奨励金の交付は、固定資産税の不均一課税もしくは奨励金の交付ができることとなっており、特別措置の対象は、固定資産税の不均一課税を受けることのできる対象者は青色申告を提出する事業者で、その新設し、または増設した工場もしくは旅館の設備が特別償却の対象であることとなっております。

今回、租税特別措置法施行令では、その期間を、これまで昭和61年4月1日から平成25年3月31日までと定めてありましたが、今回、平成25年4月1日から平成27年3月31日まで期間延伸をすることによるものであります。

また、特定地域における工業用機械等の特別償却で、これまで租税特別措置法で指定されてきた地区のうち、半島振興法の規定による半島振興対策実施地域の指定地区、離島振興法の規定による指定地区については、平成25年4月1日より平成27年3月31日までの間、機械及び装置並びに建物及びその附属施設で、政令で定めるものについて特別償却を認めるものでございます。

**○久保等保健体育課長** 田布川運動場の件につきましてですが、昭和56年2月に市と公民館のほうで土地使用の貸借契約を締結しているようでございます。当時、非常に金山小学校の野球少年団、それと、市内全域でソフトボールが盛んであったということ等で、各校区に1カ所、ナイターを設置していきたいということ、当時話し合われているようでございますので、その点で田布川運動場のほうにナイターを設置し、使用目的が運動広場照明施設の敷地に利用するものということで契約を交わしているようでございます。

あと、跡地利用につきましては、こちらのほうでは詳細については把握しておりません。

**○山口英雄税務課長** 半島振興対策実施地域産業開発促進条例の改正に関して、税収への影響ということで御質問がありましたので、その分についてお答えいたします。

今回の条例につきましては、先ほど水産商工課長からありましたとおり、租税特別措置法の一部改正に伴う期間延長等に関するものでございまして、今回の条例改正によりまして税収への影響はございません。

**○久木田敏副市長** 田布川運動場の件について質疑がありましたが、今、教育委員会のほうから、跡地利用について何に使うのかというようなことにつきましては、こちらのほうで把握しているのは、田布川公民館として運動場に太陽光パネルを設置したいというような考えがあるようでございます。

**○7番禰占通男議員** 運動場は、これは、どうできるかは私はその法的なことはわかりませんが、今まで運動場で、地域の人がほとんど使ってきたであろうと仮定して、公共に使っていたものを金もうけと言ったら悪いけど、そういうことに使うこと自体の倫理性というのはどうなんですかね。

あとそれと、この半島振興、税制改正に伴うというこれは、今、改正前は、取得価格が2,700万円超となっているんですが、改正後は5,000万円超と資本金額も改正されると思うんですが、それから1,000万円以下とかいろいろ3区分しているような感じですが、これはどのようにして取得価額の金額というのは策定したのかをお伺いします。

○久木田敏副市長 田布川運動場の件についてでございますが、先ほど教育委員会からも御説明いたしましたように、これまでの利用状況、そこについて、なかなか利用がされていない。特にナイター施設については、しかりでございます。そういうような状況がありましたので、これまで田布川公民館のほうとも、いろいろと利用の仕方について協議はしてきておるところでございますが、そういう中であって、管理経費等々も含めましていろいろとこちらで協議いたしましたところ、また先ほど申しましたように、田布川公民館としてそのような利用の仕方をしたいというようなことでありましたので、この際、運動場を廃止したいという経緯になったところでございます。

○下山忠志水産商工課長 半島振興対策実施地域産業開発促進条例の取得価額についてでございますが、これまで租税特別措置法における取得合計額が2,000万円を超えるもの及び半島振興法における2,700万円を超えるものについて特例措置が認められておりましたけれども、今回、半島振興法における対象価額が資本金別で区分されまして、資本金1,000万円以下の法人は500万円以上の取得設備、資本金1,000万円を超え5,000万円までの法人の場合は1,000万円以上の取得設備、資本金が5,000万円を超える法人の場合は2,000万円以上の取得設備費が対象となる旨改正されたことにより、改正するものでございます。

○7番禰占通男議員 この半島振興法の税制に伴って、今現在の改正前と改正後について、今、太陽光パネルとかいろんな、枕崎空港もですけど、これによってどんだけの税収に差があるのか。それと、運動場に太陽光パネルを設置するという前代未聞のことですが、またこの運動場だけの私は活用じゃないと見ているんですよ。であれば、運動場の近くにある農地、あれはどのようにして整備されたのか。その補助金をもらって整備されたのであれば、その補助金との兼ね合いは今後どうなるのかを御説明願いたい。

○山口英雄税務課長 1点目の産業開発促進条例の改正に伴う太陽光発電に関する税収への影響ということでございますが、太陽光発電施設につきましては、この半島振興対策実施地域産業開発促進条例の適用事業所となっておりますので、税収への影響はございません。

○真茅学農政課長 田布川運動場の近くを圃場整備を行っているわけでございますけれども、運動場とは、圃場整備は直接関係ないところでございますので、ですからその圃場整備を行った補助金等についても、何も影響はないと考えております。

○久木田敏副市長 この田布川運動場につきましては、先ほど教育委員会のほうから説明がありましたように、昭和52年に市がナイター施設をつくりたいということで、田布川の所有の土地を市が借りて、それを運動場と位置づけたわけでございます。それで、これを廃止するということにつきましては、田布川公民館のほうに運動場そのものはお返しするというところでございますので、その利用の仕方については、田布川公民館等のほうで協議して行うということになりますので、その後の利用の仕方については、こちらとしては関知しないということでございます。

○久保等保健体育課長 今、副市長のほうで契約の、昭和52年と申し上げましたが、昭和56年2月でございます。以上です。

○立石幸徳議長 ほかにありませんか。

○8番城森史明議員 日程第4号について質問をしたいと思っております。

まず、デジタル整備事業なんですけれども、最終的に約1億3,000万ということなんですけれども、これは、最初の予定価格とどのような差異があるのかということですね、まず。それと、財源が地方債となっていますが、その活用できる国や県の補助金等はないのかということ。それと、こ

の地方債が約1億3,000万ふえるわけですが、平成25年度の地方債の総額は幾らなのかということ。そして、実質公債費比率及び将来負担比率にどれぐらい影響が出るものなのかということを質問したいと思います。

それと、スクールバス購入ですが、これは、枕崎全体の地区の整合性を考えて決定するということでありましたけども、どのような検討がなされたのか。

この2点について質問したいと思います。

**○本田親行財政課長** 本市の消防無線のデジタル化につきましては、現行のアナログ無線が平成28年5月31日をもって使用できなくなることに対応するため、平成25年度が実施設計、平成26年度がデジタル無線等の整備、平成27年度が試験運用の計画で現在進めております。

消防無線のデジタル化などの防災・減災に係る事業実施につきましては、本年度限りの措置として地方財政計画に地方公務員給与の削減に見合った特別枠として、緊急防災・減災事業費が計上されました。その財源としては、交付税措置の高い、充当率100%、交付税措置70%という非常に有利な地方債である緊急防災事業債が充てられているところでございます。国においても、緊急防災・減災事業債が本年度限りの措置でありますことから、財政当局とも協議を行って、事業の前倒しなど消防防災関連事業の前倒しも含めて積極的な活用を、都道府県を通じて市町村にも通知してございます。これを踏まえまして、本市の消防防災無線のデジタル化に緊急防災事業債を何とか活用できないか検討してきたところでございますが、実施設計が今回完了して、平成26年度に計画しております整備を前倒して予算化する条件が整いましたので、今回補正をお願いするものでございます。

また、緊急防災・減災事業の活用を図って消防デジタル化を実施した場合には、一般の地方債でございます防災対策事業債は充当率が90%、それから75%と、そのようなかたちなんですけども、交付税措置についても50%、30%、それぞれ事業の中身によって使い分けるわけですが、その一般的な防災減災対策事業を活用した場合と比較しますと、交付税措置を加味して4,300万円程度の一般財源が縮減できるものと考えております。

将来負担比率、実質公債費比率、具体的な数字について今、影響額については申し上げられないところですが、できるだけ各財政指標が上昇しないように有利な地方債を活用できるような措置ということで、今回お願いするものでございます。

**○三島洋台教委総務課長** スクールバスの件でございますが、市全体的な整合について今後検討する必要があるということでお答えをいたしておりましたけれども、今回は、緊急に統合をすることになりました金山校区の通学の変更に伴って、マイクロバスを購入することです。別府のように非常に遠いところもございまして、道野も相当遠いところがございまして、今後課題であるということ認識をしておりますので、具体的に検討、全体的な検討はまだしていないところでございます。

**○本田親行財政課長** それから、平成25年度の地方債の借り入れ見込み額、残高見込み額につきましては、また予算委員会のほうでも今後見込みということで資料をお渡ししますが、現在、平成25年度中の借り入れ見込み額につきましては、24年度からの繰り越しも含めまして、10億9,150万円となっております。残高につきましては、107億5,329万4,000円と現段階では見込まれているところでございます。

**○8番城森史明議員** ちょっと説明が十分理解できなかったんですけど、この要は1億3,000万約かかりますけれども、その中の4,300万が、そういう国の補助というか、交付税措置とかそういう面で免除されると、あとの8,700万が市の手出しという理解でいいのか。

それと、そのスクールバスの購入ですが、例えば今、まだ枕崎市全体としては具体的な検討はなされていないということなんですけども、今後その距離数を考えて、例えば道野、あとは別府、その2カ所の検討が必要なのか、どうなんでしょうか。

○**本田親行財政課長** 消防無線のデジタル化につきましては、単独事業でございますので、国の補助金等は活用できないところでございます。

先ほど申しました緊急防災・減災事業債につきましては、単独事業について充てられる地方債でございます。交付税措置が7割と申しましたので、充当率につきまして100%、100%この地方債で賄えますので、今後の償還に対して7割が交付税措置されるわけですけれども、実質的に30%の負担で整備が行えると、非常に有利な地方債で、先ほど申しましたけれども、25年度の地方公務員の給与削減の見返りとしての措置ですので、何とか、この地方債を活用できないか検討を行って予算措置したところでございます。

○**三島洋台教委総務課長** 通学距離の件につきましては、別府地区の駒水・下山地区が金山よりも長いという現状でございます。あと、道野・上竹中、上竹中のほうが金山より距離が長いという実態がございますので、ただ、今後検討していく中で、児童数がただけ変わっていくのかということ等もございまして、経費の面等々いろいろ考えていきますと、なかなかすぐ実施ということにはならないと思うんですけれども、ただ、補助金の活用等々もございまして、今後どうしていくかということについては、今後検討する必要はあると思いますが、まだその話し合いをしてないところでございます。

○**立石幸徳議長** ほかにありませんか。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま上程中の予算関係議案については、先例により、各常任委員会から6名ずつ選出された委員12名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議あり」と言う者あり]

○**立石幸徳議長** 異議がありますので、起立により採決いたします。

各常任委員会から6名ずつ選出された委員12名で構成する予算特別委員会を設置し、予算関係議案を付託することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○**立石幸徳議長** 起立多数であります。

よって、各常任委員会から6名ずつ選出された委員12名で構成する予算特別委員会を設置し、予算関係議案を付託することに決定いたしました。

ここで予算特別委員選出のため、10分間休憩いたします。

午前10時11分 休憩

午前10時19分 再開

○**立石幸徳議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど設置されました予算特別委員会の委員の選任については、城森史明議員、吉松幸夫議員、今門求議員、吉嶺周作議員、新屋敷幸隆議員、牧信利議員、禰占通男議員、中原重信議員、豊留榮子議員、沢口光広議員、清水和弘議員、沖園強議員を指名いたします。

ただいま上程中の案件のうち、予算関係議案を除く案件については、議事日程に記載のとおり、それぞれの委員会に付託いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時20分 散会

# 本 会 議 第 2 日

(平成25年12月9日)

平成25年枕崎市議会第7回定例会

議事日程（第2号）

平成25年12月9日 午前9時30分開議

日程 番号	件	名
1	一般質問	牧 信 利 議員 (14ページ～17ページ)
		禰 占 通 男 議員 (17ページ～25ページ)
		中 原 重 信 議員 (25ページ～31ページ)
		城 森 史 明 議員 (31ページ～41ページ)
		沢 口 光 広 議員 (41ページ～47ページ)

○ 本日付議された事件は議事日程（第2号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 立 石 幸 徳 議員  
3 番 豊 留 榮 子 議員  
5 番 清 水 和 弘 議員  
7 番 禰 占 通 男 議員  
9 番 沢 口 光 広 議員  
11番 吉 松 幸 夫 議員  
13番 中 原 重 信 議員  
15番 牧 信 利 議員

2 番 俵積田 義 信 議員  
4 番 今 門 求 議員  
6 番 新屋敷 幸 隆 議員  
8 番 城 森 史 明 議員  
10番 島 野 宏 之 議員  
12番 沖 園 強 議員  
14番 吉 嶺 周 作 議員  
16番 茅 野 勲 議員

1 本日の書記次のとおり

東中川 徹 事務局長  
山 口 美津哉 書記  
宮 崎 元 氣 書記

下 山 健 一 書記  
平 田 寿 一 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長	久木田 敏 副市長
永 留 秀 一 総務課長	神 園 信 二 企画調整課長
下 山 忠 志 水産商工課長	岩 廣 和 憲 市民生活課長兼市民係長
本 田 親 行 財政課長	佐 藤 祐 司 福祉課長
俵積田 清 文 建設課長	真 茅 学 農政課長
白 澤 芳 輝 健康課長	山 口 英 雄 税務課長
迫 野 豪 水道課長	俵積田 寿 博 下水道課長
園 田 勝 美 市立病院副管理者兼事務長	瀬戸口 修 農委事務局長兼農業振興係長
福 元 新 財政課参事兼企画調整課参事	原 田 博 明 水産商工課参事
南 田 敏 朗 市民生活課参事	神 山 芳 文 市立病院事務次長
山 口 英 夫 教育長	三 島 洋 台 教委総務課長
木之下 浩 一 学校教育課長	上 園 信 一 生涯学習課長
末 永 俊 英 文化課長	久 保 等 保健体育課長兼給食センター所長
田野尻 武 志 監査委員	橋之口 寛 監査委員事務局長
味 園 耕 治 選管事務局長	籠 原 均 会計管理者兼会計課長
中 村 責 郎 消防長	厚 石 賢太郎 警防課長兼消防署長
中 原 浩 二 消防総務課長兼消防団係長	山 口 太 総務課行政係長



午前9時30分 開議

○立石幸徳議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

これから一般質問を行います。

質問は、1番牧信利議員、2番禰占通男議員、3番中原重信議員、4番城森史明議員、5番沢口光広議員、6番豊留榮子議員の順に行います。

牧信利議員。

[牧信利議員 登壇]

○15番牧信利議員 おはようございます。日本共産党の牧信利です。

市長の任期の最後の議会になりますが、質問をさせていただきます。

質問の第1は、桜山東町の用水路の工事の問題です。既に発注は済んでいますが、いまだに工事に取りかかっていません。なぜ、おくらしているのか。この点について、当局の取り組みと、工事は当然年明けに始まる田植えの準備に間に合わなければなりません、そのような重要な工事になっていますが、これについて市長の考え方を、まずお尋ねをいたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 具体的には、後ほど農政課長のほうから答弁させますが、大筋について私は答弁を申し上げます。

桜山東町の用水路につきましては、裁判の判決確定後、こちらの主張が認められなかった水路部分について、相手方に売ってほしいと交渉したわけでありますが、相手方の主張は、「売らない、水を流すな、水路のつけかえを稲刈り後の8月に行え」との主張であったことから、水利組合とも協議の上、9月議会で予算計上して用水路改修工事を発注したところです。

工期については、11月5日から2月12日までとなっており、田植えに支障がないよう進めたいと考えておりますが、現在の工事の状況につきましては、冒頭申し上げたとおり担当課長から答弁させます。

○真茅学農政課長 今回の用水路改修工事を進めるには、現場に設置されている擁壁を取り外す必要がありますが、この擁壁には相手方の水道と電線のパイプが取りつけてあり、これを擁壁から取り外さないと工事はできないところですが、相手方は、このパイプにさわるなど主張しており、工事に取りかかれない状況にあります。

この工事は、もともと相手方の「水を流すな、水路の取りかえを行え」との主張に基づいて行う工事であり、市としては、一方では水路の取りかえを行え、一方では水道と電線のパイプにさわるなどの相反する発言に当惑しているところではありますが、今後、田植えに支障がないように進めてまいりたいと思っております。失礼しました。取りかえじゃなくて、水路のつけかえを行えとの主張でございます。

○15番牧信利議員 私は、今回の質問に当たって、相手方である\_\_\_\_さんにお話を聞きました。

ただ、ここで問題だと思うのは、当局が、担当者が、いろいろ話を示していくと、これは仮の話だということで逃げてしまう。そういうことでは、まともに市が考えているのか、不信感を増すばかりだということでもあります。なぜ、仮の話となっていくのか。せつかく話が煮詰まる段階で仮の話になると言ったら、どんな話でもこれはまとまることはないと思います。

そこで、\_\_\_\_さんの要求というのは、話し合いできちんと決断のできる責任ある立場の人を出してください、こう言っているが、こういう話について市長は聞いておられますか。

○神園征市長 何をもって仮の話と答えているのか、聞いてはおりません。

○15番牧信利議員 そこには、担当者が市長に対して、話し合いの中身をきちんと報告していないということだよ。つまり、そういうことをやられると市長自身も問題点をわからなくなってしまう。こういうことからきている問題ではないかと思えます。

\_\_\_\_さんが求めている、責任がある、話し合いができる、当局の立場をきちんと相手に伝えることができる、そういう立場の人は、だれですか。教えてください。

○久木田敏副市長 市長の考えを直接伝えるという立場のある者、それにつきましては、それぞれの担当課長、私含め、それぞれの担当課長であります。

その仮の話というものにつきましては、話を進める上で、こういうようなことも考えられるがというようなことで話をしたというふうには聞いております。それが結論だというようなことではございませんので、話を進める上では、そういうようなことも当然出てくるんじゃないかと、そういうふうにしますと断言すればですけども、そこは、その話の状況によっては、そういうようなことも考えられるんじゃないでしょうか。

○15番牧信利議員 だから、話し合いというのは信頼関係にあります。信頼を壊すような対応をしてきたというのは事実であります。

裁判を起こす前にも赤線と交換してもらいたいとか、さまざまな提案しながら、最終的には結局、仮の話だと言って逃げてしまう。こんなことを繰り返してきたら信頼関係は全く壊れてしまいます。さまざまなことを皆さん方言われますが、結局何がこのことの問題かと言えば、\_\_\_\_さんを悪者に仕立て上げるものじゃないかと私は思います。

話し合いに行っても受け付けてくれないとか、そういうことだけを課長は報告しているんじゃないですか。市長、副市長は、担当課長がどんな話をしたのか、明確な報告を求めていくべきであります。そういうことをしないと、きちんとした話し合いはできないと思うんですが、担当課長から、これらについてきちんとした報告を受けていますか。

○久木田敏副市長 ただいまの御指摘につきましては、逐次報告を受けております。その中で、これまでの裁判における、そういうような考え方の行き違いというのは、あったかもしれませんが。それについては、いろいろとこちらでも反省しなければならない点もあるでしょうけれども、その後裁判が決着して、6月議会以降ですが、その土地についてもお互いの立場を尊重しながら誠意を持って一生懸命話し合いをしてきております。さらにまた、担当課も課長含め何回か話に行きましたけれども、そこら辺の以前の行き違いというものがある、なかなか解消されていないところでもありますけれども、その件につきましては、逐次報告を受けて対応しているところでございます。

○15番牧信利議員 報告を受けているということですが、それでもなお工事を着工できない。こういう状況が実際生まれているわけですね。

市の職員は、何のために仕事をするのか。市民との関係を混乱させるために仕事をやるのか。そんなことはないと思います。当然市民に対して、きちんとしたものを提起していく。それに基づいて話し合いをする、これが当然のことだと思います。

残念ながら、話し合いに行っても受け付けてくれないとか、いろんなことを言われますが、話し合いをするにはルールがあります。突然行って話をする、このことについては、\_\_\_\_さんのほうは何と言っているかと。話し合いに来る前に連絡をしてくださいと言ってるわけです。これは当たり前ですよ。社会の常識ですね。人を訪問するときには連絡もなしに行くというのはあり得ないわけで、特にこういう重要な問題では、話し合いがうまくいくためにも、前もって会談の日時を相手方に伝えて行くのが社会の常識だと思います。そういうことが行われていないことによって不信感が生まれてきていると思います。お客さんが来ているときに、きょうはだめだと言うのは当たり前で、帰ってもらうのは当然のことでしょう。そういうのを、あたかも話し合いを受け付けられないかのように言うことは全く間違っていると思います。

当局は、きちんとそれらを社会で普通に行われている意思決定ですね、そういうのをきちんと守って話し合いを行うべきだと思うんですが、この点についてはどうですか。

○久木田敏副市長 まず、工事を着工できないのではなくて、今こちらのほうとしては、着工を

していないということでございます。といいますのは、先ほど言いましたように、誠意を持って一生懸命相手方と話をしようという心構えでありますので、まず、工事をしようと思えば、もう工事に取っかかりようと思えば、それは可能だと思います。しかしながら、やはり相手の主張もございまして、そこは誠意を持って、先ほど言いましたように話をしていくという姿勢でございます。

いろいろとその事前に連絡をとってからというような御指摘につきましては、そういう点については、こちら反省するところは反省しながら、今後、話し合いをしていきたい。その話し合いと、その中身についてどういう内容なのか示されておりませんので、こちらとしても、まず話を聞くことが大事だというふうに考えております。

○15番 牧信利議員 例え市計画で、工事では道路を使った迂回路をつくるということになっていますが、このことについても\_\_\_\_さんのほうからは、自分の土地を迂回路として使ってくださいと提案してるけど、何らそれらについては答えがないということですが、こういう提案があったことは確かですか。

○真茅学農政課長 この工事を始めるときに、工事の内容、工期等を教えてほしいという相手方からの要請がありましたので、始めるときに農政課と、あと請負業者と相手方のところに説明に行ったところでございます。その中で、工事を、通行止めにするなど、仮設の道路をつくれというのが相手方の主張でございました。で、今ありましたとおり、相手方の土地を利用して迂回路をつくれという、そういうのは、そのときはなかったところでございます。

○15番 牧信利議員 仮設道路について、\_\_\_\_さんから提案のあったことは、今の課長答弁で明らかですが、これらについて、どのように当局は検討をされて結論を出されたのか。そして、今後の工事方法にどのように生かしていくと考えておられるのか、お尋ねします。

○真茅学農政課長 相手方の土地を利用して仮設道路をとということであれば、また現場を見て検討したいと考えております。

○15番 牧信利議員 今、答弁のとおりですね、そういう具体的な\_\_\_\_さんの提案があったけれども、いまだにそれはそのまま無視されている。今後、検討するということです。検討するのは結構ですが、きちんと相手の言い分をとらえて、きちんとした方針を出すのが市の仕事ですが、それで、最後に市長にお尋ねしときます。

もつれた糸をほぐすには何か、それは何か、市長の態度一つにかかっていると私は思います。

長年にわたって裁判をした\_\_\_\_さんにとっては大変な御苦勞でした。市にとっては、裁判費用は税金で払ってもらって。専門の弁護士もつける。一方の\_\_\_\_さんは、そんな金ないから弁護士をつけることもなく、自分たちの調査に基づいて裁判をやった。それでも市は負けたんです。市の言い分は通らなかった。それはなぜかと。一人の小さな力しかない市民に対して、権力と税金を使って裁判をするというのは、あつてはならないことです。あえてそれをやったのは市長です。

私は、この問題解決に市長の態度一つだと、市長はまず、\_\_\_\_さんに大変な迷惑かけたんだから、すいませんでしたと謝ればいいんです。頭を下げればいいんです。そうすると、いろんな問題について話し合いの糸口がつかめるんですよ。

そういう点で、市長自身が、みずからの責任において頭を下げ、今後の工事の協力をお願いすると、そういう考えはないのか、お尋ねしときます。

○神園征市長 職員にしても課長にしても、それから副市長にしても、誠心誠意、\_\_\_\_さんと話し合いに臨んでいると思います。

○15番 牧信利議員 誠心誠意と言われるが、つまり、市長自身が、今私お尋ねしましたが、頭を下げる考えはないのか。この点を再度尋ねます。

○神園征市長 今のところ、私が頭を下げなければならぬと、そういうことは考えておりません。

○15番牧信利議員 それが、市長がやるべき今一番大切な仕事ではないかと私は思います。それさえあれば、解決の糸口が大きく開けてくる。

裁判をするとはどういうことかと、一般の我々にとっては、裁判をすると言われただけでびっくりしてしまふ、恐れてしまふ、そういう大変な問題です。\_\_\_\_さん自身の営業も大変な痛手を受けております。生活も、もちろんそうですよ。そういう事態に至ったのは、裁判をしたからなんですよ。

そういう問題について頭を下げる気はないと言うわけですが、問題を解決するためには、それがあればできるんだと私は考えます。市長は、そういう考えはないですか。

○神園征市長 頭を下げることだけが解決の唯一の方法だとは思っておりません。先ほども申し上げたように、担当の職員、副市長初め、誠心誠意そのことをお願いしておると思います。

○15番牧信利議員 世の中にいろんなトラブルがありますが、そういうトラブルを解決する立場に立っているかどうか、やっぱり今、市長に問われています。そういう本当に問題解決の立場に立てば、下げたくない頭も下げて、やはり相手方と同じ立場に立って話し合いを進める、これをやるべきじゃないかと思ひます。

最後にまた、この点を確認しておきます。

○神園征市長 担当職員、課長、副市長ともに、私の代理として臨んでいるわけでございますので、副市長以下一生懸命やっていますから、それにゆだねたいと思っております。

○15番牧信利議員 私は、この問題が起きて以来、ずっと議会で取り上げてきました。

そこで感じることは何かと、行政がやるべきことは何かと、市民の立場でものを考えることが一番大切だと思います。裁判を起こされた市民が、どんな状況になるのか。それを考えなければいけないと思ひます。ただ、自分の権限だけでそれを押し通すということは、本当に市民の立場に立った市政をやっていないということだと思ひます。

私は、最後の、市長任期の最後の議会に当たって、市長に対して、もっと広く市民のことを考えた行政をやるべきだと思ひます。

以上で私の質問を終わります。

○立石幸徳議長 ここで10分間休憩いたします。

午前9時53分 休憩

午前10時2分 再開

○立石幸徳議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、禰占通男議員。

[禰占通男議員 登壇]

○7番禰占通男議員 おはようございます。ことしも残すところ20日余りとなりました。

政府は、剰余金、税収の上振れ、税外収入の5.5兆円規模の経済対策を決定して国会も閉会となっております。この5.5兆円も余った分なら、私なら、本来ならば、またこの余ったお金は借金返済に使ってほしいと思っております。

枕崎市の財政も私らが議員となってから遅々として改善されているとは思いません。でありますので、きょうの行財政についての質問は、ほかの自治体も取り組んでいる課題でもあり、また、本市の参考にもなるのではないかとの思いから質問してまいりたいと思ひます。

まず初めに、経常収支比率の改善は可能なのか。経常収支比率97.9%との決算報告でしたが、これを決算状況のよい他市が実績として示している80%台、85%以下に目標を置き、実現できる可能性はあるのか、ないのかをお伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 経常収支比率は、申すまでもなく、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることをあらわし、一般的に市の場合は75%程度が望ましいとされており、80%を超えると財

政構造は弾力性を失いつつあると評価され、さらに90%を超えると硬直的であると評価されま  
す。

県内19市における平成24年度の経常収支比率の状況は、市税や地方交付税の減などにより、  
14市において前年度に比べ比率が上昇し、すべての団体で85%を超えており、半数を超える11  
団体については90%を超えています。

経常収支比率を85%以下とする目標を定めて実現していくことについては、平成24年度の比  
率の状況や現在検討されているリーマンショック後に設けられた特例加算措置の廃止や合併で財  
政需要が変化したことへの対応などの普通交付税の見直しなどを踏まえると、大変難しい状況に  
はありますが、まちづくりの財源を確保し、目前の課題や市民ニーズに的確に対応していくため、  
今後とも比率の改善に向けた取り組みを継続していきます。

○7番 禰占通男議員 今、市長の答弁にもありましたが、この経常収支比率というものは、普通  
70%、80%が、まあ、80%台に分布するのが標準とされる、まあ、平成に入った時点では、そ  
ういうのが標準とされていたようです。私はそのときはまだ議員じゃないですから、こういう数  
値には疎いというか、今も疎いです。

それで、この80%を超える団体というのは、市長も言いましたように財政構造が硬直化して  
いると、まあ、見ると、私が今、この一般質問する中でいろいろ調べた中では出てきました。そ  
れで市長も言いましたが、近年、地方税が減収となった平成4年以降、この収支比率というのは、  
60%の後半から80%の前半であったものが、平成8年度には84.8%、これは平均ですが、平成  
9年以降は87.4%となっていると出ておりました。それで、今、この枕崎市もずっと見ると、  
90%の後半を行ったり来たりして、24年度は97.9%。まあ、100%、19年度は101%と統計にも、  
もらった資料にもありましたが、この残りの2.1%という額は、金額に直すとどのぐらいになる  
んですかね。

○本田親行財政課長 ただいま計算いたします……。

平成24年度の市税、交付税等の経常一般財源収入額が63億1,605万7,000円ですので、その額  
に2.1%を掛けますと、1億3,200万円程度ということになります。

○7番 禰占通男議員 今の1億2,000だったんですかね、結局これが剰余金としての後の基金とか、  
積立金なんかに充てられているわけですよね。

○本田親行財政課長 議員が申されるとおり積立金とか、その辺につきましては、臨時的な経費  
になりますので、普通建設事業とか積立金とか、経常一般財源収入、まあ、市税等の経常一般財  
源を、普通建設事業であるとか、積立金に積み立てる場合の財源となるということでございます。

○7番 禰占通男議員 2番目の歳入増加の取り組みとして、税収減を改善するには何が必要なの  
かをお伺いいたします。

○神園信二企画調整課長 歳入増加の取り組みとして、税収減を改善するにはというお尋ねでご  
ざいますが、まず第一義的には、税関係におきまして、税の収納率の向上等を図るといことは、  
もう第一義的な部分だと思います。

議員のお尋ねとしましては、税収減を改善するためにいわゆる課税客体をふやすという取り組  
みもまた一つの方法かというふうに考えているところでございます。

○7番 禰占通男議員 今、課長がおっしゃられましたように、収納率を上げる、これは以前から  
本市も取り組んでいるという、改革プランの中にもありますが、この収納率が96%、7%いっ  
つてたと思いますが、この収納率を1%上げるとい効果と申しますか、これは税収に対して、本  
市の自主財源が約30億円ありますが、そういった分で計算すると、今の税率で1%率が上が  
ったとした場合、効果はどれほどあるんですか。

○山口英雄税務課長 収納率を1%上げますと、普通税の調定総額が21億から22億切るぐら  
いですので、2,000万円程度の増収ということになります。

○7番禰占通男議員 この収納率は交付税の係数の対象にもなるとは思いますが、今言ったように、2,000万円、1%上げたとして、この交付税に対してのこの係数に影響する分というのは、どの程度になるんですか。

○本田親行財政課長 普通交付税の算定の補正の中で、おっしゃるように徴収率であるとか、職員数の削減であるとか、行革の努力を反映させる仕組みが導入されてはきておりますけれども、この場で1%上げた場合に幾ら増額になるかということについては、ちょっとこの場では、申せられないところでございます。

○7番禰占通男議員 この税対象の客体という、課長が言いましたこの人口増による増収となりますよね。今、人口がどんどん減って行って、税収も悪くなっているのが現状ですが、また、この人口に対しての交付税の係数も相当変わってくると思いますが、やはりこれも簡単には出るものじゃないんですかね。どうなんですか。

○本田親行財政課長 普通交付税につきましては、人口を測定単位とする費目が多いところでございます。その測定単位となる人口につきましては、国勢調査の人口、5年に1回塗りかわるわけですけども、22年の国勢調査でも人口が減少したことによりまして、普通交付税は大きく減少したところでございます。

そこで、通告等にもございませんでしたので、何人減れば幾ら減るのかという具体的な数字については、この場ではお答えできないところでございます。

○7番禰占通男議員 今、人口減というのは我々の枕崎市もですが、近隣のさつま市、九州市なんかも取り組んでいると思うんですが、以前から私も言っておりますが、枕崎は大体、不動産も高い、家賃も高い、それは、商業が発達すればもう仕方ないこととは思いますが、ほかの市町村においては、市外の在住者を対象に住宅建設、不動産の土地購入に対しての助成というのをやっているところもあります。本市としては、今後、そういう助成金なり、そういった制度を設けるというこの構想等は考えているのか、いないのかをお伺いいたします。（「すみません、通告外の質問で答えられません」と言う者あり）（「7番。結局は」と言う者あり）

○立石幸徳議長 禰占議員。

○7番禰占通男議員 歳入増加に取り組むには、今さっきも企画課長も言ったように、収納率を上げるか、人口を上げるかといったら、その人口を上げるにはどうしたらいいかといったら、もう結局は出生して、そして人口がふえたその人が枕崎市に定住してくれたらいいけど、いなかったらほかのところから呼ぶしかないとは私は考えるんですよ。一番、企業誘致も、まあ、次の質問しようと思ったんですが、企業誘致なりすると人口も外からも入ってくるし、それに対しての、今、今度の委員会付託になってる半島の条例の改定なんかも考えている、そういうのもこういうのに入ってくるんじゃないですか。だから、通告外というよりは、結局は、市は結局、人口をふやすにはどうするかというと、今、人口増というのが私はこの歳入増加に対しての取り組みだとしたら、私は通告外にはならないと思いますけど。どうですか。

○立石幸徳議長 暫時休憩します。

午前10時19分 休憩

午前10時20分 再開

○立石幸徳議長 再開をいたします。

今、7番の禰占議員から出ている具体的な税収減を改善する具体的な方策として、禰占議員の意見・提言って言うかたちで整理をしていただきたいと思います。

禰占議員、発言をお願いします。

○7番禰占通男議員 いいということですか。

○立石幸徳議長 暫時休憩します。

午前10時21分 休憩

午前10時21分 再開

○立石幸徳議長 再開をいたします。

○7番禰占通男議員 私はですね、今、通告外と今言われて、議長からの提言ということで、発言させてもらいます。

今、この土地の購入等に対しての助成、それとあと子育て世代、今、俵積田のほうにも新しく住宅もできるようですが、こういった言えば収入の少ない人が所帯を持ったりしたときに、こういう行政にかかわっている人なんかは、こういう住宅手当、扶養手当というのがありますが、大体がそういうのはもらえないのが現実です。そうした場合、人口をふやすとしたら、やっぱり、所得の低いというか、まだ十分でない方に対しては、また集合住宅の家賃の助成とかも私はIターンやUターンをふやすためになるのではないかと思って、この質問時間にそれを提言しようと思っただけで、そのうちに入れたんですが、それで、きのう市報も私の家に届きました。そして、写真つきで俵積田の住宅もありました。その中にやはり、所得が入居に対しても所得も必要となると。本当に住宅の欲しい人に使ってもらえるのかと。本当に私も前々からずっと考えていることです。この歳入の増加の取り組みの部分は、一応、終わらせていただきます。

3番目の歳出削減の取り組みについて、まず、人件費削減について有効な手だてはあるのかをお伺いしたいと思います。

○永留秀一総務課長 人件費の削減の取り組みについて有効な手だてがあるのかということですが、人件費の削減については、従来から持ち家に対する住居手当の廃止や、あるいは通勤手当の見直しも行ってきておりまして、25年度においては、わたりの是正なども行ってまいりました。

このような給与適正化に取り組んできていると同時に、定員の適正化計画に基づいて年次的な職員数の削減を行っております。平成17年度に適正化計画をつくったときの職員数が全体で385人だったんですが、平成25年度には321人になっておりまして、8年間で64人を削減しております。

このような給与適正化あるいは職員数の削減によって、人件費の削減に取り組んできているところでありまして。

○7番禰占通男議員 今、課長からの総体的な人件費の削減ということでありましたが、私は、この給与部分についてのことに、人件費の中の給与部分ですね、それについてちょっとお伺いしたいんですが、この職員の給与カットが平成16年からと思うんですが、ずっと、延々と続いております。

こうした中で、民間給与との比較方法、まあ、ラスパイレスなんですが、財政が豊かであれば、私は今以上にもらっても構わないと思います、実際。ですが、民間は不景気が約20年続いてきて、伸びるに伸びないというジレンマの中で、今、20年間過ぎてきたんですが、こういった中で、公務員は昇給の号数もあります。それで5%カットしてきていると思うんですが、この10年間もカットを継続しているというこれが私は何か、ちょっとおかしいんじゃないかと思うんですが、当局はその給与体系は改正しないで、このカットを続けるという意味はどこにあるんですか。

○永留秀一総務課長 本市の独自の給与の削減につきましては、平成16年の10月から実施をしております。そのときから本市の財政事情が非常に厳しいということ踏まえまして、独自のカットを組合と協議をしながら行ってきておりまして、財政事情がなかなか好転してきていないということで、毎年協議の中で組合との間で、カットの申し合わせをいたしまして、16年から引き続き継続をしているというのが実情であります。

○7番禰占通男議員 これ、給与のカットをしないとやっていけないんですかね。

○永留秀一総務課長 財政状況が厳しいということで、給与以外でもさまざまな歳出の削減など

を図ってきているわけですが、その中の一つとして、給与のカットをお願いしているというところでもあります。

○7番 禰占通男議員 16年からですが、最初の16年はカットして減ったとなりますよ。それで、大体1年に4号給以上上がっているわけですから、初年度はカットで給料に響いてくるけど、その後の17年度からという、まあ、簡単に考えると、それはもうカットしても、何かカットの意味がないんじゃないかと私は思うんですが、そこら辺はどのようにとらえているんですか。

○永留秀一総務課長 職員は毎年定期昇給をしていくわけですが、同時に定年退職でやめる方もいて、新規採用で入ってくる方もいます。平均給与を比べれば、毎年の平均給与月額というのは、毎年さほど変わらないということになるわけですので、カットをするということについては、毎年の給与の削減においては、非常に大きな効果額があるというふうに考えております。

○久木田敏副市長 今、御質問を聞いておりますと、カットするという事、その意味とそれから本給、職員の給料表ですね、それとの違いだろうと思っておりますが、本来、職員の給与につきましては、給与条例の中で位置づけられております。ですので、それをもとに、毎年、独自に平成16年10月から職員の協力を得まして、財政の苦しい中でありましたので、ずっと削減をお願いしてきているということですので、その最初の年だけがということじゃなくて、毎年毎年において、本来の給料表というのがあるわけですので、そこからカットしております。ですから、その効果というのは、当然、毎年毎年あるということでございます。

○7番 禰占通男議員 であれば、10年もこのカットを継続している間に条例改正して、それなりに給料表を見直したほうが良いと私は思いますけど。どうなんですか。

○永留秀一総務課長 現在行っている独自の給与の削減については、あくまでも毎年行っている特例的な削減でありまして、本来の給与決定のあり方とはまた違うものであると思っております。給与の決定のあり方については、本市においては、人事院勧告に準じて、国・県、人事院勧告が民間の給与を全国的に調査をして、県の人事委員会も同時に県内の事業所の調査をしておりますので、それに準じて給与改定は行っていきたいというふうに考えております。

○7番 禰占通男議員 私がこれを、質問をいろいろする中で、幾つかの資料をあさったんですが、その中に、私もこういうことは考えつかなかったんですが、給与単価と職員数において問題はないか。それと、あと、これに検討を加えて財政構造が硬直化しないようにしなければならないと専門の方がおっしゃっているんですが、それでこの本市の財政構造の状態は硬直化しているんじゃないかと私は思っているんですが、そこはどうお考えですか。

○本田親行財政課長 先ほどの経常収支比率の御質問の中でも財政の硬直化の状況を示す比率が経常収支比率でございます。それが平成21年度から4年連続で19市の中でも最も高い。人件費につきましては、経常経費の中でも最たるものだと考えております。経常収支比率を削減する中で、まちづくり等や市独自の施策を行っていくための財源を生み出す必要があることから、職員の給与費についても、平成16年度から削減を行っているものであると考えております。

○7番 禰占通男議員 3番目の中の2番の物件費と維持補修費の削減についてお伺いいたします。今、私もこの中で、物件費の中にこの委託料が入っているんですけど、旅費とですね、この委託料、まあ、物件費が23年度とすると24年度は7,000万ぐらい改善されているんですが、改善されているというのがいいのかどうか分かりませんが、額が減っているんですが、今、この委託料、まあ、給食センター、図書館もなりましたが、今後のこの委託料の推移というものでは、ほかも委託できるものは、委託・廃止されていくと思いますが、そういう中でこの委託料の推移というのはどうなるのかをお伺いいたします。

○本田親行財政課長 平成24年度の物件費の減少、委託料の減少につきましては、ふるさと雇用再生特別基金事業、景気対策事業の減によるところが大きかったわけでございます。

物件費につきましては、各施設等の管理運営などを直営で行ってきた業務を民間に委託する場



合には、新たに委託料が発生して物件費は増加します。反面、人件費等が減少し、経費全体としては削減が図られます。このことから、これまでも学校給食センターの調理運搬業務でありますとか、市立図書館の運営など民間委託を積極的に行ってきたところでございます。

今後もそのような考え方で進めてまいりますので、委託料の増加に、施設の管理運営等を民間に行った場合には委託料が増加し、物件費については、前年度比で増加することも考えられると考えております。

**○7番 禰占通男議員** 今、この委託料に関してですが、今後、施設というか、青少年センターだったですかね、あそこも一応、廃止となったんですが、そういう中で今後、廃止または改善というか、そういうのに挙がっている施設というか、そういうのは何があるんですか。

**○永留秀一総務課長** 平成22年、まあ、21年、22年度だったと思いますが、行政評価におきまして、行政評価の手法を用いまして公共施設の評価というのをしております。その中で、引き続き施設を存続して運営していくべきものあるいは廃止も含めて見直しの検討すべきもの、いろいろ挙がっておりまして、勤労青少年ホームにおきましては、その中で廃止に向けて検討をすべきものということで、廃止に至ったという経緯があります。

その中でもいろいろあるんですけれども、具体的に今後、廃止の検討を行うべきものというのは、そのほかにも挙げられてはいるんですが、まだ正式な方針として決まっておきませんので、施設としては、ちょっと個別な名称は避けたいと思っております。

今後につきましては、全体的な公共施設のあり方検討会をつくって、発足をしておりますので、来年度1年かけて全体的に今後の施設のあり方の検討をしていきたいというふうに考えているところであります。

**○7番 禰占通男議員** 3番目のこの繰出金の削減についてお伺いたします。

今、自民党政権になってから、経済対策としていろいろなアベノミクスなりの言葉なりでいろいろ経済対策が行われていますし、またこれからも財源が確保されるのではないかと思います。この枕崎市において、この繰出金の、今後そういった公共事業もふえる、また、今、国土強靱化だったですかね、あれも4日に決定されておりますが、こういった老朽化したインフラの整備、それなりに工事がふえるとなると、この繰出金もまた100%交付税というわけにはいかない部分もあります。繰出金の増加というのもまた考えられると思うんですよ。そういった場合、この市の対応というのは、どのようになるんですかね。今から増加すると思われるんですよ。その中の繰出金は。

**○本田親行財政課長** 繰出金につきましては、公共下水道特別会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計等への繰出金に基づきます一般会計の繰り出しでございます。

御質問の趣旨がなかなか理解できないんですけども、繰出金につきましては、高齢化の進行などに伴いまして、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、それぞれ増加してきております。今後もこの傾向については、続いていくものと考えているところでございます。

また、平成25年度の国民健康保険特別会計の繰り出しにつきましても、県広域等支援基金貸付金の償還財源として、法定外の繰り出しも当初予算に計上しておりますので、平成25年度決算におきます繰出金については、さらに増加が見込まれるところでありまして、繰出金の削減については、なかなか難しいものであると考えているところでございます。

**○7番 禰占通男議員** この繰出金については、平成23年度が12億8,000万ぐらい、24年度が13億2,000万ぐらいとなっているんですが、これは、大体、1億には届かないですけど、4,000万ぐらいですかね、このぐらいふえていく可能性はあるんですか。

**○本田親行財政課長** ただいまも申し上げましたとおり、繰出金の増加につきましては、高齢化の進行などに伴いまして、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計等への繰出金が増加してき

ております。この傾向につきましては、今後とも続くものと考えておりますので、繰出金については、増加していくものと見込んでおります。

なお、平成24年度の経常収支比率の算定の中においても、他の経費については削減されていますけれども、繰出金については増加しているという状況でございます。

○7番 禰占通男議員 4番目の公債費負担の縮減についてですが、本市の公債費についても、15億、16億、ここら辺を推移しているんですが、借金との、借金というか負債との関係ですが、今後やはり、24年度が15億4,000万ぐらいなんですが、この推移というのは、もう大体この推移で負債が減るまでというか、そういう推移になるんですかね。

○本田親行財政課長 公債費につきましては、これまでの答弁の中でも平成五、六年の水害等を踏まえました災害対策、それ以降の災害対策に要する経費等の財源としたために、ただいま高水準で推移しておりますけれども、償還期限が20年度程度の地方債が多いので、その償還が終わるのが平成27年、28年と考えておりますので、その新たな建設事業等の財源を除いて考えますと、二十七、八年からは大きく減少してくるものと考えております。

○7番 禰占通男議員 この公債費については、交付税措置の額の把握にも影響すると思うんですが、この交付税もまた今後どうなるか、いろいろ論議されているようですが、この交付税に対しての措置についての、交付税額についての公債費ということで考えると、返済という考えでいくとどうなんですかね。まあ、言えば、今までどおりでやっていけるのかどうかということなんです。

○本田親行財政課長 公債費の交付税措置につきましては、毎年度の元金・利息の償還に対して、もともとのその地方債の性質によって措置される率が定まっております、その率で交付税が算定されるものでございます。

本市の各財政指標等が高い理由につきましては、これまでも交付税措置の高い過疎債であるとか、合併特例債とか、その辺の活用が図られないことから、本市の各財政指標については、高い比率で推移しているということについては、申しているところでございます。

もともと地方債を起す段階で、この地方債については何%の交付税措置ということが決まっておりますので、それに基づいて借入額を抑制するなど、後年度の財政運営を考えながら地方債の借入れを行っているところでございます。

○7番 禰占通男議員 あと1点お伺いしたいのは、平成10年が人口として2万7,000あったものが、平成24年度は2万3,000人ということで、比率にしても、平成10年度が17.8%、平成24年度が15.7%程度ということになるんですが、24年度は減るとしても、下がっておりますが、23年度は17.1%であります、この人口との兼ね合いでこの公債費、先ほども最初から出ましたがこの交付税との関係、この人口との関係は、今後、あと5年、課長も言いましたが28年度から大分楽になるようなことに、28年度か、これになると言いましたが、この人口との兼ね合いで公債費の縮減というか、言えば、減る分についての推計というか、展望というのは持っておられるんですかね。

○本田親行財政課長 公債費に対する交付税措置につきましては、先ほども申しましたけれども、毎年度の元金・利子の返済に対して、50%なり70%なりと定まった額が交付税の基準財政需要額に算入されるものでございます。直接人口の減少と公債費の交付税措置については、相関関係はないものと思います。

○7番 禰占通男議員 次に、組織機構における課別の職員数はどのような方法で定数を定めているのかをお伺いいたします。

○永留秀一総務課長 まず、全体的な職員数の決定のあり方について、総体的に申し上げますけれども、定員適正化計画に基づいて年次的に職員数の削減を行ってきたわけですが、この中では、国・県からの権限移譲など、新たな行政課題あるいは社会経済情勢の変化の対応をしなければな

らないという、職員数が増加をしなければならないという要因もある中で、事務事業の見直し、組織機構の合理化、民間委託の推進あるいは行政事務の電子化、市民協働の推進など、さまざまな行財政改革を積極的に推し進めることによって、全体的な職員数の削減を行ってきたところがあります。

個別の課・係についての職員数の決定につきましては、ただいま申し上げました職員数が増加をする要因あるいは職員数を削減をするための課題などの要因、こういったことにつきまして、毎年度の個別課題を組織検討委員会などで具体的に協議を、検討をいたしております。さらに、所管課のヒアリングも行いながら、具体的な課・係の職員数を決定しているところであります。

○7番 禰占通男議員 今、課長もおっしゃられたように、この検討委員会で図られるということですが、この検討委員会というのは、回数とかそういうのは決まっているんですか。

○永留秀一総務課長 毎年、その年の行政課題について上げまして、増加の要因あるいは職員を削減するための課題、そういったのを上げまして、確認をするという作業をまず行いまして、その後、総務課のほうに事務局がありますので、事務局のほうで個別の所管課との協議あるいはさまざまな段階でのヒアリングなどを行いながら、その内容がまとまった段階で再度、組織機構検討委員会を開いて、そこで協議を行うと、そういった流れで毎年行っております。

○7番 禰占通男議員 今、その検討委員会を開催する回数とか、そういうのは決まってなくて、ただその……。

○永留秀一総務課長 課長級の委員がいるんですけど、その委員が集まる組織機構検討委員会は、毎年度課題を上げるときに1回、最後に課題案がまとまったときに1回、通常2回行っておりますが、その間においては、さまざまな協議あるいはヒアリング、そういったのを数多く行っているところであります。

○7番 禰占通男議員 新規事業、終わった事業、そして、継続事業等があると思いますが、こういった場合の課長の連絡、そういった中での検討委員会ということですか。この事業が終わった後のその対応というのは、どうなされているんですか。各年度の事業が、新しい事業が入ってくる、終わった事業、継続事業とあると思いますが、そういった中の検討委員会の中でも話されると思うんですが、そういった各年度の事業に対する対応というのは。

○永留秀一総務課長 先ほどから御説明しております事業が始まる時には、新たな職員数の増加の要因となるわけですので、その組織機構検討委員会に今年度はこういった事業が始まる予定であるとか、そういったのが上げられてくることになります。で、終了のときには何年の計画で、何年度に終了するという、そういった定数削減の要因になりますので、そういったのを上げまして、今年度はそれらの事務について検証を行って、検討していくということを毎年、行っているところであります。

○7番 禰占通男議員 平成21年度から25年度までには人口が約1,000人程度減少しているんですが、この人口に対する職員数は、今、本市としては何人なのか。それまた何人が、一人の職員が市民を担当するということになるんですが、何人が妥当なのかをお教えいただきたいです。

○永留秀一総務課長 人口に対する職員数のことではありますが、何人が妥当かとか、そういったのを比べるときには、各市、例えば、病院を持っているところあるいは下水道持っているところ、市の形態によって職員数がまちまちになりますので、普通会計の職員数で比べるとというのが通常の手法ということになっております。

それで、国のほうで類似団体の職員数と、類似団体別職員数の状況というのを毎年公表をしておりますけれども、国が公表している平成23年4月の類似団体別職員数の状況では、人口が1万人当たりの職員数は枕崎市は91.97人、職員1人当たりの住民数を出しますと、平成23年度の公表された数字では、108.7人となっております。国のほうで1人当たりの住民数は何人程度が妥当だというのは示してはおりませんが、この類似団体別職員数の状況の公表された資料により

ますと、本市と同様の産業構造などによる県内の類似団体は、県内に五つ本市と産業構造が似通っている類似団体があるわけですが、この県内五つの類似団体の中では、本市の職員数の割合が一番少なくなっているという状況になっております。

○7番禰占通男議員 質問にはならないんですが、実人員と実経費が、経費については、交付税対象にはならないとなっておりますので、なお一層の改善を望んでおきます。

次の質問にまいります。最後の質問ですが、最後の質問の中の、この一般質問の要旨の中にあるんですが、私はこの財政力指数とここに申告してありますけど、担当課長からこの部分は財政力指標のほうが妥当じゃないかということを指摘されました。それで、この場で訂正をさせていただきたいと思っております。

それについて、財政力について、他市は合併特例債を活用して、交付税措置分を積み立て、市債の減少、基金の積み増しをし、財政力指標は改善されていると思うが、行政としてはどのように分析しているのかをお伺いいたします。

○本田親行財政課長 御指摘のとおり、県内の合併を行った団体にあつては、合併特例債や地方交付税の合併算定替えの特例など、市町村合併を推進するための国の手厚い財政措置を十分活用し、基金残高の充実を図るなど、各財政指標等が改善されてきているものと考えます。県内の市町村合併については、手厚い財政支援措置の期限であった平成17年度までに大きく進んでいます。

このことも大きく影響し、平成19年度から施行された健全化法に基づく健全化判断比率は、比率そのものの改善は図られてきているものの、法の施行以来、19市の中で最も高い水準が続いています。

本市は現実として、合併による財政上の優遇措置を受けての各財政指標等の改善を図ることはできないことから、さらなる歳入歳出両面にわたる徹底した行財政改革を継続して推進していくほかはないものと考えております。

○7番禰占通男議員 今、この二、三日間もある人が言っていたんですが、合併して約10年間で200億円入ってくると。1年間に対して20億ぐらい。あと5年が額を減らしてもらえるとということでありました。その話を聞きましたが、本市は合併しなかったわけですから、そういった恩恵にもあずかっておりませんが、私のここで聞きたいのはただ1点で、今後、自治体間の財政力の格差は、今後、どのようになると思われますか。

○本田親行財政課長 財政力を各財政指標で見るとすると、県内19市の中でも枕崎市が最も高い水準で推移していると。その理由としては、合併による、ただいまも申しましたけども、優遇措置等も関係すると、そう分析しておりますので、今後、合併した団体への優遇措置というのは、経過措置を設けながらなくなっていくわけですので、各財政力を各指標で判断するとしたならば、合併を行った各市の財政指標等も水準が上がってくると考えますので、その分格差は縮まっていくものと考えます。

○7番禰占通男議員 以上で質問を終わります。

○立石幸徳議長 ここで、午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時1分 休憩

午後1時9分 再開

○立石幸徳議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中原重信議員。

[中原重信議員 登壇]

○13番中原重信議員 皆さん、こんにちは。

久しぶりの一般質問ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

私は、去る11月25日、東京で開催されました消防団120年・自治体消防65周年記念大会に参加

する機会を得ました。大会には、天皇・皇后両陛下の御臨席を賜り、安倍内閣総理大臣、伊吹衆議院議長、山崎参議院議長、竹崎最高裁判所長官など多数の大臣も参列し、盛大にとり行われました。式典は3部構成で、1部は記念式典、2部は消防実技、そして大災害訓練等でありました。3部では、消防応援団の芸能人の菅原文太さん、水前寺清子さん、多数の芸能人がトークや歌で激励されました。中でも、国民的アイドルであります48（フォーティーエイト）の出番のときは、会場も華やいだ気持ちになりました。

さて、近年の日本消防にとって、近年の最大の経験は東日本大震災です。消防団員、消防職員は極めて困難な状況の中で粘り強く懸命の活動をし、多くの国民の皆さんから高く評価されましたが、消防団員198人、消防職員26名が殉職するという、つらい悲しい経験もいたしました。

このような中で、大規模な地震、津波の発生の切迫性が指摘され、また台風、局地的豪雨、竜巻などさまざまな災害が発生し、思いもよらない事故もあります。消防は、今も頻発する住宅火災などのほか、こうしたあらゆる災害・事故に対し、東日本大震災の教訓を生かしながら最善の体制で対処しなければなりません。消防活動の根っこを支えるのは、家族や隣人など地域の人々、そして自分たちのふるさととは、みずから守るという気持ちです。

我々は、先人たちのこういう熱い思いを受け継ぎながら、予防・消防の周知、災害のない安心・安全なまちづくりに今後も団員の一人として精進してまいりたいと思います。

それでは、通告に従い一般質問いたします。

環太平洋パートナーシップ、シンガポール閣僚会議が開催されております。年内妥結に向けて、アメリカはさらに圧力をかけてくると見られます。また、国内でも、経営所得安定対策、米政策の見直しをめぐる与党の議論は、今週、山場を迎えると言われております。

このような情勢の中で、今後の本市農業振興について、どのような見解を持っているのか、まずお尋ねいたします。

[神園征市長 登壇]

○**神園征市長** 御指摘のとおり、今日の農業を取り巻く環境は、T P P問題や米の生産調整の廃止、日本型直接支払制度の創設や農地中間管理機構の設置など大きな転換期にあり、市としましても、これらの情報収集に努めながら、的確な対応をしなければならないと考えておりますが、本市の主要作物である茶、花卉、カンショや畜産など、今後とも効率的な生産体制の整備とコストの引き下げに努めながら、高品質で安心・安全な農畜産物の生産を基本として、農業振興に努めたいと思っております。

○**13番中原重信議員** どうかやはり、そういう今言われましたように、枕崎の農業が、特色のあるものを構築していただきたいと思います。

次に、重要5品目が関税撤廃になったときに、本市への影響についてお伺いいたします。

○**真茅学農政課長** 農業関係で、政府はT P P交渉参加国11カ国に対して、関税を撤廃した場合の農産物の減少額を2兆6,600億円程度と試算しております。

鹿児島県では農業生産額で1,337億円、関連産業で1,485億円、地域経済で1,546億円、合計4,368億円の影響があるとしております。国・県の試算に準じて、本市農業への影響額を平成24年度の農業生産実績から試算しますと、約31億円程度の影響があると思われれます。これは、本市農業生産額の約30%に相当する額となります。

○**13番中原重信議員** ただいま言われましたように、大変な大きな影響がありますので、なるだけないように行政と生産者が一体となって取り組んでいきたいと思っております。

そして、米は全国でつくられ、水田は水を蓄える機能は国土保全にもつながっています。また、麦は米の転作作物として国が奨励している作物です。牛肉、豚肉はオーストラリアなど競争力の高い国が外国にあります。牛乳、乳製品は、牛乳を除いては、海外でつくってもあまり品質に変わりはないということですが、それと甘味資源、サトウキビ、てん菜については、南西諸島のサ

トウキビ、北海道のてん菜は北と南の経済を支えています。今、交渉中ですので、日本政府の力強い交渉を望んでいます。

次に、本市における農業法人数と構成人数及び農業形態をお示してください。

○真茅学農政課長 本市の農業法人の数につきましては、平成25年1月現在、21の農事組合法人があり、構成員は91名となっております。農業形態につきましては、茶が19法人、畜産が2法人となっております。なお、有限会社等の会社法人については、把握していないところであります。

○13番中原重信議員 次に、本市の就農状況と農業生産状況について、どのように推移しているかお示してください。

○真茅学農政課長 本市の新規就農者の数と主要作物の農業生産状況の推移を過去5年間で述べますと、新規就農者につきましては、平成20年4名、21年2名、22年4名、23年2名、24年4名となっております。

茶につきましては、20年27億6,900万、21年18億5,600万、22年24億2,000万、23年22億5,200万、24年25億0,600万となっております。

花卉につきましては、20年17億3,800万、21年16億8,000万、22年18億1,400万、23年16億6,300万、24年16億2,900万。

カンショにつきましては、20年10億2,800万、21年9億6,000万、22年8億4,400万、23年8億3,800万、24年9億1,500万となっております。

畜産につきましては、20年48億5,200万、21年44億6,800万、22年45億2,700万、23年45億6,700万、24年43億8,900万となっているところでございます。

○13番中原重信議員 それと、新規就農者で作物ごとの就農状況がわかっておれば、お示ください。

○真茅学農政課長 作物ごとには、ちょっとこの場に資料を持って来ておりませんので、わからないところでございます。

○13番中原重信議員 次に、集落営農組織における農地流動化の状況は、どのようになっているのか、お伺いたします。

○瀬戸口修農委事務局長 本市の集落営農組織は、現在、田布川集落の「くらたの里」のみでございます。まだ法人化されておりませんので、農業委員会を通しての農地の集積については、されていないところでございます。

○13番中原重信議員 次に、農地法人による農地集積状況はどのようになっているのか、お伺いたします。

○瀬戸口修農委事務局長 所有権を含めまして利用権設定をしている法人の数につきましては、19法人でございます。その合計面積につきましては、91万8,896平米となっているところです。

○13番中原重信議員 次に、人・農地プランの状況についてお伺いたします。

○真茅学農政課長 人・農地プランにつきましては、平成24年度から地域における人と農地の問題を解決するため、地域の話し合いにより、市内で地区ごとに4プランを作成しております。平成25年9月現在、個人61人、法人15法人、集落営農1団体の合計77を地域の中心となる経営体として位置づけしたところです。

なお、このプランは一度作成したら終わりではありませんので、今後も地域の農業者の話し合いによって、順次見直してまいります。

○13番中原重信議員 次に、茶の改植等支援事業継続要請についてお尋ねいたします。

国は事業の見直しを検討している状況と聞きますが、どのような検討がなされているのか、お伺いたします。

○真茅学農政課長 果樹・茶支援対策事業は平成23年度から始まっており、国では、これまで

改植や未収益期間に対する補助を実施しておりましたが、平成26年度からはこれらの対策に加えて、新たな支援として、放任茶園を活用して規模拡大する場合の新植への支援や輸出拡大に向けた生産加工技術への支援、生産コストの低減や国内マーケットの創出に向けた取り組みなどを支援する考えのようではありますが、詳細については、まだわかってないところでもあります。

○13番中原重信議員 そういふ実際の、それについては早目にそういうのもまたお示しいただきたいと思っています。

次に、本市の改植要望と改植率はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○真茅学農政課長 改植要望と改植率ということでございますけれども、改植率については、分母をどのようにとらえたらいいかわからないもんですから、改植実績ということで答弁させていただきたいと思います。

改植実績につきましては、平成23年度7.4ヘクタール、平成24年度11.7ヘクタールの合計19.1ヘクタールとなっております、改植の要望としては、平成25年度9ヘクタール上がっているところです。

○13番中原重信議員 次に、茶価の低迷が続いており、鹿児島県では同事業の継続要請が大きい、であります。県と一体となってこの事業が継続できるよう要請すべきと思うのですが、いかがでしょうか。

○真茅学農政課長 この事業は、農林水産省でも平成26年度も引き続き予算要求しておりますので、事業は継続されるものと考えておりますが、本市の茶業振興にとっても非常に大事な事業でありますので、平成27年度以降も継続されるよう、県等を通じて要請したいと思います。

○13番中原重信議員 ぜひですね、県と一体となって継続要請をお願いしたいと思います。

また先般、曾於市で県の茶業振興大会が開催されました。そして、いよいよ来年度は本市であります。市長も同行され、次回開催地の市長として引き継いでこられました。

生産者の中には、茶の価格低迷の中、振興大会をやめたらという声もあります。また、一部では、このようなきこそ、行政、生産者が一体となって枕崎茶の底力を発揮したいという声もあります。生産者は、行政のバックアップを強く望んでいるところでもあります。

そしてまた、振興大会の開催については、一人でも多くの方が枕崎を訪れるよう、開催場所、日時についてもよく検討し、そしてまた、全庁体制で取り組みを強く要望しておきます。

次に、社会体育施設整備についてお願いいたします。

以前、塩浜運動公園の防球ネットについて要望したんですけれども、検討するということがでしたが、その後の検討結果をお示してください。

○久保等保健体育課長 塩浜公園の防球ネットの件でございますが、枕崎高校とテニスコートの、俗に言われる第1コートのこととおうかがいしております。その件につきまして、バックネット側の防球ネットにつきましては、現在までに大きな事故・トラブル等はないと把握しており、検討した結果、必要性がないと判断したところです。

今後も、引き続きフェールボールの頻度等を調査しながら、防球ネット等の設置の必要性について検討してまいりたいと考えております。

○13番中原重信議員 実際に競技する人たちと、そういうちょっとした認識のずれがあります。あそこは特に交通量が多くて、そして、ある時間帯によっては高校生の下校時間も重なります。実際、競技するほうについては、早急な、そういうボールが道路に出ないように設置が必要と考えていますので、またよく検討して早急に設置ができるようお願いしたいと思います。

次に、深浦サッカー場の検討についてはどのようになっているのか、お伺いいたします。

○久保等保健体育課長 深浦運動場をサッカー場ということですが、深浦運動場は多目的運動場となっております、サッカーを初め、グラウンド・ゴルフ、野球、ソフトボール、レクリエーションなど、さまざまな種目で多くの市民が利用しているため、今後も職員の作業により整備

し、より使いやすい運動場として有効活用していきたいと考えております。

**○13番中原重信議員** もうサッカー専用、これは何年か前から声が出ていますし、また、何人かの方がこれについて要望しているわけですがけれども、ぜひですね、そういう深浦グラウンドに限らずに、別な場所でも専用とまではいかないと思うんですけれども、そういうようなサッカー場をつくって、そして地区内外から呼べるような施設も検討していただきたいと思っています。

次に、グラウンド・ゴルフ愛好者が、南薩地区内の各市の会場にて輪番制で大会を開催しているそうであります。塩浜運動公園は、グラウンドコンディションが悪いということで敬遠され、また、台場公園を利用したいが駐車場が少ないということで利用しにくいという声も聞いてます。サッカー場を含めて総合的な検討をする時期に来ていると思いますが、その必要性はないのか、お伺いいたします。

**○久保等保健体育課長** 現在、塩浜運動場は、グラウンド・ゴルフや野球、ソフトボールなど、市民のスポーツ活動の中心的な場所として年間約3万人に利用されております。当運動場は、多目的に利用できるように、天然芝と土のグラウンドであるために、風雨によりどうしても芝生と土の部分との段差が出てきてしまいます。ふだんは、職員等により段差解消の作業をしておりますが、昨年度は、業者による段差解消等の整備を実施したところであります。

社会体育施設全般において、老朽化が進んでいる状況にあるので、今後とも通常の職員による点検整備を実施するとともに、総合的な整備のあり方を検討してまいりたいと考えております。

**○13番中原重信議員** ぜひですね、そういう検討をしていただきたいと思っています。枕崎にも大きな大会を、特に、スポーツ少年団については誘致しているようですので、小さなじゃなくて、そういう大がかりな整備もひとつ念頭に置いて検討をしていただきたいと思っています。

次に、全国大会出場等補助金制度についてお伺いいたします。

現行の制度では、九州大会、全国大会の出場者数がふえれば、1人当たりの補助金が減額となります。これについては見直しが必要と思うんですが、いかがでしょうか。

**○久保等保健体育課長** 全国大会等出場補助については、社会体育の普及振興と競技力の向上を図ることを目的に、予算の定める額の範囲内で、市体育協会に支出しております。なお、各競技団体や個人への交付については、市体育協会の内部規程に基づいて交付されております。御指摘のような現状もありますので、他市の状況等についても調査・研究を行い、市体育協会とも協議しながら、検討したいと考えております。

**○13番中原重信議員** 私でもありますね、そういう今、補助金制度のこういう支払うための一つの委員なんですけども、大変もう、そういう予算がなくて大変困っている。そして、社会人については遠慮してもらってですね、ようやくして子供たちを中心に配付している状況があります。

で、私、南九州をちょっと調べたんですけど、南九州市は補助金要綱を廃止して、全国大会等出場奨励金交付金要綱を定めております。そして、2年間の実績を見ますと、23年度で個人70名に62万1,000円、団体に20万円。24年度は、個人49名で68万5,000円、5団体で50万円を支出しております。

南九州市まではいかないともども、やはり、青少年育成とかいろんな中で、そしてまた、7年後は国民体育大会も開催されるようになっていきます。7年後というと中学生、高校生がそういう中心になりますので、ぜひ、早目に検討をお願いしたいと思います。

次に、市有財産の管理についてお伺いいたします。

神園川、山手町の駐車場が特定の市民に占有され、批判があります。月極駐車場にしたほうが市民の理解が得やすいということ指摘されてから、なかなか進展しない。その後の経緯、なかなか進展しない障害要因は何があるのか。また、周辺住民の意向調査はどのようになっているのかをお伺いいたします。



○**下山忠志水産商工課長** 神園川駐車場については、御指摘のように常駐車両が多く、買い物等の際に利用しづらいという声がございまして、以前から議会からも御指摘を受けているところです。市内の駐車場の適正な利用につきましては、庁内でも有料化を含めていろいろ検討をしてきました。

神園川駐車場については、隣接する公民館や通り会の代表と有料化について協議を行い、駐車場の現状の説明と有料化について意見交換と協議を行いました。その後、利用の実態について、具体的に昼間及び夜間における利用状況について調査を行ったところであります。

障害要件につきましては、公民館や通り会と協議した際には、生活通路として使用している部分、あるいは、個人で床板を設置し出入り口を確保したこと、こういうふうな状態があるので、料金設定等の課題については、十分整理して進めてくださいというふうなことの住民からの要望があって、それが今進めている状況でございます。

また、料金設定については、個人契約の場合や商店街活性化のための契約の場合の料金設定について、今後検討していただきたいというふうな意見がございましたので、今後そういうふうなかたちについて検討を進めてまいりたいというふうなかたちで思っております。

○**依積田清文建設課長** 山手町の駅裏広場の駐車場につきましては、月極などの駐車場としての有料化について検討をしてきておりますが、現在、駅周辺の駐車場のあり方について、総体的に検討を行っております。

また、障害要件といたしましては、ここを有料で貸し付けをする場合には、駐車ラインや安全対策等の施設整備を行う必要があります。現在、夜間の駐車台数は、四、五台と少ないことから、有料駐車場とした場合の需要があるかどうかとも危惧されております。

それから周辺の住民の意向といたしましては、駅裏広場駐車場に放置車両が1台ございまして、それについて苦情がきておりますが、現在、所有者に撤去の依頼を行っているところでございます。また、月極駐車場等の要望については、周辺住民からは聞いておりません。

○**13番中原重信議員** 先ほど答弁があったようにですね、やはり、いろんな施設をつくる場合についても、住民の声が反映されるようなそういう施設に、また行政運営を行っていただきたいと思っております。なるだけ早目に検討し、そういう市民からですね、そういう不平不満が出ないような対策も講じていただきたいと思っております。

次に、公共下水道区域外農村部の污水対策についてお伺いいたします。

まず1番目に、下水道区域外の合併処理浄化槽の普及率をお示してください。

○**南田敏朗市民生活課参事** 本市の平成24年度末の合併浄化槽設置人口は2,999人でございまして、住民基本台帳人口2万3,495人に対する普及率は、12.76%となっております。

この中で下水道区域外の合併浄化槽設置人口は2,913名で、区域外人口9,630人に対する普及率は30.25%となっているところでございます。以上です。

○**13番中原重信議員** 次に、県下の合併処理浄化槽の普及率をお示してください。

○**南田敏朗市民生活課参事** 同じく平成24年度末時点の鹿児島県全域の合併浄化槽設置人口が51万2,420人でございまして、住民基本台帳人口170万1,387名に対する普及率は30.12%となっております。

南薩地域振興局管内の指宿市、南さつま市、南九州市の合併浄化槽人口普及率は、指宿市が28.33%、南さつま市は50.41%、南九州市は35.57%となっております。ちなみに、南薩地域振興局管内4市の下水道、農業・漁業集落排水、合併浄化槽を合計した污水処理人口普及率は、枕崎市が70.39%、指宿市が54.54%、南さつま市が55.99%、南九州市は48.81%となっております。污水全体の污水処理人口普及率は、枕崎市が最も高くなっているところでございます。以上です。

○**13番中原重信議員** 次に、産業厚生委員会で11月11日から13日にかけて、政務調査を九州管

内で実施いたしました。特に、唐津市の合併浄化槽の取り組みについては、調査項目ではなかったわけですが、やはり資料をもらいまして、特に、環境保全の面からについてお尋ねいたします。

先ほど言いましたように、調査項目ではなかったわけですが、担当職員がいなくて、詳しい説明は聞き取れなかったわけですが、唐津市は9市町村が合併し、環境保全のために下水処理の普及に力を入れております。特に、農・漁村地区の集落排水の取り組みは100%であります。

そこで、唐津市と本市の取り組みの違いをお示してください。

**○南田敏朗市民生活課参事** 唐津市と本市の大きな違いと申しますか、では、合併処理浄化槽の設置事業につきましては、本市は個人が設置する個人設置型という方式をとっておりまして、個人が住宅使用を目的とする場合に限って設置する個人に対して、設置費用の3分の1をめぐりに循環型社会形成推進交付金として、国・県とともに助成をしているところでございます。また、みなし浄化槽の撤去、いわゆる単独浄化槽の撤去については、合併浄化槽を設置する場合の撤去費用に対しても助成をしているところでございます。

一方、唐津市では、今、御指摘がありましたように個人設置型で個人住宅用。我々と大きく違うのは、その中でもマンション等の集合住宅に対しても助成するというところが違っているというところがございませうけれども、また一方、市町村が設置する市町村設置型という方式を導入しております、浄化槽を整備しているところでございます。

唐津市と本市の取り組みで大きく異なるところは、この市町村設置型方式を導入しているか否かということでございます。唐津市では公共下水道並びに農業及び漁業集落排水区域を除く市内全域を対象としまして、合併浄化槽の設置を希望する市民の申請に基づき、市が浄化槽を設置して管理まで行う浄化槽整備推進事業をPFI事業で取り組んでいるところでございます。

この事業では、実際の設置・維持管理を唐津市浄化槽PFI株式会社が市にかかわって行いますが、市は浄化槽の設置時に市民から分担金、分担金につきましては、設置費用の10分の1程度がめぐりとされているところでございまして、分担金を徴収しまして、設置後は市が下水道料金と同じ料金体系で使用料を徴収しているという状況でございます。以上です。

**○13番中原重信議員** 最後に、今後の設置の取り組みについてどのように考えているか、最後にお伺いいたします。

**○南田敏朗市民生活課参事** 本市におきましては、個人設置型という方式でございますが、今後とも個人設置型で国・県とともに循環型の社会推進整備事業の中で助成をしていくというかたちを考えているところでございます。これにつきましては、平成26年度で市町村計画が終了ということで本市はなっておりますので、27年度以降も5カ年計画を設置いたし、整備・作成いたしまして、国のほうに助成の交付金の要望をしていきたいというふうに考えているところでございます。

**○13番中原重信議員** ぜひですね、そういう農村部の汚水対策についても力を入れて、そういう環境保全のために御尽力くださいますようお願いして、以上で質問を終わります。

**○立石幸徳議長** ここで10分間休憩いたします。

午後1時47分 休憩

午後1時58分 再開

**○立石幸徳議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、城森史明議員。

[城森史明議員 登壇]

**○8番城森史明議員** 皆様、こんにちは。眠たい昼間のときですけれども、1時間ほどお時間をください。

では、通告に従って一般質問を行いたいと思います。

平成24年度決算における県下19市の財政状況が新聞に掲載されました。枕崎市は将来負担比

率、実質公債費比率、経常収支比率及び基金残高の主要財政4指標は、19市の中で4年連続最下位でした。合併をしなかった3市、枕崎市、垂水市、西之表市は特に苦しい状況にあり、その中でも本市はかけ離れて最下位にあります。この中で一番の問題点は、経常収支比率と基金残高だと思います。

経常収支比率は、市の自由に使えるお金の尺度であり、100%に近づくほど自由に使えるお金がないこととなります。残念ながら、本市は昨年まで減少していたものが、本年度再び上昇し、97.9%になりました。財政調整基金と減債基金を合わせた基金残高においては、19市の中で10億円以下なのは本市だけです。災害が発生するとすぐになくなるようなお金です。今後も退職手当等の人件費や公共施設の維持費、そして、繰出金等、歳出増は避けられません。

歳入においては、交付税や税収の減収も避けられません。本市の財政は明るい材料はほとんどなく、ますます悪化することが予想されます。本市は財源がないために、市民の暮らしに直結した政策や周りの市と比べ、非常におくれております。例えば、中学3年生までの医療費無料化、コミュニティバスの運行、定住促進のための住宅補助など、南九州市、南さつま市は実施をしているのです。産業分野においても、南九州市は竜巻被害で農家のビニールハウスが損害を受けると、すぐに農業共済保険における保険料の半額補助を実施しました。

本当にお金がなければ何もできません。枕崎市は今まで以上に財政改革を本気で行わないと、市の発展はありません。その意味で、次の第3次枕崎市行財政集中改革プランは枕崎の方向を決定する大事なものになります。行財政集中改革プランの計画と成果が主要財政4指標の改善と市民の暮らしに直結する政策の実施につながるからです。次の第3次行財政集中改革プランを計画策定するために、第2次行財政集中改革プランの総括及び反省は重要なことだと思います。

平成22年から25年までの財政効果額は、第1次と比べると約7億8,000万と非常に低いものになっています。これを含めて、第2次行財政集中改革プランをどのように総括しているのかを市長にお尋ねいたします。

[神園征市長 登壇]

**○神園征市長** 第2次集中改革プランは平成23年3月に策定しておりますが、平成18年度から平成21年度まで取り組んだ第1次集中改革プランの後を受け、平成22年度から平成25年度までの計画期間で取り組んでおります。

第2次集中改革プランは、大きく12の推進項目で74の具体的項目を掲げてありますが、平成22年度から平成25年度までの計画期間の財政効果額は約7億8,000万円を見込んでおりました。実際の財政効果額についてであります。平成22年度から24年度までの実績額と平成25年度の見込み額を集計しますと、4年間の合計で約10億7,000万円となり、計画に比べて約2億9,000万円の増額となる見込みであります。

行財政改革の区分ごとに申し上げますと、事務事業の見直しが約2億9,000万円、これはプラスの1億2,000万円であります。それから、民間委託等の推進、これが6,000万円、これは計画より3,000万円の減であります。定員管理の適正化、これが約2億9,000万円、これも約1,000万円の減です。職員給与等の適正化は約4億3,000万円、これはプラスの2億1,000万円です。で、合計約10億7,000万円、プラスの2億9,000万円となる見込みであります。

**○8番城森史明議員** 約2億の増加ということなんですけども、この事務事業の見直し、職員給与の適正化、この辺は具体的にどういうことだったんでしょうか。増加額はどのようなことだったんでしょうか。

**○永留秀一総務課長** 事務事業の見直しにつきましては、当初予算のときにそれぞれの見直しをしまして、毎年、かなり多くの項目が見直し項目として上がってきております。行革の集中改革プランの中では、一つの項目なんですけど、実際の具体的項目については、何十、何百という項目になってきておりますので、その積み重ねというふうに考えていただければよろしいかと思いま

す。

それから、職員給与等の適正化につきましては、特に、平成25年度におきまして、国の特例減額がありまして、それに準じて本市も8%を超える減額を行っております。それが当初の見込み額より上回っているというのが、大きな原因であると考えております。

**○8番城森史明議員** 次の質問で、第1次行財政集中改革プランと比較して、例えば、定員適正化計画や財政効果額の違いはどうなっていますか。

**○永留秀一総務課長** 第1次集中改革プランでは、大きく12の推進項目で、120の具体的大きな項目を掲げてありましたが、その4年間の財政効果額は合計で21億4,000万円の成果が上がっております。

1次プランで特に成果が大きいものは、事務事業の見直し、これが7億1,000万円の財政効果であります。2次プランでは約2億9,000万円の見込み額となっております。この1次と2次の効果額の違いにつきましては、理由としまして、1次プランでの改革項目の効果額につきましては、その1次プランの期間内では、効果額と算定されますけれども、同じ改革項目を2次プランの中で継続をしている、2次プランの期間内の効果額としては算定をされないという集中改革プランの財政効果額の算定方法がそのようになっているということで、この事務事業の見直しの額の差が出てきているのではないかと分析しております。

また、定員管理の適正化の財政効果額につきましては、1次プランでは約6億4,000万円の効果額、2次プランでは約2億9,000万円の見込みとなっております。この差額の理由につきましては、1次プランの4年間で民営化、民間委託などの推進による市役所全体の職員数が4年間で46人の削減となっております。2次プランの4年間で民間委託なども限られてきておりまして、この4年間で18人の削減であったという人数の違いによるものと分析しております。

**○8番城森史明議員** その効果額に関しても、適正化計画に関してもですね、1次と比べたら半分の成果しか出てないわけですよ。それはどういう理由なのか。その目標値がもともと低かったのか。その辺は、一応、そういう工夫をすることによって、やはり、第1次でそういう成果を上げたわけですから、その半額といかないまでも、もっと落ちて10%か20%、それぐらいのことはできたんじゃないですか。

**○永留秀一総務課長** 1次の集中改革プランで多くの改革項目に取り組んできたわけですが、その取り組んできたというのが財政効果額に上がってきているわけです。それを継続をして2次プランでも取り組んでいるわけですが、2次プランにおいては、効果額としては計算はしないという国の計算方法の決まりがあるものですから、効果額としてはあらわれてはこないわけです。

しかし、1次改革プランで多くの改革項目に取り組んできた中で、さらに新規の改革を2次プランでも掲げて取り組んできているわけですが、2次の改革の中でも改革項目が限られてきている中で、職員一人一人が行革に対して高い意識を持って、それぞれの事務事業等を再度見直していくという取り組みを行ってきております。そういった中で目標に掲げた行財政改革の実施項目を着実に推進して、成果が上がってきているものと分析しております。

**○8番城森史明議員** 今話を聞いてますとですね、次のその第3次行財政改革集中プランについては、あんまり期待は持てないなという正直な印象なんです。要は、時代はやはり変わっているわけですから、時代に合った定員適正化計画とかですね、そういうことを考えて、要は新しい発想でやらないと、なかなかその辺は難しいと思うんですけど、その辺はどうなんですか。

**○永留秀一総務課長** 行財政改革に取り組んでいくに当たっては、職員一人一人がその現場の中でどのような改革に取り組めるかという事務事業の一つ一つの見直しの積み重ねが大事だと思っております。3次プランを作成するに当たっても、今後、職員一人一人のアンケートというかたちになるとは思うんですが、その計画に対してのアイデアを出させてですね、そういう中で計画に取り組んで、新たな実施項目について盛り込んでいきたいというふうに考えております。

○8番城森史明議員　そういうことで第3次計画がですね、枕崎市がこういう状況にあるんで、ちょっとその新しい発想で取り組んでもらって、やってほしいと思います。

次の質問です。神園市長は平成22年に就任後、市長の給料カット率を従来の20%から10%に引き下げているわけです。市のこの苦しい財政状況を考えればですね、そういう自分だけ、まあ、これは結果的に給料ふえているわけですから、自分だけ苦しい中で給料を上げる。そして、それを上げることによって、職員の士気が低下するというふうには考えませんか。

○神園征市長　カットしている事実は厳然としてあるわけであります。ただ、カット率を前よりはちょっと下げたということであって、今の言い方だと、私が全然カットしてないみたいに聞こえるじゃないですか。

○8番城森史明議員　いやいや、そのカット率は、だから10%に下げましたと私言いましたよ。そして、その中で従来は20%だったのが、結果的に上がっているわけですから、そういう中で、苦しい中で、やっぱりトップとして、リーダーとして、その給料をみずから身を削ってするのが当たり前だと思うし、それがリーダーとしての責任だと思いますけど、その辺はどうなんですか。

○神園征市長　そうは思いません。そんなことだけが責任じゃありません。責任を取るべきことは、まだほかにいっぱいあります。

私は、給与というのは、本来、その職務とか職責に応じたものであるべきだと思っております。今でも職員よりは私のカット率が高いわけであります。もともと鹿児島県で、鹿児島県の首長の中では一番低い給与額になっていると。

また、本年2月の枕崎市の特別職報酬等審議会においても、三役の給料額について、現行の給料額を据え置くことが適切であるとの答申がなされ、答申の説明として、三役の給料額は、あくまでも条例本則額がふさわしいものであり、附則額給料は政治的な判断が加味されたものとしても、その役職に対する対価としては低く、一般職員と役責の違いを反映したものとは言えないとする意見を述べております。

前市長には前市長のお考えがあったんでしょうし、私は今述べたような理由で1割カットにしております。これは、ほかの論調等を見ましても、首長の報酬を下げるのが、決していいこととは言えないと。それなりのやはりものをいただくべきであるといったようなこと等もメディア等でも論じられているわけであります。

○8番城森史明議員　今言われたことは、それは理解できますよ。だって、議員も同じ立場ですよ。霧島議会でも議員に見合う給料をもらうべきだということで、5万円もらっているわけですよ。5万円ふやしているわけですよ、霧島議会、定数を減らしてですよ。で、給料を上げているわけですよ。

当然、それは、市長としての役割は重大だと思いますから、それは理解できますけども、やっぱり、しかし、現状の枕崎市の状況を考えれば、そういうことはできないはずですよ、そういう意味では。やはり、市長の給料を上げるということは、それは自分にとってはいいかもしれませんが、市民のことを考えたら、やっぱりこの苦しい財政で、やはり自分で身を切ってですね、そういう姿を見せることによって、士気が上がって、この行財政改革も思わぬ額が出るかもしれないじゃないですか。実際は半減してますけど、これが次の第3次になるときには、そういう姿を見せることが大事じゃないんですか。

○神園征市長　上げる、上げるという表現を使いますが、上げておりません。カットいたしております。これはボーナスにもはね返っておりますから、年間で言うと115万円減額をいたしております。前の、私の前の市長なんかと比べますと、これはもっと大きく下がっております。

○8番城森史明議員　最後に聞きますけど、市の今のこの財政状態をどのように考えておられるんですか。

○神園征市長　財政は依然として厳しい状態であることは間違いございませんが、けども、市

長の報酬をちょっと下げたぐらいでどうこうなるものでもないし、ちゃんと先ほど言ったように職務・職責に応じたものをいただいて、そして、精励するのが市長の務めだと思っております。

○8番城森史明議員 最後になりますけど、私はその額を問題にしているわけじゃないんですよ。それはわかりますよ。だけど、その姿勢を、市長としての責任・姿勢を問題にしてお尋ねしているわけであって、それに対して答えてもらわないと、それがその額は小さいけども、それが市職員の取り組みによっては、それが10倍でも100倍でも返ってくるんじゃないかということを行っているわけです。

○神園征市長 先ほどから何回も答弁しております。職務・職責に応じたものであっていいと、こう思っております。そのことによって、職員の士気が下がるとは思っておりません。職員も私が何も仕事をしないような市長であれば、仮に半分に削ったところで、職員は不満が出るかもしれません。だけど私自身、仕事は懸命にやっておりますから、給料を下げることだけが市長の責任だとは思っておりません。

○8番城森史明議員 ちょっと、もうこれ以上いくと平行線になりますので、次の質問に移りたいと思います。

平成24年度決算についてあった中で、さっき言った主要財政4指標において、19市の平均値と本市の数値は幾らになっているでしょうか。

○本田親行財政課長 まず、平成24年度決算に基づく将来負担比率について、本市の比率が156.0%、19市の単純平均による比率は52.0%となっています。実質公債費比率については、本市の比率が15.7%、19市の単純平均による比率は11.0%となっています。経常収支比率につきましては、本市の比率が97.9%、19市の単純平均による比率は90.7%となっています。また、平成24年度末における財政調整基金と減債基金の合計残高は、本市の残高が9億7,800万円、19市の単純平均による残高は53億5,200万円となっています。

○神園征市長 先ほどのに答弁漏れがありましたので、つけ加えさせていただきます。

議員もカットしていると言いますが、カット率は幾らですか。2%じゃないですか。そして、実働1時間当たりの議員と市長の単価を比べたことがありますか。以上。

[傍聴席で笑う者あり]

○8番城森史明議員 私は議員のカット率は一言も述べていません。ただ、言ったのは、私は、霧島市議会です、今回ですね、定数を30から26に減らして、その分、議員の給料を5万円ずつ上げたという例がある、だから職責に応じて、給与というのは考えてもいいという例を挙げただけですよ。

その中で、この結果と第2次行政集中改革プランとの結果について、どのような総括をされているでしょうか。

○本田親行財政課長 平成23年3月に策定しました第2次行財政集中改革プランにつきましては、平成21年度を起点として、平成22年度から25年度までの集中的な、具体的な取り組みを明示するものとなっております。

このことから各財政指標について、平成24年度の状況と21年度の状況を比較してみますと、まず、経常収支比率について、平成24年度の義務的経費などの経常経費充当一般財源は、平成21年度に比べて3億4,000万円減少していますが、市税や普通交付税などの経常一般財源収入額についても同様に3億2,000万円減少していることから、平成24年度の経常収支比率は97.9%と、平成21年度の98.3%に比べ、0.4ポイントは低くなっているものの、非常に高い比率で推移しています。

平成24年度の将来負担比率については156%で、平成21年度の192.9%に比べ、36.9ポイント減少しており、平成24年度末の将来負担額についても、市債残高の減少を初め、平成21年度末に比べ、23億2,000万円程度減少しています。

実質公債費比率については、平成21年度は18.5%と地方債発行に国・県の許可を要する18%以上となっていました。平成24年度は15.7%と、16%以下となり、平成25年度からは民間資金債を発行する場合に原則として国・県との協議を要しない協議不要対象団体となったところとす。

また、市債残高についても平成24年度末の残高は、平成21年度末残高に比べ、約11億6,000万円減少しており、臨時財政対策債を含めても、平成16年度から9年連続で縮減されていることや、平成21年度末残高が3億7,000万円であった財政調整基金と減債基金の合計額についても、平成24年度末は平成21年度末に比べ6億1,000万円程度増加し、約9億8,000万円となるなど、一定の第2次行財政集中改革プランに基づく行財政改革の成果が上げられているものと考えています。

人口規模や行政面積、道路や漁港、港湾、学校施設といった社会基盤の整備状況、また、下水道事業や病院事業などの実施状況等についても、各団体においてさまざまであることに加え、国による合併や過疎に対する財政の優遇措置についても異なることから、将来負担比率などの各財政指標等のみをもって各団体の財政状況や行財政改革の進捗度合いを画一的に比較することは大変難しいと考えております。しかしながら、これらの各財政指標等が本市の大変厳しい財政状況を示していることについては、間違いないところがございますので、引き続き財政構造の健全化に向けた取り組みを継続して行っていきたいと考えております。

**○8番城森史明議員** 以前、平成27年までの経常収支比率と実質公債費比率、将来負担比率の予測がなされていますが、実質公債費比率と将来負担比率は、大体、順調にその推移どおりしているんですけども、経常収支比率が非常に誤差を生じていると。この辺を、まあ、この辺の原因としては、やっぱり地方交付税の減少とか、その辺が一番大きいのかなと思いますけども、この辺についてはどう、平成25年が92.6、平成26年度が91.9、平成27年度が89.9という予測は上げてますが、この辺はどういうふうに推移すると考えていますか。

**○本田親行財政課長** まず、平成24年度の経常収支比率が目標に達しなかったことについて申し上げます。

第2次行財政集中改革プランに追補いたしました経常収支比率の改善目標については、第2次行財政集中改革プランを着実に推進し、平成27年度までに90%以下にすることとしております。その過程の中で、平成24年度の目標値を94.5%としていたところがございます。

平成24年度の目標値の設定については、平成22年度の決算、平成23年度の決算見込み、それから、平成24年度の当初予算等を踏まえて、経常経費充当一般財源、経常一般財源収入額のそれぞれを推計して設定しました。平成24年度における普通交付税の算定結果は、推計可能でありました内鍋清掃センター建設にかかわる地方債償還の終了に伴う1億8,000万円程度の減少のほか、地方財政計画におきまして経費全体について徹底した節減合理化を努めることとしたことなどにより各経費の単位費用の減やリーマンショック後に設けられた特例加算措置に合併で面積が広くなり、自治体の財政需要が変化したことなどに対応するための人口密度による補正が新たに加味されるようになったことなどで、1億2,000万円を超える額が減少し、予算割れを起こすなど、平成24年度の経常一般財源の収入見込み額が目標設定に当たっての推計額を1億6,000万円程度下回ったことが大きな要因となっています。また、経常経費充当一般財源につきましても、推計時には見込めなかった6人の中途退職者があったことで、1億円を超える退職手当が追加して発生することとなったことも要因となっております。

これらのことから平成24年度の本市の財政運営につきましては、平成19年度以来5年ぶりに財政調整基金を8,000万円取り崩して財政運営を行わざるを得ない大変厳しい状況となったところとす。

平成24年5月に設定した主要財政指標の改善目標につきましては、新たな行財政集中改革プ

ランの策定に向けた取り組みの中で、平成24年度決算に基づく各財政指標等を検証するとともに、平成25年度の市税の状況や普通交付税の算定などを踏まえながら、今後の財政見直しを行って、目標数値の見直しが必要とした場合には、再設定をしていきたいと考えております。

経常収支比率の改善につきましては、平成24年度の比率の状況や現在検討されている普通交付税の見直しなどを踏まえますと、平成27年度、平成26年度の目標値を達成し、平成27年度までに90%以下とすることについては、大変難しい状況にあります。しかしながら、まちづくりの財源を確保し、目前の課題や市民ニーズに的確に対応していくためには、財政が硬直的であると評価される90%のラインを下回る必要があります。このことから、現段階では、この目標の達成に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○8番城森史明議員 時間もないので、次の質問に入りたいと思います。

議員の資料請求及び議会の当局とのあり方についてということで、10月、ある一議員の会報新聞において、市の公文、まあ、行政文書が掲載されたわけです。市はどのような経緯でこの情報を提供したのか、まず質問したいと思います。

○永留秀一総務課長 御質問の文書につきましては、情報公開条例に基づく開示請求により、請求者に開示したものでありまして、本市においては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律、いわゆる情報公開法の趣旨にのっとり、市の保有する情報の開示を請求する市民の権利を明らかにするとともに、市民の市政への参加を促進し、もって地方自治の本旨に即した公正で民主的な市政の実現に寄与することを目的として情報公開条例を制定しておりまして、何人に対しても情報開示請求権を認めているものであります。また、情報開示請求があった場合は、基本的に情報を開示しなければならないこととされており、条例に規定する不開示情報を除いては、開示しなければならない義務を負うものであります。

○8番城森史明議員 この開示請求書は何月何日の何時に受け付けたんですか。

○永留秀一総務課長 平成25年10月16日、午前10時に開示請求を受けております。

○8番城森史明議員 開示請求者は新聞に掲載した議員なのか、それとも別な人なのか。請求の内容・目的はどうなっているのか。その辺をお願いします。

[執行部のほうで協議を行う]

(「8番、ちょっと、休憩か何か」と言う者あり) (「暫時休憩せん、時間がかかるよ、ほら」と言う者あり)

○立石幸徳議長 タイマーをストップしてください。

[タイマーを停止する]

[タイマーを始動する]

○永留秀一総務課長 開示請求を行った個人は、ビラを作成した方と同一であります。開示請求の内容につきましては、今、質問されている議員のビラに対する市長から議長あて申し入れ文書を開示してほしいということで、請求が上がってきております。

○8番城森史明議員 それで、開示決定通知書は何月何日何時に通知したんでしょうか。

○永留秀一総務課長 開示決定通知につきましては、市長の決裁を受けまして、時間ははっきりしませんが、10月16日の午前に決定をして、開示をしております。

○8番城森史明議員 その開示請求、情報開示の場合、開示請求があつて開示決定通知書まで、どのような手続を踏むんですか。例えば、部署を通してですね、何人かの責任者の印鑑をつくとか、そういう手続はどうなってるんですか。

○永留秀一総務課長 情報開示請求があつてから、それを市長決裁を受けまして、情報開示請求があつたということで、情報開示決定通知を出していかということの決定を行います。で、それを受けて、行政文書開示実施願というのを開示請求者が出してから、開示実施、情報開示の実施を行うという決裁をとるといふ、そういう流れになっております。



○8番城森史明議員 ということは、市長単独決裁でいいという理解でいいんですか。

○永留秀一総務課長 実施機関は市長事務部局となりますので、決裁については、市長が決裁をすると、市長部局の決裁ということになります。

○8番城森史明議員 この場合、問題があると思うんですよね。これは、その公開条例の第5条並びに第13条のところですね、問題があつて、簡単に、例えばですね、第5条はどうなってるかというところで、当該情報に含まれる氏名及び公にすることにより、当該個人の権利、競争上の地位その他の正当な権利を害するおそれがあるものについては、許可は該当しないということになってますよね、第5条、第5条の3番目。第5号については、相互間における審議、検討又は協議に関する事項であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、特定の者に不当に利益若しくは不利益を及ぼす等のおそれがあるものについては、該当するのではないという規定があるわけですよ。

13条に関してはですね、開示請求に係る行政文書に開示請求者以外の者に関する情報が記載されている場合は、実施機関の長は、開示決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他必要なことを書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならないということになっているんですよ。

この文書には個人名が出てますよね。こういう手続を踏んでないということは問題じゃないんですか。

○永留秀一総務課長 情報公開条例は、基本的に開示請求があつた場合は、開示をしなければならないという精神でありまして、条例に規定する不開示情報については、開示をしないということになっております。

今、議員が言われました条例第5条の個人情報につきましては、個人情報の規定により不開示情報となる個人情報であっても、公開をしなければならないという規定がありまして、これにつきましては、第5条第2号ウの規定によって、不開示情報となる個人情報であっても、当該情報が公務員等である場合、この公務員には議員も含まれるわけなんですけど、その公務員等が職務を遂行する場合における当該職務に関する情報は、市の説明責任が全うされるようにする観点から、職名と職務遂行の内容は開示することとされております。さらに、公務員等の氏名につきましては、議員の氏名や住所は既に公にされているものでありますので、条例第5条第2号アの規定によりまして、公にされている情報に該当するため、開示したものであります。

それから、13条の規定につきましては、この条例の中に第三者に関する情報というのがありますが、今回開示された文書につきましては、今言いましたこの市が議長あてに出したということになりまして、この第三者に対する意見書を提出する機会を与えるというこの条項には該当しないというふうに考えております。

○8番城森史明議員 それは、そういうとらえ方もあるでしょうけれども、これは公に、こつちのプライバシーというのが非常に大事なわけですから、それを例えば一言も当該者に、そして、この市長の申し入れは議会に対して行っているわけですよ、議長に対して。だから、内容的には議会の内容でもあるわけですよ。そして、この情報っていうのはですよ、要は、正式なこの辺の、これ議会の答弁の議事録の問題で、正しい議事録というのはまだ出されてなかったわけでしょう。正しい議事録はこの前出ましたがね。そういう確かな根拠がなくして、ただどれが正しいとか、ないとか、その辺はおかしいんじゃないですか。何を根拠にこれは公文書というか、公文書で出さなかったらいいですよ。個人的にこの文書でいいやつなら別に構わんけども、行政文書の中で、行政文書ですよ、市役所の、その中でこれをわざわざ出してすることに私は問題があるんじゃないかと言っているわけですよ。非常におかしなことですよ、だって。だって、何を根拠にしたらこれが出せるわけですか。そのところでそういう判断はしなかったんですか。これがまだ正しいあれじゃないと、正しい文書も出てないと。だって、初めて、だって私なんかも議会の

あれを聞こうと思っても、貸してくださいよって、自分の議事録を貸してくださいと言ったら、貸してもらえませんよ、議会事務局から。どこに根拠が、そういう根拠はどうなっているんですか。

○永留秀一総務課長 今回、議長あてに出した文書につきましては、議員が議会報告として公に出された文書の内容が市民に誤解を与え、市政執行への影響も深く危惧されることから、今後の取り扱いについて議長において善処していただくよう、お願いをしたものであります。

同議員につきましては、過去にもこのような市民に誤解を与え、市政執行への影響も危惧される議会報告ビラを出してありまして、平成24年4月19日付で議長に対しまして、善処のお願い文書を出してありますが、今回も再度議長に対しまして、善処のお願い文書を出したところでありまして。

その文書を議長あてに善処のお願いを出すに当たりまして、当局の答弁とこの議員のビラの内容がどこが違うのかという確認をしなければなりませんので、議会事務局にお願いをして、議長の許可を得ていただいた上で、私のほうで事務局のほうで本会議の議員の一般質問の当該部分の確認をしております。それに確認をした上で、議長あての申し入れ文書のかがみの後に、こういう部分が違うという指摘事項をつけまして、議長あてに善処のお願い文書を出したところでありまして。

○8番城森史明議員 内容はわかるんですけども、そういう公文書が、こういう、言えばプライバシーにかかわることですよね、一議員の名前が出ているわけですから。それは一議員の名前に関しては、意見書もちゃんと聞かないかんというふうになってますよ、条例上は。その辺のところをそういうことを踏まないで、たった2日の期間で、市長決裁でオーケーを出して、そういうことが非常に問題だと言っているんです。副市長、どんなあれですか。

○久木田敏副市長 今おっしゃった一議員の名前が出ているということについては、それは公文書ですので、この情報公開条例の中に至っては、あくまでも公開というのを原則としておりますので、そこの名前が出たそのことについて、何ら問題はないと思います。と言いますのも、その議員個人の名前、それにつきましては、ネットワーク上でもその個人の名前というものは出されておりますので、そこら辺の公開に関する問題はないというふうにとらえてます。

○8番城森史明議員 そういう問題じゃない。確かに議員の名前は公表されていますよ。だけど、こういう、これを公文書で出すことによって、ここにもあったわけですよ、市民に対して非常な混乱を招くと。で、不利益を被ると。

プライバシー的にはそういうプライバシーじゃなくて、その一個人の名前がここに出てますよ、ちゃんと。それは、それを、やったら本人に意見書を打診をして、意見書をいただくような、そういう期間を設けて、ちゃんと条例に書いてあるでしょう。そのことを言っているんですよ。

○立石幸徳議長 暫時休憩します。

午後2時50分 休憩

午後2時51分 再開

○立石幸徳議長 再開します。

○永留秀一総務課長 条例の13条の規定につきましては、市、国及び開示請求者以外の者が行政文書に関する、行政文書にその市、国及び開示請求者以外の者に関する情報が記録されているときの場合の定めでありまして、今回の開示に当たっては、市の関係者しかこの文書には掲げておりませんので、この規定は該当には当たらないところであります。

で、この情報公開条例の精神からいたしまして、開示に当たって、例えば、開示に係る人の利害関係者というか、そういった方に許可を得るような制度が設けられていた場合に、その方の許可がなければ開示できないというふうになってしまったら、情報公開の本旨が損なわれるということで、例えば、文書の市長名で議長あてに出しているわけですが、相手方の許可が必要である

とか、そういった規定というのは、情報公開条例に設けてないところであります。

そういうことで、基本的に公開が原則という趣旨に立って、プライバシー等の個人情報には、第5条の規定によって、情報開示をしていいということで、公開をしたところであります。

○8番城森史明議員 第15条は許可じゃなくて、意見書の提出ですよ。そして、これは開示請求者以外の者というのが書いてありますから、当然、開示請求者以外の者というのが出てますよ、個人名で。そしたら、その人の意見書提出の機会の付与を与えるということは、しなければならぬようになっているんですよ。副市長、それ、どうなんですか。

○立石幸徳議長 暫時休憩します。

午後2時54分 休憩

午後2時55分 再開

○立石幸徳議長 再開します。

○久木田敏副市長 お答えいたしますが、第13条によりますと、開示請求に係る行政文書に市、国等及び開示請求者以外の者に関する情報が記録されているときは、実施機関の長は開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他必要な事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができると、与えることができるというのがまず一つ。しなければならぬというふうにはなっておりません。

その前に、その前に、基本的に開示請求に係る行政文書に市、国等及び開示請求者以外の者、以外の者と申しますと、市、国等、議員は市、国等及び開示請求者以外の者ではなくて、その本人でありますので、まず基本的にこれに該当しないということになるかと思えます。

○8番城森史明議員 いや、この2番目の項ですよ、2番目の項。これは意見書を提出する機会を与えなければならぬとなっておりますよ。で、この第三者とは、当然、請求者以外の者ですから、当然、該当するわけですよ。

あまりにもそういう、要は、公文書で、行政文書でなかったら、何も私は言いませんよ。それが行政文書で、その辺のところは全然配慮がない、プライバシーの配慮もない、そして、その辺の出したときの混乱を生じさせたりっていう、そういう当然あるわけですから、その辺は、ですからどうなっているんですかって聞いているわけですよ。これは義務、ならなければならぬというのは義務ですよ。

○永留秀一総務課長 第13条の第2項については、次の各号のいずれかに該当するときには、当該第三者に対し意見書を提出する機会を与えなければならぬと。これは先ほど副市長から答弁いたしましたように、第三者に当たらないので、この第2項も該当はしないわけですが、第三者であったとしても、第2項の1号、2号の場合というのは、条例の第5条第2号イ又は同条第3号ただし書きというのは、第5条の第2号のイは人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、必要にすることが、必要であると認められる情報ということで、こういったことにも該当はしないということになります。

○8番城森史明議員 いや、そういう理解じゃなくて、ここに開示請求者以外の者を第三者と指定すると書いてあるじゃないですか。実際、第三者が開示請求者に該当するプライバシー的なことがあるわけじゃないですか。簡単なこと、それに該当しないんですか。

○永留秀一総務課長 市、国及び開示請求者以外の者、これを第三者というふうに定義づけておりまして、議員というのは、地方公務員法上の、情報公開条例上の市の公務員ということになりますので、市ということに当たりまして、この第三者には当たらないということになります。

○8番城森史明議員 それは、そっちの理解であって、当然、それはプライバシーもあるし、内容的に非常に市の人たちに対して混乱を与えるような情報だから、それは当然、ね、……。

○立石幸徳議長 城森議員、手短に整理してください。時間ですので。

○8番城森史明議員 やはり、慎重にやるべきことですよ、この件は。

まあ、そういうことで、質問を終わりたいと思います。

○立石幸徳議長　ここで10分間休憩いたします。

午後3時1分　休憩

午後3時9分　再開

○立石幸徳議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、沢口光広議員。

[沢口光広議員　登壇]

○9番沢口光広議員　皆さん、こんにちは。本日最後の質問者、沢口光広です。

月日がたつのは早いもので、ことしもあと23日を残すだけとなりました。公私ともに実に忙しい日々が続いておりますが、年内にやるべき仕事は年内にやり遂げ、決して来年に持ち越さないということで頑張っていきたいものです。そして、来年はどのようにすれば夢・希望にあふれた年になるのか、ことしの反省を踏まえて自分なりに来年の目標設定を考えているきょうこのごろです。

話は変わり、先日、枕崎中65歳同窓会がありました。東京、大阪等から多くの同級生たちが一堂に集まったんですが、「ここ一、二年、枕崎のことが新聞やテレビによく映っているね。ほかのまちと違って枕崎は多くのイベントがあり、元気があって活気があるね。同じ枕崎出身者として心強いし、頼もしいよ」という話がいっぱいありました。私は、正直言っただけでうれしかったです。これもひとえに市役所広報係等が枕崎市内の民間団体、そして新聞記者、テレビ局等々と緊密なる連携を図り、良好な人間関係を保持しているからだと思えます。

来年2月には、JRいぶたま号が枕崎まで試験運行が行われるということですが、このことが新聞に載っていましたが、今後ともあらゆる広報媒体を利用して、多くの観光客をこの枕崎の地に呼び寄せることができると期待しているところであります。

それでは、通告書に基づき質問をさせていただきます。

神園市長にお尋ねいたします。

私は、交通弱者対策としてコミュニティバスの試験運行及び乗り合いタクシー等について、これまで二、三回質問を行ってまいりました。この試験運行計画は、その後どうなっているのか、お尋ねいたします。

[神園征市長　登壇]

○神園征市長　お答えする前にですね、今、議員が冒頭言われたことに対しては、私、全くそのとおりだと思っております。広報がメディアと通じているからだけじゃなくて、そういった事実があるからそういうふうになるわけですし、そういう評価はあちこちから聞いております。それに同じ考えを持ってくださる議員がいることを私は大変うれしく思います。

お尋ねにお答えいたします。

コミュニティバスっていうのは、私は公約では使っていないんですよね。福祉バスというふうには公約では述べているはずですが、その後、いつからかこのコミュニティバスというのがこの議会等でも問題になるようになりまして、確かにそのことについて検討もしているのは事実ですから、そういうことを踏まえてお答えしたいと思いますが、さきの一般質問で担当課長が説明したとおり、コミュニティ交通の実施には、道路運送法に基づく国土交通省からの許認可が必要になります。この許認可の前提として、地域の交通事業者及び交通事業者の従業員代表、コミュニティ交通の利用者代表、警察等、関係者全員の合意が必要となります。

ところが、さきに開催したコミュニティ交通市民会議において交通事業者から、同事業の実施に反対する旨の意見が表明されたため、その後の会議開催がとまっている状況であると担当課長から報告を受けております。

担当課においては、今後、交通事業者の要望を入れた事業計画が立案できないか、調整・検討

することになりますが、当該交通事業者においては、コミュニティ交通事業の実施自体が業者の死活問題であるとの御意見であったと聞いており、今後の展開は非常に難しいものがあるのではないかと考えております。

**○9番沢口光広議員** 今の市長の回答、わかりました。当局にお伺いいたします。

仮に、乗り合いタクシーを行ったら、年間どれぐらいの補助金というんですか、予算がかかるのか。それから、当初のあれから見て、福祉バスかコミュニティバスか知りませんが、試験運行されたとき、年間予算どれぐらいかかるのか、参考までに教えていただけませんか。

**○神園信二企画調整課長** 市民会議の中で1回積算をしておりますが、手元に細かいところまでの数字を持って来ておりません。ただ、このタクシー、検討されている試案、試しの案ですね、試案につきましては、タクシーとバスを組み合わせるかたちで、おおよそ年間3,800万程度以上は、最低でこれだけかかるであろうと。事務局の試算では、場合によっては5,000万近く年間の新たな支出が必要になるというふうに試算をしているところでございます。

**○9番沢口光広議員** まあ、しばらくこういう赤字財政等もあり、市長の先ほどの回答から当分は棚上げ状態かなと思います。

あと数年すればですね、我々団塊の世代がもう70歳に突入をいたします。本市の半数近くが高齢者となるわけですね。また数年後は、本市の財政状況も少しはよくなっていくであろうし、企画調整課が中心となって、ここ2年程、一生懸命試験運行に向けて調査等をされてきたわけですが、近い将来、必ずや私、試験運行の時期が来るかと信じております。これまで調査してきた資料はですね、大事に保管しておいていただきたいと思っております。

続いて、買い物弱者対策として移動販売事業等の計画は考えられないのか、当局にお尋ねいたします。

**○下山忠志水産商工課長** 本市における移動販売事業につきましては、JA南さつまの移動購買事業により、平成24年8月より軽トラックを改造した移動購買車1台で運行が行われ、月曜日から金曜日までの週5日間運行で行われてきました。枕崎市内では、別府地区4カ所、金山地区1カ所、桜山地区7カ所の合計12カ所で毎週火曜日に運行されてきました。

平成25年度には、さらに経済産業省の地域自立型買い物弱者対策支援事業により、1トン車の移動購買車を導入し、9月から2台体制で行っています。桜山地区8カ所、金山地区4カ所の合計12カ所を毎週月曜日に、別府地区6カ所、桜山地区5カ所、立神地区1カ所の合計12カ所を毎週金曜日に運行して、野菜、果物、精肉、鮮魚、一般食品、米など、日用雑貨まで含め販売を行っているようです。

運行するコースは、商店が少ない地域や商店までの距離が長い地域を中心に設けられておりますが、地域によっては、地域商店との関係で移動購買を行ってもらいたくないという意見がある地域もあるということで、地域の商店と競合することなく、共存していく方針であり、またほかに購買の希望地区があれば、地元商店と調整して追加することも可能であるとうかがっております。

このように、現在、移動購買についてはJA南さつまが取り組み中であり、今後、事業の状況や地域のニーズ等を注視してまいりたいと考えています。

**○9番沢口光広議員** ことしの3月議会でも、私この件で一般質問したわけです。先ほどもコミュニティバスの試験運行、それからこの移動販売車、これが交通弱者と言うんか、買い物弱者のことを我々はやっぱり真剣に考えていく時代に来ているかなと思っております。

ちなみに私の調査結果では、本市に身体障害者の方が、1級から6級までの方が1,852名、そして70歳以上の方が約5,900名いるわけです。それから、新聞等でも最近高齢者の交通事故が多発しておると、もう認知症も入ってきて、反射神経ももう鈍くなってきており事故が続発していると。

まあ、枕崎の場合もですね、やっぱり老夫婦というんか、独居の高齢者の方、やっぱりタクシー、バス等で買い物に来ざるを得ない。だからその認知症や、もう反射神経が鈍く、本来であれば車の運転は無理なんですけど、無理してでも返納しないで車を運転すると。こういうのはやっぱり今後、避けていくべきだと思うんですね。

それとまあ、単身の高齢者にあつては皆さんも御存じかと思うけど、タイヨーやニシムタに買い物に来て、中にはタクシーの運転手がかわりに買い物に行つてあげる。そして、おばあちゃんでも重たいビニール袋を持ってですね、二つ三つ持って、よたよた歩きでタクシーに乗る光景を見て、かわいそうだなと思うんです。今後、ますます高齢化に拍車がかかれば、そのような光景になるかと思ひます。事実我々、私も65、市長さんも69歳ということなんですけど、あと5年ぐらいたったら、私も爆弾を抱えるかもしれないし、私も現在塩屋に住んでいるんですけど、私の亡くなった母親でもですね、タクシー代も毎月2万から2万5,000円であつたんです。親不孝な私で運転もしなかつたんですけど、枕崎にはやっぱりそういう独居老人というんですか、ひとり住まい老人が結構おりますから、この移動販売、これは薩摩川内市はですね、ことしの2月18日にモデル地域として、生協コープかごしまに300万円を補助したということですが、その後、10カ月が経過しておるわけです。

この、薩摩川内市の初の移動販売事業の効果がどれぐらいあつたのか調査する必要があるかと思うんですけど、当局の見解をお伺いいたします。

**○下山忠志水産商工課長** 薩摩川内市における移動販売事業についてでございますが、平成24年度新規事業として、事業名「買物不便地域支援モデル事業」を試験的に移動販売事業の実証事業として始めております。経済産業省の地域自立型買い物弱者対策支援事業が創設される前に始めた実証事業でございます。内容は、販売車、これは2トントラックでございますが、この購入費用を補助し、市が300万円補助をしたと、補助率は3分の1であつたということでございます。5年間継続して、その効果を検証する実証事業として、現在行われているということでございます。

移動販売を行う業者は、公募で1者を選定、これは、生協コープ鹿児島ということですが、選定したということでございます。販売車には食料品や日用品など400種類を積み込んで、旧川内市の各地域を週1周以上の配送を行うというふうな計画で行われているところでございます。

搬送地域につきましては、各自治会が搬送依頼申請を提出して、その自治会内の商店と競合しないかどうかを検証し、競合しないと判断された場合にコースに入れるということでございます。現在は、旧川内市の地域で商店街と競合しない区域の28自治会を対象に各自治会を週1回の搬送を行っているということで、利用者は1日当たり800名程度であるというふうなかたちでうかがっているところであります。

**○9番沢口光広議員** 先ほどJA南さつま、まあ、移動購買車ふれあい号を稼働させていると。このふれあい号にあつては、月曜から金曜まで週5日間運行されており、枕崎には毎週火曜日に1回だけ、別府校区、山崎、駒水、下山、松崎、金山校区の木口屋、桜山校区の道野、水流、湯穴、通山、松下、山口地区、それから枕崎のAコープを巡回しており、1日約60人が買物をしてくれ、売り上げは五、六万であるということなんですよ。

NPO法人というんか、個人で移動販売事業を開始したいという希望者に対して補助金を出す制度は考えていないのか、市長にお尋ねいたします。

**○神園征市長** 今、担当課においていろいろ検討中ですので、今ここで補助金を出す出さないは答弁できません。

**○9番沢口光広議員** この買い物弱者というんですか、これやっぱり助けるためにはですね、商工会議所等々を、やっぱり連携して、経済産業省、厚生労働省、農林水産省ですか、こちらのほうで補助金、補助金の出どころがあるかないか、そういうのもちょっと調査をしてですね、一刻

も早くこういう補助金制度というんですか、これを活用していただきたいなと思います。

私になぜ、この買い物弱者移動販売事業にこだわっているかと言えば、火の車の状態である枕崎市国民健康保険財政にきつと貢献するだろうという予感がするんですよ。まあ、予感じゃいかんのでしょけれど、買い物弱者の移動販売の運営は、起死回生につながると思うんです。人間、やっぱり高いタクシー代、バスを使って買い物をすれば、きょうは風邪ぎみだから足とひざが痛いから、もう病院に行って飲み薬、湿布薬をもらおうかと考えるのが普通の人間の心理だと思うんですが。そのような中、灯油を積んだ車とか、肉、野菜、魚、この移動販売が家の近くまで来てくれたら、高いタクシー代を払わずに外出しないで済むわけです。簡単に言えば、病院に行かなくて済むわけですよ。うん、そら重症患者は行かないといけないけど、少々風邪ぎみだから、腰が痛いから、まあ私だったら、もし私が70、75で移動販売車が来たら、多分私は外出せずに家でテレビでも、碁でも見ながら、スポーツを見ながら、テレビ観戦しているかと思うんです。

だから、この国保の医療費抑制に、抑止対策につながると思うんですけど、健康課長はこの話を聞いてどう思われますか。

**○白澤芳輝健康課長** なるべく外に出ていただいてですね、健康な体をつくっていただきたいと、そういうふうを考えます。

**○9番沢口光広議員** とにかく、先ほどのコミュニティ試験運行、これは莫大な金、計画等がかかるんでしょうけれど、移動販売事業にあつては、それ相応に創意工夫、検討したら可能じゃないかなと思っておりますので、また当局の方、また市長といろんなあのう……、前向きに検討していただきたいなと思っております。

続いて、あと3カ月半すれば、伝統ある創立121年の金山小学校は閉校になります。金山小学校廃校後の跡地利用の有効的な、具体的計画は進んでいるのか、教育委員会にお尋ねいたします。

**○三島洋台教委総務課長** 現在のところ、金山小学校廃校後の跡地の利用につきましては、具体的な計画はございませんけれども、先行市の事例等を調査中でございます。体育館、運動場の利用につきましては、地元のバレーやグラウンド・ゴルフの同好会から廃校後も引き続き利用したいとの要望がございます。

今後、地域住民の要望・意見等を踏まえた活用方法や、民間活力の活用方法などにつきまして、総合的に検討してまいりたいと考えております。

**○9番沢口光広議員** 金山・田布川地区の住民からいろんな意見・要望等出るかと思うんですけど、意見・要望は十分に尊重してあげていてもらいたいと思います。

私なりにインターネットで全国の小・中学校の統廃合の跡地利用、これを調べてみたらですね、結構、好事例が載っております。そのような中、一般的に市役所関係の資料、古くなった資料、これを保管倉庫として利用しているケースが多いような気がいたしました。

そのような中、最近、大阪、神戸、広島などから小・中学生の体験農業、体験漁業、この修学旅行に来ている姿をですね、枕崎の港なんかで見たり、またテレビでも拝見しているんですけど、先日も木口屋の自然花ですか、こちらのほうにも来たということが新聞に載っておりましたが、このような修学旅行いうんですかね、修学旅行生を一定期間、この金山小学校で自炊できる宿泊所いうんですかね、こういう合宿所などに利用できないのかと思いますが、当局の見解をお尋ねいたします。

**○三島洋台教委総務課長** 今、議員から提案がございましたとおり、全国的には宿泊体験の施設でありますとか、それぞれいろんな事例等がございますので、先ほど来申し上げましたように、地域の住民の方々の要望等も踏まえまして、いろんなかたちで総合的に検討してまいりたいと考えております。

**○9番沢口光広議員** 私なりにですね、5点ほどを考えてみたのですが、提言として、まあ聞いていただければいいかなと思います。

例えばですね、高校・大学・社会人等のあらゆるスポーツ、すなわち野球、駅伝、バレーボール部、卓球部、こういう運動部のですね、誘致を図り、自炊できる一定期間の合宿所としての利用を図る。2点目、昼間帯、高齢者が集まり、ゲートボールやグラウンド・ゴルフ、カラオケ、本を読むなどの憩いの場としての開放。3点目、子供から大人まで勉強か、この本を読める図書室としての開放。4点目、民間活力を活用した子供を預かる託児所として貸与する。5点目、木口屋の子育てふれあいグループ自然花に一部屋を提供するなどが考えられないのかなと思うんですけども、当局の見解をお伺いいたします。

**○三島洋台教委総務課長** 今、提案いただきましたけれども、先ほど来申し上げておりますように、全国的にいろんな事例がございます。

例えば、近くで申し上げますと、南九州市あたりでは中学校跡地に民間企業が進出をしてきたりとか、例えば、南さつま市でございますと、校舎の1階を地区公民館に改造するとか、そういったこと等もあるようでございます。自然花の、今、木口屋で活動をしている自然花への提供ということ等もありますけれども、総体的に、今後、具体的に検討してまいりたいと思っております。

**○9番沢口光広議員** 来年の3月末に閉校になるんですけど、3カ月半であつという間にたちますし、何もしなかったら半年、1年があつという間に経過いたします。市長を交えて、今後どのような有効活用を図っていくのか、いろんな跡地利用の考え方があるかと思っておりますけど、早め一同で具体的計画を立てていってもらいたいなと思っております。

3点目、環境問題について質問いたします。

日本全国、今の時代は快適な環境づくりが叫ばれております。正直言って、今の馬追川は東京の、あの昔の神田川、大阪の淀川より汚い川になっております。馬追川の悪臭・水質汚濁の苦情が相次いで私のほうにも寄せられておりますが、具体的改善計画はできているのか、お尋ねいたします。

**○南田敏朗市民生活課参事** 馬追川等につきましてもそうですけれども、本市では副市長を委員長とします環境保全対策検討会を平成23年10月に設置しておりますして、市内全域の水質汚濁や悪臭・騒音等の公害に対する種々の方策を検討しているところでございます。

その中で牧園川、栈敷川を含む馬追川水系の水質汚濁や悪臭対策についても検討しているところでございます。関係各課が連携して河川の白濁の原因調査を初め、下水道区域内の水産加工場、それから一般家庭に対する下水道接続推進活動、下水道区域外の住民に対しては、合併浄化槽の設置の推進等に取り組んでいるところでございます。下水道区域外の水産加工場につきましても、下水道接続の要望や汚水の処理施設の設備に関する相談等ございましたら、事業所の要望に応じで対応するように、各課で対応するようにしているところでございます。

今後の検討でございまして、水質汚濁や悪臭等環境保全対策につきましても、馬追川水系を含めて市内全域を対象として各課が年度ごとの目標とスケジュールを決めて取り組んでいるところでございますので、今後とも1日も早く改善できるように進めていきたいと考えているところでございます。

**○9番沢口光広議員** この地場産業の発展も大事であります。私も枕崎で育った人間でありますし、地場産業は大いに発展してもらいたい必要もあるし、私自身、感謝しております。

そのような中、2万3,500人のですね、この市民の快適な環境づくりが全国と比べて手おくれになっていたのではないかと思うんですよ。この現在、河川水の水質検査の結果はどうなのか、お尋ねします。

**○南田敏朗市民生活課参事** 平成24年度に実施しました市内の河川及び海域の水質検査結果を広報まくらざきの11月号で公表したところでございますけれども、馬追川、栈敷川、牧園川の水質検査につきましても、BOD、生物化学的酸素要求量が馬追川河口で66ミリグラムパーリ



ットル、牧園川と馬追川の合流点で61ミリグラムパーリットル、宇都尻橋下流の棧敷川と馬追川の合流地点で120ミリグラムパーリットルとなっておりまして、枕崎市の河川をきれいにする条例で定められている目標値を大きく上回ったところでございます。

平成25年度につきましては、11月末までに3回実施したところでございますけれども、これまでと同様の傾向が見られているところでございます。

○9番沢口光広議員 本来であればですね、枕崎市環境条例をつくり、工業団地化等を徹底しておくべきだったと思うんですが、公共下水道区域内の水産加工場の接続率はどうなっているのか、お尋ねします。

○南田敏朗市民生活課参事 馬追川に関するところでございますので、立神地区の水産加工場の接続率について申し上げますと、下水道区域内の水産加工場が10者ございます。3次区域、4次供用区域を合わせて10者でございまして、そのうち下水道に接続している工場が2者でございます。接続率は20%というところでございます。

このほか計画区域内ではございますけれども、いまだ未供用区域のところでは1者だけ接続をしているところがあります。以上です。

○9番沢口光広議員 私は暇なときに、今までの市議会会議録をよく読むように努力しております。過去、何人もの市議員が枕崎の河川・海岸の水質汚濁、悪臭問題等で質問を行ってきております。遅々として改善されないのが七不思議の一つなんです。

当局としては、馬追川、棧敷川、牧園川はもちろんのこと、枕崎市の河川全体の悪臭・水質汚濁の苦情等に対して、どのような改善方策を考えているのか、改めてお尋ねします。

○南田敏朗市民生活課参事 環境を考える担当課といたしましては、苦情が来るたびに現場に行きまして、現状を把握して、それから原因と考えられるところに、悪臭であったら悪臭の原因の発出するところに行きまして改善のお願いをしているところでございまして、今後、計画的にどうということは今のところできておりませんので、水産加工場であれば下水道接続のお願い、それから汚水処理の設置のお願い、畜産であれば悪臭対策のお願い、これを繰り返しお願いしていくしかないというところで考えているところでございます。

○9番沢口光広議員 先ほども言いましたが、私はもう枕崎市発展のためにはですね、もう地場産業の、この活躍というんか発展をもう人一倍願っております。

ただ、日本のいろんな地方都市、まあ、先ほども佐賀県唐津市の事例もありましたが、水産加工場、養鶏場、養豚場等、ほかの都市の地場産業たくさんありますが、それぞれ環境面に配慮した自助努力がなされ、大分改善されてきているわけなんですよね。本市の公共下水道区域内の、この下水道に接続していない業者はもちろんのこと、公共下水道区域外の水産加工場、畜産業者にあっても、水産加工組合、水産商工課、下水道課等がですね、緊密な連絡を取り合って一刻も早く下水道の接続、合併浄化槽設置の促進を進めていってほしいなと、これを強く要望しておきます。みんなで力を合わせてですね、快適な環境を、枕崎のまちをつくってほしいなとありませんか。

最後に、交通安全対策について質問します。

かつお公社から塩屋方面に向かった道路において、堤防の一部が道路側に突起、はみ出しており、自損事故が続けて発生しております。非常に危ない場所です。当局の現場確認はされているかと思いますが、交通安全上、何らかの対策は考えられないのか、お尋ねします。

○依積田清文建設課長 かつお公社裏の堤防沿いの通りは鹿児島県と管理協定を結び、河川敷を市道田畑深浦線として使用している路線です。建設課としましても、堤防部から河口へおける階段部分が道路に突出した形状となっているため、その部分付近に安全対策として反射板を2基設置し、運転者に注意喚起を行っていたところであります。

今回の自損事故は昼間に起きた事故で、わき見運転が原因と聞いておりますが、今後、市とし

ましても関係機関と連携し、再発防止のためにさらなる安全対策を講じてまいりたいと思っております。

○9 番沢口光広議員 皆さんもですね、きょうでもあしたでもいいです。一度、現場を見に行ってもらえればわかるかと思うんですけど、同場所はこの堤防の一部分、堤防の一部分ですね。今、建設課長がおっしゃいましたんですけど、一部分が約1メートル近く車道側にはみ出しているんですよ。そして、昼間は南西のほうの太陽のあれで影になっている。そして、この堤防は俗にグレー、土の色と全く一緒で、突出というんですか、あの突起物がある、道路側にはみ出しておるといことは直前まで行かないことには、四、五メートル前まで行かないことにはわからない状況なんですよ、昼間でも。そして、夕方以降薄暗くなったり、特にきょうは雨が降っていますけど、後から皆さん仕事が終わってから一度、沢口が言うてるのほんまかいなど、一度は見に行ってください。あれは、この、私に言わしたら堤防がですね、欠陥堤防。あそこの部分だけやっばりこの1メートル、10メートルほどですか、はみ出している部分を削除するかなですね。

今、建設課長が説明したように反射板、反射板も一つや二つじゃあれは間に合わない。20メートル、30メートル手前からですね、反射板、ここはもう要注意場所ですよ。それをしないことには、もう先日のプロパンを積んだ、プロパンを何本か積んだ車がぶつかっているわけなんですよ。あんなのが爆発したら大変なことになるし、この夏もあったし、つい最近もあったんです。正直言ってですね、私このままやったらね、あと1年以内に放置しといたら死亡事故が起きると。うん、もう半身不随の重大事故が起きるんじゃないかなんかと思っております。

まあ、そのような意味でですね、ぜひ皆さんも一度現場を見に行ってもらいたいし、また市長も一度現場を見られて、建設課長と最善の対応策をお願いいたします。

これで私の一般質問を終わらせてもらいます。

○立石幸徳議長 本日は、これをもって散会いたします。

午後3時49分 散会

# 本 会 議 第 3 日

(平成25年12月10日)

平成25年枕崎市議会第7回定例会

議事日程（第3号）

平成25年12月10日 午前9時30分開議

日程 番号	件 名
1	一 般 質 問 豊 留 榮 子 議員 (50ページ～58ページ)

○ 本日付議された事件は議事日程（第3号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 立 石 幸 徳 議員  
3 番 豊 留 榮 子 議員  
5 番 清 水 和 弘 議員  
7 番 禰 占 通 男 議員  
9 番 沢 口 光 広 議員  
11番 吉 松 幸 夫 議員  
13番 中 原 重 信 議員

2 番 俵積田 義 信 議員  
4 番 今 門 求 議員  
6 番 新屋敷 幸 隆 議員  
8 番 城 森 史 明 議員  
10番 畠 野 宏 之 議員  
12番 沖 園 強 議員  
14番 吉 嶺 周 作 議員  
16番 茅 野 勲 議員

1 本日の欠席議員次のとおり

15番 牧 信 利 議員

1 本日の書記次のとおり

東中川 徹 事務局長  
山 口 美津哉 書記  
宮 崎 元 気 書記

下 山 健 一 書記  
平 田 寿 一 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長	久木田 敏 副市長
永 留 秀 一 総務課長	神 園 信 二 企画調整課長
下 山 忠 志 水産商工課長	岩 廣 和 憲 市民生活課長兼市民係長
本 田 親 行 財政課長	佐 藤 祐 司 福祉課長
俵積田 清 文 建設課長	真 茅 学 農政課長
白 澤 芳 輝 健康課長	山 口 英 雄 税務課長
迫 野 豪 水道課長	俵積田 寿 博 下水道課長
園 田 勝 美 市立病院副管理者兼事務長	瀬戸口 修 農委事務局長兼農業振興係長
福 元 新 財政課参事兼企画調整課参事	原 田 博 明 水産商工課参事
南 田 敏 朗 市民生活課参事	神 山 芳 文 市立病院事務次長
山 口 英 夫 教育長	三 島 洋 台 教委総務課長
木之下 浩 一 学校教育課長	上 園 信 一 生涯学習課長
末 永 俊 英 文化課長	久 保 等 保健体育課長兼給食センター所長
田野尻 武 志 監査委員	橋之口 寛 監査委員事務局長
味 園 耕 治 選管事務局長	竈 原 均 会計管理者兼会計課長
中 村 責 郎 消防長	厚 石 賢太郎 警防課長兼消防署長
中 原 浩 二 消防総務課長兼消防団係長	山 口 太 総務課行政係長

午前9時30分 開議

○立石幸徳議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

昨日に引き続き一般質問を行います。

豊留榮子議員。

[豊留榮子議員 登壇]

○3番豊留榮子議員 皆さん、おはようございます。

私は、日本共産党議員団の一員として、住民の福祉と暮らしを守る立場から一般質問をさせていただきます。

安倍政権は、11月26日衆議院本会議で、秘密保護法案を採決しました。国民の7割から8割が慎重な審議を求めており、廃案を求める運動が広がっている中、国民の声を無視して、12月5日深夜に参議院特別委員会で強行採決、そして、最終本会議の6日には秘密保護法が成立しました。法案の提出からわずか1カ月余り、衆参合わせて70時間にも満たない審議だったといえます。

何が秘密かは秘密として、政府が勝手に秘密を指定して、関係する公務員、そして民間人のプライバシーを根こそぎ丸裸にして、秘密を知ろうとする国民を広く重罰で処罰する。本当に主権在民、基本的人権、平和主義という憲法の基本原則をことごとく覆す違憲立法です。太平洋戦争に突入した1941年に制定され、国民監視社会を完成させたあのときの国防保安法とよく似ている。反戦平和運動が弾圧され、侵略戦争に国民が駆り出されたあの時代に戻るのではないかと、不安の声が上がっています。

しかし、あの時代とは決定的な違いがあります。何よりも日本国憲法があります。国防保安法は大日本帝国憲法のもとで許されても、秘密保護法は憲法に反する違憲立法なのです。いくら数の暴力で成立させても、違憲立法は存在を許されません。そして、この憲法のもとで平和と民主主義を求める国民の世論と闘いのエネルギーがあります。国防保安法に反対する声が短期間に、弁護士、ジャーナリストを初め、学者、研究者、演劇・映画などの文化人、そして宗教者、市民団体、NPOなど空前の規模に広がったことは、その生きた実例です。そして、あの時代には弾圧された日本共産党が、今は安倍政権に真正面から対決しています。

参議院本会議では、法案の賛否で討論に立ったのは自民党の賛成と日本共産党の反対だけで、まさに自共対決でした。深夜の日本共産党国会議員団総会で志位和夫委員長は、きょうをスタートに秘密保護法撤廃の闘いに立ち上がろうと呼びかけたそうです。

私たち地方議員は、住民の負託を受け、住民の代弁者として行政をチェックし、住民の命と暮らしを守るために力を尽くしていくことが求められています。が、この秘密保護法によって、議員としての調査活動や言論活動が制限されていくことになります。

この秘密保護法について、市長がどのような考えを持たれているのか、まず見解をお尋ねいたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 特定秘密の保護に関する法律案は、我が国の安全保障に関する情報のうち、特に秘匿することが必要であるものについて、当該情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって我が国及び国民の安全の確保に資することを目的としております。

この特定秘密保護法案の内容は、特定秘密として、防衛、外交、特定有害活動の防止、テロリズムの防止に関する情報のうち、特段の秘匿の必要性のあるものに限って指定することとなり、法律の解釈適用については、この法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならず、国民の知る権利の保障に資する

報道または取材の自由に十分に配慮しなければならないとの規定が設けられております。

秘密保護法案は、12月6日に国会で成立いたしました。法律の解釈適用につきましては、法律に規定されている解釈適用にのっとり、適切に解釈適用されるべきであると思っております。

**○3番豊留榮子議員** この秘密保護法案については、11月20日には鹿児島県の弁護士会が反対声明を発表しました。そして、鹿児島県の地方議員も8名の県議が呼びかけ人となって、県内の地方議員で共同して反対声明を発表し、安倍首相、そして衆参両院議長あてに送りました。12月2日現在で賛同者は86名とのこと。また、垂水市議会では、秘密保護法案に反対する意見書が11月29日に可決されています。そして、この全国では、12月4日青森市長、そして5日には尼崎市長が法案に反対を表明しています。

市長は、神園市長は、市民の生活を守る責任者としてですね、この秘密保護法に御自身が賛成なのか反対なのかという態度をお示してください。

**○神園征市長** 私は、先ほど答弁いたしましたとおりに法律に規定されている解釈適用にのっとり、適切に解釈適用されるべきであると思っている、そういう立場でございます。

**○3番豊留榮子議員** 市長の態度表明がはっきりしません。これは重大な、私たち議員にとっても重大な法案になります。ただ、集会をしているだけで、デモをしているだけで、あれはテロだと言われるような事態が起きてましたよね。また、取り消したりもしましたけれど。

そういう中で、市長が態度をはっきり、現に全国では青森市長でありますとか、尼崎の市長は、言論の自由を拘束されると言っていて、反対の声明を出されましたよ。そういうはっきりした態度がなぜとれないのか、もう一度確認させてください。

**○神園征市長** 人にはそれぞれの考え方、見方があります。どこかよその市で、そういった市長が反対したからといって、それに全部倣わないといけないということはないと思っております。

先ほど、2回にわたって答弁したとおりの立場です。

**○3番豊留榮子議員** ですから、反対しろと、私、強制はしていません。市長の態度を反対なのか賛成なのか、そこをはっきりしていただきたいというふうに申しているわけです。市長がはっきりできないと言うのなら、もうそれ置いときます。

次に、国民健康保険についてお尋ねしていきます。

24年度の県内市町村の決算状況を見てみますと、43自治体のうち、一般会計からの法定外繰り入れをしなかったのは、本市を含む、すみません、ちょっと私の数え間違いで訂正します、本市を含む4市8町3村の15自治体のようです。このように県内の多くの自治体が一般会計から繰り入れをして、国保税の値上げを抑えている状況です。

本市においては、このまま赤字財政が続けば、いずれは市民に負担を強いる国保税の値上げになるのではないかと、みんなが心配しているところです。

このように多くの自治体が行っているように、一般会計からの繰り入れで住民の負担を軽くすべきではないかと考えますが、見解をお尋ねします。

**○久木田敏副市長** 先般の9月議会の一般質問におきましても市長が答弁いたしましたところですが、国民健康保険事業につきましては、受益者負担と相互扶助の原則のもと、国費と加入者の保険税で賄うことを基本原則としているところでありまして、一般会計からの国保会計に対する財政援助的な繰り出しは、保険基盤安定制度に係る経費などについて限定的に認められているところです。

したがって、それ以外の経費に対する繰り出し、いわゆる法定外の繰り出しにつきましては、以前から申し上げておりますが、行うべきではないとの基本的な考え方が国や県からも示されており、国保会計に対する法定外繰り出しにつきましては、行ってこなかったところです。

しかしながら、これまで国保会計の実質的な財源不足額が多額になったことなどの経緯を踏ま

えまして、平成25年度から始まる県広域化等支援基金貸付金の償還財源につきましては、一般会計から繰り出しを行いました。

現在、早期に国保財政の単年度収支の均衡を図り、安定的な財政基盤を確立することを基本方針とした国民健康保険財政健全化行動計画に基づきまして、国民健康保険特別会計の財政健全化に向け、精力的な、現在取り組みを行っているところであります。

これらの取り組みによってもなお不足する額につきましては、他の保険者の保険税率、県内の国民健康保険者の状況及び一般会計の財政状況を総合的に勘案しながら、再度、一般会計からの繰り入れ、これを含めまして、対応していかざるを得ないと考えているところであります。

**○3番豊留榮子議員** この国保の件につきまして、9月議会でも市長から丁寧な説明がありました。ですが、今ここで早急な手だてをしていかないと大変なことになるんじゃないかと思っております。

それです、今まで一般会計が苦しいときに、その国保に入れるべき財源を一般会計で使っていましたね。その国保に繰り入れできなかった額が、今までどのくらいになるのでしょうか。

**○本田親行財政課長** お尋ねの件につきましては、普通交付税で措置された満額を財政安定化支援事業として繰り入れなかった額のことと解釈します。

財政安定化支援事業につきましては、平成5年度から10年度までの6年間で4億6,508万4,000円、それから、17年度から18年度までの2カ年間で1億5,654万5,000円となっています。平成11年度、23年度、24年度につきましては、交付税総額を上回る額を繰り出していますので、その額を加味しますと、平成24年度末の総額で5億5,844万1,000円となっております。

**○3番豊留榮子議員** これまで、一般会計は何かやってこれたわけですよ。これ以上の国保の値上げとなると、とても無理です。ますます払えない人をふやすばかりだと思うんですね。

まず、国保の方たちは、ほかの保険組合からすると倍以上の負担を強いられていると聞きますが、実際にはどうなるのでしょうか。他の保険との比較は。

**○白澤芳輝健康課長** 他の、言えば健康保険組合や、あと共済組合、あるいは、組合健康保険、そういう方たちの保険料の負担というのは、同じ収入額として仮定した場合ですけども、国保の世帯は倍近く、それらの保険制度と比べると倍近くの負担をしているという、国民健康保険中央会の調査によれば、そういうような試算が出ているところでございます。

**○3番豊留榮子議員** とても高い国保料を市民は払っているということです。

今、この国保の利用者の中にはですね、こんな方がいらっしゃいます。今まで元気に働いてこられた方なんですけれども、病に倒れて自宅療養を余儀なくされ数年がたちましたが、最近になって、病院にも行きたくない、薬もいらない、厄介者は早く死ねとテレビも言ってるじゃないかと、家族を困らせると言います。そしてまた、別の方はひとり暮らしで、つましく年金で生活されている方なんですけど、脳梗塞を患い、退院してから1年近くも病院へは一度も診察もせず、リハビリもせず、今では、つえなしでは歩けないほどになっていました。この方は、治療費とか薬代を心配して病院に行けなかったと言うんですね。これは福祉課の適切なアドバイスで、今、病院には通っておりますが、多くの方々が、本当に人に迷惑をかけないように懸命に生きているんです。

そもそも、この国保の財政難とこの高過ぎる国保料の原因は、国庫負担の削減からきました。1984年の国保法の改悪で、給付費に対する国庫負担を引き下げたのを皮切りに、政府は国保に対する国の責任を次々と後退させてきました。その結果、国保会計の総収入に占める国庫負担の割合は、1984年の50%あった、それが2010年には25.6%に半減しています。その上、年金生活者がふえ、国保加入の世帯は低所得化が進んでいます。もう本当にこのままでは、国保は成り立たなくなります。

国保は社会保障制度です。市長は、国保を守り、改善させるためにも、声を大にして国庫負担



の割合を上げると国に要望していただきたいと思うんですが、市長の見解をお尋ねします。

○**神園征市長** これまでも、そのことは県の市長会等を通じて要望をしてくれております。

なお、先ほどの国保への繰り入れ、これについては、私は1期目、そして2期目、現在までのところ満額繰り入れておられると思っております。ちまたで何か言われておりますが、そうではないということ、ここでははっきりと言っておきたいと思っております。

○**3番豊留榮子議員** そうですね。来年の市長選を控えて、各候補の施策も出そろっているようです。

この国保に対する一般会計からの繰り入れ、今ここで繰り入れをして値上げはしないんだという、きちっとした答弁がもらえますか。

○**久木田敏副市長** 先ほども答弁いたしましたけれども、おっしゃるとおり保険税を値上げするというのは大変厳しい状況にあるということは認識しております。ただ、ここでははっきりとそうしないということにつきましては、申し上げられないところでございますけれども、上げない方向で、上げることは無理な状況にありますので、先ほど答弁いたしましたとおり、一般会計の財政状況、そこも勘案しなければいけませんので、そこら辺を見ながら再度の一般会計からの繰り入れ、既に8,300万円繰り入れをしておりますけれども、再度の繰り入れ、そこにせざるを得ないんじゃないかというふうには認識しております。

○**3番豊留榮子議員** では、市長にお尋ねしますが、一般会計からの繰り入れを実施することで受け取っていいんでしょうか。市長に答弁いただくのを、これが最後になるかどうかわかりませんが、来年春の、春1月の市長選挙にかかっているわけですね。市長の、ここでの私の提案に対して、市長がどう答えるかが、と私は思うんですが。

○**神園征市長** 過去7年間、私は市長として、満額繰り入れてきたということをお先ほど申し上げました。基本的にそういった考え方でおります。

法定外繰り入れにつきましても十分勘案した上でですね、やむを得ないと見たら、そのことは行わざるを得ないときが来るかもしれないということは、前にも答弁いたしておるわけでありませう。また、質問してください。

○**3番豊留榮子議員** 繰り入れをする意思があるっていうふうに受け取ってよろしいですか。

○**神園征市長** ですから、十分財政状況を勘案してですね、できるだけ国保財政に負担をかけないという、そういう基本的な考えを持っておりますので、ここで繰り入れをしますとか何とか、繰り入れするかしないかというのは、来年3月ぐらいになるわけですね。そういうことでありますので、基本的に国保財政の健全化を図っていききたいと、そういう行動計画をつくらう、つくっている最中ですので、御理解いただきたいと思っております。

○**3番豊留榮子議員** まあ、市長選挙を控えておりますので、その3月まで、また市長が、また戻ってきていただければ、またこうやりとりができるんですが、市長が言い残して伝えていくということも大事ななと思うものですから。

次に、次の質問に入ります。

次、介護保険についてですが、5日に行われました参議院本会議で社会保障プログラム法案が、十分な審議もせず可決されました。

この法案は、医療、介護、保育、年金などあらゆる分野で国民の負担を増す一方で、給付の削減を求める制度づくりの期限をあらかじめ定めるといって、極めて異例な法案です。日本の社会保障制度のあり方を大もとから覆すものです。

厚生労働省は世論に押されて、介護保険で要支援と認定された人への保険給付を全廃する方向を転換する事態に追い込まれました。訪問看護やリハビリ、訪問入浴介護などは、これまでどおり保険給付で行うとしています。が、その一方で訪問介護と通所介護については、市町村事業に丸投げする方針だが、本市の要支援1、2の認定者の方が何人ほどいるのか、お尋ねいたします。

○佐藤祐司福祉課長 平成25年10月分の月報によりますと、要支援1が156人、要支援2が218人の合計374人でございます。

○3番豊留榮子議員 現在、その中で介護が必要として、介護サービスですね、これを利用されてる方が何人ほどいるのか、その介護別に教えてください。

○佐藤祐司福祉課長 同じく平成25年10月分の月報によりますと、要支援1で、今申し上げましたとおり認定者数は156人でございますが、給付者数は99人、要支援2で認定者数は218人でございますが、給付者数は167人でございます。

○3番豊留榮子議員 厚生労働省が、要支援者向けの中心的なサービスであります訪問介護と通所介護ですね、これを市町村に移して、あらゆる手段を使って費用の削減をしようとしています。これは、どのような法案が提案されているのか、どのような方法がですね、提案されているのか、お聞きします。

○佐藤祐司福祉課長 現在、次期介護保険制度改正に向けて、社会保障審議会の介護保険部会でいろいろと検討がなされております。

そのうち、予防給付の見直しについて申し上げますと、現行の介護予防訪問介護、介護予防通所介護などの訪問型・通所型サービスは、サービスの供給量をふやす観点から新しい地域支援事業に移行し、介護予防・生活支援サービス事業として実施することになります。人員基準等を緩和するとともに、既存の事業所によるサービスに加えて、NPOやボランティア、民間企業など、地域での多様な事業主体によるサービス提供を推進するとしています。移行については、第6期介護保険事業計画が始まる平成27年度から順次進め、29年度中には全市町村で新しい地域支援事業を導入するとしております。

そのほかの介護予防、福祉用具貸与等のサービスについては、予防給付によるサービス利用を継続するとしております。

なお、財源につきましては、現行の介護予防給付と同様であるということでございます。

○3番豊留榮子議員 ということは、給付自体は変わらないということですかね。予算に、例えば上限がない保険給付と違って地域支援事業になると、あらかじめ市の予算が決められておりますよね。そうなりますと、その自治体の財政状況によっては、利用者へのサービスに格差が生まれてくるんじゃないかと、利用者は、これまでのようにサービスを利用できなくなるんじゃないかという心配があるんですけども、今のお話ですと、保険給付と変わらないということですか。

○佐藤祐司福祉課長 先ほど申し上げましたように、財源構成は、これまでの介護予防給付として実施していたものと同様になるとうかがっておりますので、財源は確保されると考えております。

事業の実施主体として、既存の事業所によるサービスに加えて、NPOやボランティア、民間企業など、地域での多様な事業主体によるサービス提供を推進するとしております。介護保険部会の中では、NPOやボランティアなど、事業の実施主体は地域によって偏りがあるので、すべての市町村で受け皿を確保できるのか不安といった意見や、要支援者には専門家が予防給付としてサービスを提供すべきといった意見もあったようでございます。

この制度改正は、社会保障制度改革推進法の規定に基づき、基本方針や社会保障制度国民会議における審議の結果なども踏まえ、地域包括ケアシステムの構築と持続可能な社会保障制度の確立を図るためにされるものと認識いたしております。

現時点では、まだ部会の協議の段階ですので、具体的にどのようになるのか不透明なところがありますが、先ほど申し上げたような反対意見も踏まえて、制度設計がされるものと考えております。

○3番豊留榮子議員 保険給付で、1、2の人たちを市に丸投げするというのも、市の財政に頼らずに保険給付で賄うというふうに言われますけれども、本市の介護保険受給者のうちですね、

要支援1、2の方たちがボランティアで対処できればいいんですけども、その介護事業者へ委託することになると、もし、市に丸投げされた場合、支払う報酬が下げられる心配もありますよね。そして、事業者の報酬が低くなったり、労働者の処遇も引き下げられたりするという心配も出てくるんですけども。

6月議会でしたか、私、地域包括ケアシステムについて質問したんですが、このときには気がつかなかったんですが、今つながりました。こういうことだったんだなあという、ここでつながったんですけども、こういう心配は本当になくなって、今までどおりのサービスが利用できるんでしょうかね。とても心配なんです。

**○佐藤祐司福祉課長** 現行の介護予防訪問介護、介護予防通所介護などの訪問型・通所型サービスの移行を含み、新たに設けられる介護予防・生活支援サービス事業では、事業費の単価は、サービス内容に応じて市町村による単価設定を可能とする一方で、単価が高くなり過ぎないように全国一律の上限単価を設定することなども設計されているようでございます。

今、予防給付として行われている現行の事業は、国が基準を、全国の基準を一律としております。これが地域支援事業になりますと、各市町村で基準を定められる、サービスの内容もそれぞれで決められるというふうにはなるわけでございます。

お尋ねの心配はわかりますけれども、現状ではまだ部会の協議の段階であり、事業の詳細な内容がわかっておりませんので、詳しくはお答えができない状況でございます。

**○3番豊留榮子議員** 5日の参議院の本会議ですと、日本共産党の小池晃議員が、この社会保障プログラム法案の反対討論を行いました。その一部をちょっと紹介いたします。

反対理由の第1は、社会保障制度改革の基本を自助・自立のための環境整備と規定したことです。社会保障制度改革国民会議「最終報告」にあった自助、共助及び公助という言葉すら消えさせました。憲法25条に基づく社会保障という考え方を完全に放棄し、国民を無理やり自助に追い込む宣言にほかなりません。

そして、反対理由の第2は、医療・介護・年金など社会保障の全分野にわたる制度改悪の実行を政府に義務づけていることです。医療では、70から74歳の窓口負担増が高齢者をさらなる生活苦や深刻な受診抑制に追い込みます。入院給食費を保険給付から外せば、数千億円規模に上る患者への負担増になりかねません。国保加入者の貧困化が深刻になる中、財政の都道府県単位化によって国保税の値上げを迫る姿勢が、矛盾を一層深刻化させます。そして、介護保険では、利用料の2割負担への引き上げが広範な利用者に襲いかかり、要支援者の介護サービスの切り捨てや軽度者の特養ホーム入所制限が必要な給付を抑制して、高齢者の要介護度の重度化を招きかねません。

反対理由の第3は、消費税の増税分を社会保障にという一体改革の偽りの看板すら投げ捨て、社会保障の理念と制度を根底から掘り崩すことです。昨年成立した社会保障制度改革推進法では、社会保障の公費負担は消費税収を主要な財源としていましたが、本法案では社会保障給付に活用する規定にとどまり、社会保障の給付の重点化及び制度の運営の効率化による社会保障費削減を行おうとしています。消費税は社会保障のためという議論は、もはや完全にほごたされたのです。

日本共産党は、安倍・自公政権の社会保障解体路線と全面的に対決し、消費税に頼らずに社会保障を再生・充実する対案を掲げ、国民的共同を広げて闘う決意ですというふうに述べています。

このように、容赦なく削減ありきで制度の見直しを進める安倍政権に対して、国の責任において自治体の財政状況などにより事業の実施に格差が生じないようにするよう、市長は国に対して要望していただきたいと思うところです。市長の見解をお尋ねします。

**○神園征市長** 国保問題もそうですけども、介護保険制度に関しましても、これまで県市長会で協議し、県市長会の意見として国へ申し上げておりますので、今後、県市長会の協議がありましたら、会議の中で財政状況にかかわらず、地域の実情に応じて市町村が安心して事業を展開でき

るようにしてもらいたい旨を申し上げようと思っております。

○3番豊留榮子議員 常々、市長からそのお言葉うかがっておるんですけども、市長会を通じなくても独自に要望できるんですよ。

市長にその意思があるかどうか、お尋ねします。

○神園征市長 独自に申し上げても一向構わないわけですけども、やはり団体としてまとまって県市長会あるいは九州市長会、全国市長会、そういった場を通じてですね、意見を申し上げたほうが、より効き目があるだろうと思っております。

○3番豊留榮子議員 市長が市長会で意見を述べるということですので、その意思があるということですね、国に要望する意思はあるというふうに受けとめたいと思います。

次に、子供の医療費の無料化について、お聞きします。

いよいよ1月の市長選挙を目前に控えて、各候補者の施策も出そろったようです。

その中で一段と目を引くのは何と言っても、この子供の医療費の無料化です。これは、住民の要求と共産党の粘り強い運動で、3歳児までの無料化から始まりまして小学校入学前まで、そして小学校3年生終了までと拡大をしてきました。そして、子育て中の方々に大変喜ばれております。共産党は引き続き子供の医療費の無料化の拡大を言い続けてきましたが、近年では隣の南さつま市や南九州市に先を越され、中学校卒業まで無料となっています。

若い方たちが安心して子育てができるまちにするためにも、子供の医療費を無料にすることは大事なことです。子供の医療費を中学校卒業まで無料にすると大体幾ら必要になるのか、そして子供の人数が何人いるのか、教えてください。

○佐藤祐司福祉課長 中学校終了まで無料化を拡大すると、約1,750万円が必要になると推計しております。また、対象者は962人増加すると見込んでおります。

○3番豊留榮子議員 神園市長も中学校卒業まで無料としていますが、その財源の確保はどうされるんですか。

○神園征市長 予算につきましては、これから庁内でいろいろ協議するわけですので、これこれのものを充てるとか何とか、今こう言うのはふさわしくないとと思いますが、市民の皆様にお約束して提示する以上は、当然その財源については考えております。

○3番豊留榮子議員 今ここで言うわけにはいかないということですか。

○神園征市長 御存じのように、いろんなその財源は、一つこれはこれのためにか、はっきり決められるもんじゃありません。ほかのものと調整しながら、これだけのものを確保しようとか、そういうふうにして決まっています。

一つの私自身の腹の中にあるのは、メガソーラー事業による新しい歳入がふえますので、そういったこともほかとのバランスを考えながら、何とか財源の一部としてできないのかなあと、こういったことは考えてはおりますが、まだ庁内で何をどこにということを決めたわけではありません。これから、そういったことは財政を中心に決まってくるものと思います。

○3番豊留榮子議員 ではその、またもう一歩進んでですね、高校卒業まで無料にするという政策を掲げていらっしゃる方もいたかのように思うんですが、市長はどうでしょうか。

○神園征市長 ほかの方のあれにつきましては、何か、きのうか、おとといか大会で配られたパンフレット類の中にはですね、中学卒業まで無料化とか、あるいは今度は高校卒業まで無料化と書いたビラが、別々に同じ封筒で配布されたりしていますので、どっちがその、どっちを信じたらいいんだろうと、こう私、いぶかっておるわけです。

私は、高校卒業までですね、財源的にもちょっと厳しいんじゃないのかなと、私自身は思っております。

○3番豊留榮子議員 高校卒業まで無料にしたら、その子供の人数が何人で、幾らぐらいかかるのか、わかりますでしょうか。

○佐藤祐司福祉課長 高校終了まで無料化を拡大いたしますと、約2,700万円が必要になると推計しております。また、対象者は1,496人増加すると見込んでおります。

○神園征市長 中学卒業までの増加額、あるいは高校卒業後までの増加額というのは、これは誤解のないように申し上げたいと思いますが、例えば高校卒業まで、今、課長が答弁したように全額で2,700万円になるということじゃないわけですね。（「そうですか」と言う者あり）はい。そういうことは、皆さんにも御理解いただいておりますと、こう思います。

○3番豊留榮子議員 これは、市長選挙の争点になるんじゃないかなというふうに考えております。

これは、引き続き病院の窓口でですね、無料にする考えはないのか、この点をお尋ねしておきます。

○佐藤祐司福祉課長 病院の窓口で無料にする、いわゆる現物給付方式の導入ですが、各医療機関との契約や電算システムの改修、他の医療費助成制度との兼ね合いなど、さまざまな問題を解決しなければならず、さらにペナルティーとして国民健康保険療養費等国庫負担金の減額調整が行われることから、本市単独での導入は現時点では困難であると考えております。

なお、さきの議会でも申し上げましたとおり、毎年県市長会を通しまして、現在、小学校就学前までを対象としている県の乳幼児医療費助成制度について、中学校3年生までのすべてを対象に、所得制限を設けることなく医療費の負担軽減を図る方策を検討することと、給付方式については受給者にとって利便性の高い現物給付方式の導入など、県の制度としてできないかとの要望につきまして、19市で協議し、県への要望活動は行っているところでございます。

○3番豊留榮子議員 これは何度もお尋ねしてるんですけども、またその現在ですね、病院の窓口で一たん支払いをしますが、住民への支払いが、その後どうなっているのかお尋ねします。

○佐藤祐司福祉課長 医療費助成制度の事務処理の流れですが、対象児が12月に受診したと仮定しますと、医療機関は翌月、1月ですけれども、翌月初旬までに国保連合会に保険診療のみを報告いたします。国保連合会はその翌月、2月ですが、1日に自動償還データを各市に送付いたします。枕崎市では、その月、2月の26日に保護者の口座に医療費助成額を振り込むという流れになります。つまり、受診月の2カ月後に振り込まれるという流れでございます。

○3番豊留榮子議員 二度手間は解消されたわけですけれども、この振り込まれるのにこの時間がかかると。これもっとスピードアップしてほしいという声があるんですけども、これが窓口の無料化であれば、本当にお金がなくても病院に行ける、何の心配もなくてあれなんですけれども、その2カ月もかかったんでは、その前の段階の領収書を持って行けば、その場で何か戻されたということを聞くんですけども、もうお金のない方はですね、先ほども紹介しましたけれども、診察代が心配で病院に行かれないという方もいらっしゃるわけですよ。

そういう中で、一度払って、それが返ってくるのは2カ月というのは、ちょっと、私も聞いてびっくりしたんですけども、手間が省けてよかったという方も中にはいらっしゃいます。ですけども、きりきりで生活していらっしゃる方にとっては、その2カ月が待ちきれないって言うんですね。

これは何としても、病院の窓口での無料化を実現させなきゃいけないんです、いけないと思うんです。市長、どうでしょうか。

○神園征市長 このことにつきましても、県の市長会等で要望は上げております。

○3番豊留榮子議員 これは、こういう切実な声が届けられておりますので、これをぜひ耳に入れていただいて、実行していただきたいと思うところです。要望しておきます。

次に、市長の退職金についてお尋ねします。

これはもう何度もお尋ねしていることですが、この4年間で1,441万円の退職金について、市長の見解をお聞かせください。

○**神園征市長** いつもと同じ答弁になろうかと思いますが、本来、報酬審議会等で審議されて条例化されているわけでありまして、私は、職務・職責に応じたものはいただいてもいいと、こう思っております。

○**3番豊留榮子議員** 市長のお考えは、何度となく聞いております。

市長選挙を控えて、他の候補もこの退職金については、いろいろ政策で掲げておられるところですが、それを見たり聞いたりして、市長の考えがちょっと変わったかなと思ったものですから、再度お尋ねしてるところなんですけれども、どうでしょうか。

○**神園征市長** 市長の報酬等につきましては、適正な報酬というのはあるだろうと思っております。これをですね、市長選挙の争点にしようとか、何かそういったもので競争しようというのは、私はある意味で無責任だと思っております。

ちゃんと報酬にのっとった、あるいは報酬以上の仕事をする、その覚悟をもって私は市長をいたしておりますので、ほかの候補がどう言われようが、私の考えには変わりはありません。なお、私の条例上の報酬は県下で一番低いものになっていますし、そして支給率等もですね、低いものでありますから、私は、報酬審議会等の条例に従いたいと、こう思っております。

○**3番豊留榮子議員** 私は、市長の報酬でありますとか、給与でありますとか、一時金をカットしろとか、そういうことを言ってるわけじゃないんですよ。

退職金、4年間でですよ、4年間で1,441万円。この退職金について、もちろん市長が言われるように、職務・職責に応じた退職金だと言われればそれまでですけども、その辺を市長は、退職金自体について、市長はどのように考えておられるんですか。

○**神園征市長** やり方はいろいろあるんでしょうけども、これを4年間にならしてですね、月額報酬として支給される、そういった考え方もあってもいいと思いますが、現在のところは、県下各市とも月額報酬とは別に退職金の制度を設けているようであります。それにもまたそれなりの理由があるかと思えます。

○**3番豊留榮子議員** 市長の見解がよく伝わってこないんですけども、少し前に行われました鹿児島県の曾於市長選挙、あのときも、もろもろ政策がありましたけれども、市長の退職金を廃止するというのを掲げた共産党の候補が当選したということもあります。

最後に一言、12月6日の南日本新聞の記者の目、これは枕崎支局の記者さんの記事でした。

「市長選への注文」、これ記者さんが言われるように、「市民は政策論戦を期待しており、批判の応酬は望んでいない。市民を惑わせることのない正確な情報発信も不可欠だ」と書かれていました。全くそのとおりです。

今、市民の一番の関心事と言ったら、来年早々の市長選挙です。これは3人の候補者の言動、行動にみんなが注目をしております。投票率も上がるようにですね、正々堂々と政策で市長選を戦っていただきたいと思うところです。

○**神園征市長** 正々堂々と戦うということは、私の最も望むところであります。

いろいろと全く根拠のない批判等が私に対してもなされているようでありますけれども、そういったことは、まさしく市民の目を惑わすことであり、私はあくまでも正々堂々と正直を貫きたいと思っております。

○**3番豊留榮子議員** これで終わります。

○**立石幸徳議長** これをもって一般質問を終結いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時23分 散会

# 本 会 議 第 4 日

(平成25年12月20日)

平成25年枕崎市議会第7回定例会

議事日程（第4号）

平成25年12月20日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1	148	枕崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
2	149	枕崎市税外収入に係る督促手数料及び延滞金に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	〃
3	151	枕崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
4	152	枕崎市運動場条例の一部を改正する条例の制定について	〃
5	150	枕崎市半島振興対策実施地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について	産厚
6	146	平成25年度枕崎市一般会計補正予算（第6号）	予特
7	147	平成25年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）	〃
8		議員派遣について	
追加 1	153	沖園強議員に対する監査委員辞任勧告決議	

○ 本日付議された事件は議事日程（第4号）のとおり



1 本日の出席議員次のとおり

1 番 立 石 幸 徳 議員  
3 番 豊 留 榮 子 議員  
5 番 清 水 和 弘 議員  
7 番 禰 占 通 男 議員  
9 番 沢 口 光 広 議員  
11番 吉 松 幸 夫 議員  
13番 中 原 重 信 議員

2 番 俵積田 義 信 議員  
4 番 今 門 求 議員  
6 番 新屋敷 幸 隆 議員  
8 番 城 森 史 明 議員  
10番 畠 野 宏 之 議員  
12番 沖 園 強 議員  
14番 吉 嶺 周 作 議員  
16番 茅 野 勲 議員

1 本日の欠席議員次のとおり

15番 牧 信 利 議員

1 本日の書記次のとおり

東中川 徹 事務局長  
山 口 美津哉 書記  
宮 崎 元 気 書記

下 山 健 一 書記  
平 田 寿 一 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長	久木田 敏 副市長
永 留 秀 一 総務課長	神 園 信 二 企画調整課長
下 山 忠 志 水産商工課長	岩 廣 和 憲 市民生活課長兼市民係長
本 田 親 行 財政課長	佐 藤 祐 司 福祉課長
俵積田 清 文 建設課長	真 茅 学 農政課長
白 澤 芳 輝 健康課長	山 口 英 雄 税務課長
迫 野 豪 水道課長	俵積田 寿 博 下水道課長
園 田 勝 美 市立病院副管理者兼事務長	瀬戸口 修 農委事務局長兼農業振興係長
福 元 新 財政課参事兼企画調整課参事	原 田 博 明 水産商工課参事
南 田 敏 朗 市民生活課参事	神 山 芳 文 市立病院事務次長
山 口 英 夫 教育長	三 島 洋 台 教委総務課長
木之下 浩 一 学校教育課長	上 園 信 一 生涯学習課長
末 永 俊 英 文化課長	久 保 等 保健体育課長兼給食センター所長
田野尻 武 志 監査委員	橋之口 寛 監査委員事務局長
味 園 耕 治 選管事務局長	竈 原 均 会計管理者兼会計課長
中 村 責 郎 消防長	厚 石 賢太郎 警防課長兼消防署長
中 原 浩 二 消防総務課長兼消防団係長	山 口 太 総務課行政係長

午前9時30分 開議

○立石幸徳議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御承知おき願います。

日程第1号から第4号までの4件を一括議題といたします。

総務文教委員長に報告を求めます。

城森史明議員。

[城森史明総務文教委員長 登壇]

○城森史明総務文教委員長 おはようございます。

ただいま議題となりました日程第1号から第4号までの4件について、総務文教委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

まず、日程第1号枕崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

今回の改正は、国家公務員の給与に関する人事院勧告等に準じて、50歳台後半層における給与水準の上昇を抑制するための昇給制度の改正を行うものであります。

条例の第4条第4項及び第5項の改正を行い、55歳を超える一般職員の場合、現行では勤務成績が良好な者は2号給昇給しますが、改正後は昇給をしないこととなります。また、勤務成績がやや良好でない者及び良好でない者も昇給しないことになり、勤務成績が極めて良好な者、特に良好な者については、今までの4号昇給、3号昇給をそれぞれ2号昇給、1号昇給とすることによって、2号給ずつ昇給を抑制することとなります。平成25年度においては、平成26年1月1日からの改正になりますので、給料の昇給が3カ月分の抑制になり、その対象者は21名で、影響額は5万1,255円と試算をしているということでもあります。

委員から職員の人事評価に関し、職員のランクづけをどのように行っているのかただしましたところ、管理職においては、特定職員の人事評価に関する規程を定めており、それによってAからEまでの評定を行っている。一般職については、人事評価の規程は定めておらず、勤務実績において判断を行い、昇給判断を市長決裁で行っているということでもあります。

また、委員からの一般職の職員においては、昇給のチャンスがない不利益な条例改正になっているとの指摘に対し、今回の改正は、国・県に準じて人事院勧告の内容で行うもので、一般職においては、人事評価による極めて良好、特に良好などの人事評価の規程がないが、勤務が特に優秀である場合には、市長判断で昇給する余地は残されているとの説明がありました。

本件については反対があり、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第2号枕崎市税外収入に係る督促手数料及び延滞金に関する条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

今回の改正は、税外収入公債権における延滞金の割合を市税に合わせた取り扱いに変更するために五つの関係条例について一部改正を行うものであり、その内容は税外収入に係る督促手数料及び延滞金に関する条例、介護保険条例及び後期高齢者医療に関する条例については、従来の延滞金の特例措置に係る割合を改めるもので、道路占用料徴収条例及び公共下水道事業受益者負担金条例については、新たに延滞金の特例措置に係る割合を定めるものです。

委員から、影響額は幾らかただしましたところ、介護保険料の延滞金については、平成24年度の延滞金は6万1,400円だが、粗い試算をすると改正後は3万9,100円になり、2万2,300円の減額、後期高齢者医療保険については、平成24年度の延滞金は4,000円であり、同様の試算で改正後は2,500円になり、1,500円の減額、道路占用料は徴収条例の中で延滞金はこれまで発生していないため影響額はなく、公共下水道事業受益者負担金は延滞金を徴収していないため、影響額は無いということとなりました。

本件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第3号枕崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

今回の改正は、平成26年3月31日をもって金山小学校を廃止し、同年4月1日から桜山小学校に統合するため、枕崎市立学校の設置に関する条例第2条第2項の条文の整備をしようとするものです。

本件については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、日程第4号枕崎市運動場条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

今回の改正は、施設の利用者数の減少等を考慮し、平成26年3月31日をもって田布川運動場を廃止するものであります。

委員から夜間照明の撤去等に一般財源から約200万円の費用が発生しているが、撤去せずに残して利用してもらうことはできないのかとただしたところ、契約の中で、契約が解除されたときには、原状に回復することになっているという説明がありました。

本件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○立石幸徳議長 ただいまの報告に対し、質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

豊留榮子議員。

○3番豊留榮子議員 議案第148号枕崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日本共産党は反対の立場から討論いたします。

本市は、長期にわたり職員の賃金カットを続けてきました。さらに、ことし25年の1月には人事院勧告に基づいて退職金のカットを行いました。そして、今度は26年の1月から、50代からの昇給を改正して、給与水準の上昇を抑制するというのですが、その基準は、勤務成績が極めて良好である場合または特に良好である場合に限り昇給するというものです。

これは定年間近の職員を差別する制度にほかなりません。考えてみてください。55歳といたしますと、限りある残りの5年間、人生を悔いを残さぬように市のために誠心誠意働こうと皆さん思っていることと思います。それなのに勤務評定で昇給が決まるということになれば、一生懸命やっても評価されなければ仕事への意欲は失われてしまうでしょう。

そもそも地方公務員の給与は国が決めることではなく、地方が自主的に決定すべきものであるべきです。ですから、今回の枕崎市職員の給与に関するものを、人事院勧告に従って職員を差別し、勤務評価を行い、働く意欲を取り上げてしまうような非人道的な条例の制定を認めることはできません。

今、地域の企業、そして商店主の方々は何とか地域経済を活性化させたいと頑張っています。そのときにこんな差別条例は、地域経済をますます凍らせることになり、経済の活性化を逆流させるような条例の制定に日本共産党は反対して討論を終わります。

○立石幸徳議長 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

まず、日程第1号は、起立により採決いたします。

日程第1号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○立石幸徳議長 起立多数であります。

よって、議案第148号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

日程第2号及び第3号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第149号及び第151号の2件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4号は、起立により採決いたします。

本件は、地方自治法第244条の2第2項及び枕崎市議会の議決に付すべき公の施設に関する条例第3条の規定により、議長を含む出席議員の3分の2以上の者の同意を必要とします。

ただいまの出席議員は15人であり、その3分の2以上は10人以上となります。

日程第4号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○立石幸徳議長 ただいまの起立者は13人で、3分の2以上です。

よって、議案第152号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5号を議題といたします。

産業厚生委員長に報告を求めます。

禰占通男議員。

[禰占通男産業厚生委員長 登壇]

○禰占通男産業厚生委員長 おはようございます。

ただいま議題となりました日程第5号枕崎市半島振興対策実施地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について、産業厚生委員会の審査の経過並びに結果について報告いたします。

今回の改正は、租税特別措置法等の一部改正に伴い、所要の条文の整理をしようとするものです。

この条例は、市内に工場もしくは旅館を新設し、増設し、または船舶を取得する者に対して、不均一の課税または奨励金の交付を行うことにより、本市産業の開発を促進し、もって住民の生活の向上に寄与することを目的としたものであるということです。

固定資産税の不均一課税に係る特別措置の対象は、青色申告を提出する事業者で、その者が行う新設または増設した工場もしくは旅館の設備が対象であるということです。

租税特別措置法の施行令では、期間をこれまで昭和61年4月1日から平成25年3月31日までと定めてあったが、今回、平成25年4月1日から平成27年3月31日まで延伸するものであるということです。

また、特定地域における工業用機械等の特別償却で、これまで租税特別措置法で指定されてきた地区のうち、半島振興法の規定による半島振興対策実施地域の指定地区、離島振興法の規定による指定地区について、その延伸する期間内において、機械及び装置並びに建物及びその附属施設で、政令で定めるものについては特別償却を認めるものです。

取得価格については、今回、法における対象価格が資本金額別で区分され、資本金1,000万円以下の法人の場合、500万円以上の取得設備、資本金1,000万円を超え5,000万円までの法人の場合は1,000万円以上の取得設備、資本金5,000万円を超える法人の場合は2,000万円以上の取得設備を対象として、改正を行うものであるということです。

委員から、この条例の制定の趣旨について説明を求めたところ、半島の不便性を解消し、産業及び生活環境の発展を促し、半島地域の自立及び地域住民の生活向上並びに国土の均衡ある発展に資することを目的として、制定されたとのことであります。

この条例による、減免、経済効果、対象範囲について委員からの質問があり、減免措置については、不均一課税により課税された固定資産税が3年間減免されるということです。

経済効果としては、新たに設備を改修したり、新たに進出したりという企業がふえてくれば、最終的には、いろんな経済効果が生まれてくると考えているということです。また、企業誘致に

については、税制上の優遇制度を案内をすることも可能になるという強みがあるということです。

条例の対象範囲については、個人の場合、500万円以上の取得設備が対象となり、水産加工施設のHACCPに係る設備・機械については対象になるが、それ以外の改装等は対象外になるということです。

この条例改正に当たり、条例の基本的な説明を求める意見が出され、今回の租税特別措置に関する部分については、国交省の地方振興課長から、25年1月に見直しの通知があり、指定等の要件については、法の発足当時と変わりなく本市は地域指定をされている。国・県の通知に基づき、25年4月1日付で「半島振興を促進するための枕崎市における産業の振興に関する計画」を更新している。計画の目標として、新たに製造業2件、農林水産物販売業2件、旅館業1件、情報サービス業等1件が期待できるという目標を示し、計画書として提出しているということです。

この条例が、本市において実施運用された事例、また、県下における条例改正の状況についての質問があり、運用例については、件数として15件あり、県下の改正状況は、いちき串木野市、鹿児島市が本年6月に改正がなされ、志布志市も改正がなされているということです。

以上であります。本件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○立石幸徳議長 ただいまの報告に対し、質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。お諮りいたします。

日程第5号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第150号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6号及び第7号の2件を一括議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

中原重信議員。

[中原重信予算特別委員長 登壇]

○中原重信予算特別委員長 おはようございます。

ただいま議題となりました日程第6号及び第7号の2件について、予算特別委員会の審査の経過並びに結果について報告いたします。

本委員会は、委員長に中原重信、副委員長に吉松幸夫委員を選任いたしました。

審査の過程における当局説明及び各委員から出された意見・要望については、お手元に配付してありますので、御参照願います。

委員長報告では、主な点のみ申し上げます。

まず、日程第6号平成25年度枕崎市一般会計補正予算（第6号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,020万円を減額し、予算総額を101億0,360万円にしようとするもので、当初予算に対して4.3%の伸びとなっています。

繰越明許費は、消防無線デジタル化整備事業を平成26年度に繰り越して使用するものです。

地方債の補正は、南薩地区衛生管理組合負担金、自然災害防止事業、消防無線デジタル化整備事業に係る変更によるものです。

補正予算の主なものとして、枕崎飛行場の廃止などに伴う国県支出金の精算返納金、地域の元気臨時交付金基金への積み立て、消防無線デジタル化整備事業、スクールバス購入経費等の金山小学校統廃合関係経費などであり、補正財源については、国庫支出金、県支出金、諸収入、分担

金及び負担金の増、繰越金、市債の減で措置したということであります。

枕崎飛行場の廃止に伴う国庫支出金精算返納については、国、県合わせた返納額970万3,000円のうち、空港跡地を貸し付ける貸付料金の40%を毎年、国のほうに納付していくとのことで、今年度分については8月からの貸付契約であるため、約45万4,000円であるとのことです。

なお、来年度以降は、年68万1,000円程度となり、貸付期間20年間で1,360万円程度になるとのことで、従前の説明と変更はないということです。

県への返納金は、返納方法、返納の計算基準について協議を行っており、県は、従前の補助金で取得した財産の残存価格に対して補助率10分の2を掛けて、返納をしてほしいということで国と県の返納方法が異なっていたが、今般、補助事業で取得した用地について、県の不動産鑑定が固まり、返納額924万9,000円が示され、今回、一括で返納するというものです。

消防無線デジタル化整備事業については、広域の場合はそれぞれの市で起債なりで負担することになり各市の負担が出てくるが、本市単独の場合として今回、後年度交付税措置70%の有利な緊急防災・減災事業債を活用して整備されるとのことです。

また、広域で整備をした場合は、指令室等を設置する関係で指令室に従事する職員が必要となるが、枕崎市は24時間体制で1名の通信員を配置しているため職員の増員は必要でないとのことです。なお、消防デジタル無線のデジタル化は、国の指針により移行を図らなければならないとのことでありました。

地域の元気臨時交付金については、第1次配分の交付率から、財政力に応じて、最高値までかさ上げされたとのことであります。

また、1次配分のときに決定されていなかった農業基盤整備促進事業の地方負担額等に対して、新たに算定が加わり、2次配分がなされたということでありましたが、その増額になった部分を基金に積んで、今後、活用していくとのことでありました。

なお、基金の用途については、当初予算の編成等で各課の要望事業を見ながら、交付税措置のない事業や交付税措置の低い事業などに充てるなど、今後、地域経済の活性化と財政の健全化の双方のバランスを考えながら検討するとのことでありました。

委員から、合併した自治体は合併特例債や過疎債等の優遇措置があるが、合併しなかった自治体に優遇措置のある制度を要求する協議会をつくって、強く国・県に要望していくよう要望がありました。過疎・合併特例債を発行できない本市の場合は、過疎市町村に指定されないように単独で頑張っていることや、県単独等の補助事業の配慮をお願いしているとのことです。

緊急雇用創出事業臨時特例基金事業の企業支援型地域雇用創造事業において、魅力ある商店街活性化事業と枕崎体験観光商品化事業並びに読書活動の推進事業を予定しており、事業期間は本年度が2月と3月の2カ月間、26年度も10カ月間継続して行う予定であるということです。

金山小学校の閉校記念事業補助の50万円については、記念碑に係る経費について、南さつま市等において、限度額を一律50万円で交付をしている事例に応じた予算措置をお願いしてあるとのことです。

また、スクールバスの購入については、国の事業等を活用し2分の1の補助事業であるとのことであり、運転手については、子供たちの安全面を特に注意をしながら、運転業務委託も含めたかたちで、新年度予算で検討していきたいということであります。

統合に伴う制服への補助については、金山小学校と桜山小学校の場合は基準服であり、校章が違っただけで統合後も活用できるので、補助対象とはしていないが、体操服の場合は大きく違うため、予算をお願いをしたとのことであります。

田布川運動場の件については、昭和56年2月に市が運動場として田布川公民館から土地を借りて、ナイター施設やフェンスを設置し、市が管理をしてきたが、土地等の管理は、地元の田布川公民館がボランティアで管理してきたとのことです。

今回、廃止をお願いしたのは、ここ五、六年の利用状況が運動場としての地元の活用がなくなってきたというような状況も見受けられたので、公民館と協議の上、廃止条例に伴う施設の撤去費用をお願いしたということです。

以上であります。本件については、反対があり、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第7号平成25年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ365万4,000円を減額し、予算総額を23億3,061万4,000円にしようとするもので、当初予算額より約2.0%の伸びとなっています。

補正の内容は、南薩介護保険事務組合負担金の減額で、財源として、繰入金の減で措置したということです。

今回補正は、人事異動に伴う人件費の調整と平成24年度決算に伴う繰越金の計上による共通管理経費の減額であるということです。

なお、要介護認定者数の推移は、平成21年3月が1,208人、平成25年3月は1,419人と年々ふえていっているとのことであり、平成25年10月分の月報の数値では、要支援、要介護まで含めて1,428人のうち、要支援1が156人、要支援2が218人、要介護1が327人、要介護2が263人、要介護3が163人、要介護4が164人、要介護5が137人となっているということです。

以上であります。本件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○立石幸徳議長 ただいまの報告に対し、質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。

まず、日程第6号は、起立により採決いたします。

日程第6号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○立石幸徳議長 起立多数であります。

よって、議案第146号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

日程第7号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第147号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8号を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第125条の規定を適用して、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について、変更を要するものについては、その措置を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、清水和弘議員ほか2名の議員から、議案第153号沖園強議員に対する監査委員辞任勧告決議が提出されました。

お諮りいたします。

本件を日程に追加し、追加日程第1号として議題とすることに御異議ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、追加日程第1号として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1号、議案第153号沖園強議員に対する監査委員辞任勧告決議を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、沖園強議員の退席を求めます。

[沖園強議員 退席]

[傍聴席で話をする者あり]

○立石幸徳議長 傍聴席は静粛に願います。

[傍聴席で叫ぶ者あり]

○立石幸徳議長 静粛にお願いします。

退場を求める場合もございますのでお願いします。

[傍聴席で叫ぶ者あり]

○立石幸徳議長 提出者に、提案理由の説明を求めます。

[禰占通男議員 登壇]

○7番禰占通男議員 沖園議員に対する監査委員辞任勧告決議。

監査委員の職務権限及び服務上の義務の中、公平公正を旨とする職責にある監査委員が、政治的目的を持って市中に計数的に間違った文書を配布し、市民に誤った判断をさせている。それと同時に、みずからの思い込みの文書でもあり、市民の間に混乱を生じさせている。

また、本市の会計を最も厳正に監査し、報告をしなければならない監査委員が食い違った報告を公表することがあってはならない。

市議会としては、議会選出の監査委員であるので、議会の責任上、看過できない問題である。

よって、ここに枕崎市議会は、監査委員の辞任を勧告するものである。

平成25年12月20日、枕崎市議会。

○立石幸徳議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書きを適用して、回数制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○3番豊留榮子議員 監査委員の選任に対しては、共産党はその公正な立場に監査ができる人ということで、沖園議員は市長ともお友達でもありますし、そういう関係からしてもちょっと不適格ではないかということで反対をしました。ですが、ほかの方々はみんな賛成したわけですね。

で、今回のこのような市長選を前にしていろいろな会報やら出てまして、その中で数字の間違いであるとか、それを指摘したり、いろいろこうやりとりがされているんですけども、そういう文章の中でこの間も全協の中で、私は議長が責任を持ってその誤解を解くようにやっていた



きたいということを申し上げたんですが、この数字的なこのやりとりが主なんです、間違いだ、違うというふうなことなんですけども、その説明はできたんでしょうか。

[傍聴席で叫ぶ者あり]

○7番禰占通男議員 議運でも、今、豊留議員が申されましたが、数字的なことですが、私の一番の数字の問題は、チラシの中の5億6,000万と5億2,000万の違いを指摘しましたところ、本人は、5億2,000万とその問題については、あ、1億5,600万円と1億5,200万円の違いについてただしたところ、本人は間違えたから訂正したと、それだけは答弁してくれました。

それと、私が甚だ疑問に思ったのは、間違いは訂正するが、これは12月17日の議運においてです。間違いは訂正するが謝罪はしないと本人の発言であります。

それと、この場でも自分の答える都合のいいことは答弁して、それ以外のものについては文書で提出するよという、一方的な発言もありました。

つきまして、それをもとに今回の私の勧告決議といたしました。以上であります。

○8番城森史明議員 一番計数的な間違いはですね、この医療、子供の医療費助成制度を中学生まで拡充すると、約7,000万円の市の一般財源が必要と試算されています。これは実際、市が発表したこの市役所が試算した一般財源額はですね、5,280万円であります。さらに、高校生まで医療費助成を拡充した場合、約8,000万円の一般財源が必要になると書いてありますが、これは市役所の試算では6,200万円、約6,200万円であります。これが大きな間違いだと思います。

それと、みしま丸の運航でですね、「県は、25年までの実証運航を打ち切る予定であり」と書いてありますが、これは、県の取り決めは単年度決裁であり、次の26年度をどうするか、この辺は一切、一言も言及していないということでした。以上です。

[傍聴席で話をする者あり]

○立石幸徳議長 ほかにありませんか。

傍聴席は静粛に願います。退場を命ずることもございます。重ねて申し上げます。

[傍聴席から大声で叫ぶ者あり]

○立石幸徳議長 暫時休憩します。

午前10時11分 休憩

午前10時12分 再開

○立石幸徳議長 再開いたします。

○3番豊留榮子議員 何だか混乱してますけれども、何を言うのか、ちょっと、すみません。とても動揺しています。

このことに関してはですね、全協でもいろいろ話され、そして沖園氏が出席できないということで、議運に来ていただいているいろいろ説明も受けたんですけども、この数字的な間違いであるとか、それ1回出てしまうと市民はそれをうのみにしますよね。これは間違っていたんだよと、ほかの会報が出したところで余計混乱するんですね。私も何人かの人に尋ねられまして、どっちが正解なのか自分もよくわからんというふうに答えていたんですけど、そのことを議長がちゃんと両方の意見を聞いてですね、きちんと説明されたのか。

それと当局に答弁をいただいているんでしょうか。その先ほど出ました、その乳児の子供の医療費の件なんです、この数字的な、これは沖園氏が出されているこの中学校まで拡大すると約7,000万、高校生まですると約8,000万ということなんです、これ数字的には合っているのか、間違っているのかお聞きしたいんですけど。

○立石幸徳議長 豊留議員に申し上げます。

提案に対する質疑ですので、そのことをきちっと旨にして質疑を行っていただきたいと思いません。

○3番豊留榮子議員 私、沖園議員に確認しました。その乳幼児の医療費、私はこれ12月議会

で質問した件でもありますので。

沖園議員のおっしゃるには、当局から確認をして、その資料を私いただいたんですけども、中学校卒業までですと約6,600万という経費がかかるというふうに言われているんですね。だから、7,000万でも間違いではないなっていう気がするんですが、どうでしょうか。

○8番城森史明議員 その試算はどっから……、まず、あのう……、この前の定例議会の一般質問でも当局の回答がありました。これは南日本新聞にも載りました。

実際ですね、平成23年、平成24年における現在の小学3年生までのあれはですね、小学生までの市の持ち出しは約2カ年の平均が3,500万であります。それプラス中学生終了まで、高校生終了までは一般質問で回答があったので、それを足せばさっき言った私の数字になります。

○3番豊留榮子議員 ですから、その数字的なことというのは、本当に、ちょっとまた違った数字が出てきたんですけども、このようにすごい混乱するわけですよ、一度数字が出てしまうと。なかなか市民の方はそこから頭が離れなくなってしまうんですよ。

ですから、これはもう議長がきちっとですね、双方の間違いを突き合わせて、きちっとした文章で、まあ議会だよりであるとか、議会だよりを使っていいかどうかわかりませんが、そういうことをしない限り市民は惑わされ続けて、この市長選にすごく影響するんじゃないかと思うんです。

[傍聴席で拍手をする者あり]

○3番豊留榮子議員 私は、そこを心配するんですね。共産党はだれを応援しているのと言われるけど、共産党はどこも応援するとは表明していません。どなたが市長になられても、共産党は共産党として、市民の役立つ市政をしてくださる方ということであれなんですけども、もうこういう合戦はですね、本当にやめていただきたいと思うんです。

で、ただし、これからこの会報を出すなということが言えるかどうかというのもちょっと疑問なんですけど、その点どうなんでしょうか。

○立石幸徳議長 豊留議員に申し上げます。

提案に対する質疑を行っていただきたいと思います。

提案者のほうで、ただいまの豊留議員に対する答弁がございますか。

ちょっと暫時休憩します。

午前10時17分 休憩

午前10時18分 再開

○立石幸徳議長 再開をいたします。

それでは、豊留議員。

○3番豊留榮子議員 私も混乱しててね、何を言ったのか、もう言った後は忘れてしまうんです。その会報のことを言ったんですよ。でも、それいけないと言われたんですよ。

ごめんなさい、もう取りやめます。混乱しています。

○8番城森史明議員 さっきの質問でちょっと一言言いたいので述べさせていただきます。

先ほど6,600万ということでしたけれども、それがなぜその約7,000万になるのか。これは監査委員としてですね、監査委員はその辺のところを正確に述べる必要があると思うんですよ。だから、監査委員はそこを正確に言ってもらわないとですね、そこを問題視しているわけですよ。私どもはですね。だから、6,600万円を約7,000万円に水増しているということは、監査委員としては非常に問題があるかと思います。正確にやっぱり言うべきだと思いますね。

[傍聴席で拍手をする者あり]

○立石幸徳議長 ほかにありませんか。

これをもって、質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。

討論なしと認めます。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

追加日程第1号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第153号は、原案のとおり可決されました。

ここで沖園強議員の着席を求めます。

[沖園強議員 着席]

○立石幸徳議長 この際、お諮りいたします。

本定例会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって、本定例会の議事のすべてが終了いたしましたので、平成25年第7回定例会を閉会いたします。

午前10時21分 閉会

- 一般質問の要旨
- 予算特別委員会における当局説明  
及び各委員から出された意見・要望

平成25年 第7回定例会一般質問及び要旨

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
①牧 信利	桜山東用水路 工事について	1 桜山東用水路工事はどうなっているのか。 年が明ければ田植えの準備が始まるが、用水路工事はそれまでに終わるのか	市 長 副市長 課 長
②禰占 通男	行財政について	<p>1 経常収支比率97.9%との決算報告であったが、これを決算状況のよい他市が実績として示している80%台、85%以下に目標を置き、実現できる可能性はあるのか</p> <p>2 歳入増加の取り組みとして、税収減を改善するには、何が必要なのか</p> <p>3 歳出削減の取り組みについて、有効な手だてはあるのか</p> <p>(1) 人件費の削減</p> <p>(2) 物件費・維持補修費の削減</p> <p>(3) 繰出金の削減</p> <p>(4) 公債費負担の縮減</p> <p>4 組織機構における課別の職員数は、どのような方法で定数を決めるのか</p> <p>5 財政力について、他市は合併特例措置を活用して交付税措置分を積み立て、市債の減少、基金の積み増しをし、財政力指標が改善されていると見るが、行政としてどのように分析しているのか</p>	市 長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
③中原 重信	農業振興について	<p>1 TPP問題や米の生産調整（減反奨励金）の廃止など農業を取り巻く環境は非常に厳しい環境にある。今後の本市農業振興についての見解は</p> <p>(1) 重要5品目が関税撤廃になったときの本市への影響はいかに</p> <p>(2) 本市における農業法人の数とその構成員数及び農業形態を示せ</p> <p>(3) 本市の就農状況と農業生産状況は、どのように推移しているのか</p> <p>(4) 集落営農組織における農地流動化の状況を示せ</p> <p>(5) 農業法人組織による農地集積の状況を示せ</p> <p>(6) 人・農地プランの現況は、どのようになっているのか</p> <p>2 茶改植等支援事業の継続要請について</p> <p>(1) 国は事業の見直しを検討している状況と聞かすが、どのような情勢か</p> <p>(2) 本市の改植要望と改植率の状況は、どのようになっているのか</p> <p>(3) 茶価の低迷が続いており、鹿児島県では同事業の継続要請の声が大きい。県と一体となって国への継続要請を行うべきだと思うがどうか</p>	市長 課長
	社会体育施設整備について	1 塩浜公園の防球ネットの設置について検討することであったが、その後の検討結果を示せ	市長 教育長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
		<p>2 深浦サッカー場の検討については、どのようになっているのか</p> <p>3 グラウンド・ゴルフ愛好者が、南薩地区内の各市の会場において輪番制で大会を開催しているが、枕崎の塩浜公園はグラウンドコンディションが悪いと敬遠されていると聞く。また、愛好者から台場公園を利用したいが、駐車場がないとも聞く。 サッカー場を含めて、総合的な検討をする必要はないのか</p>	課 長
	全国大会等出場補助金制度について	1 現行の制度では、九州大会、全国大会へ出場者数がふえれば1人当たりの補助額が減額となる。見直しの検討が必要と思うがどうか	市 長 課 長
	市有財産の管理について	<p>1 神園川、山手町の駐車場は、特定の市民に占有され批判があり、月極駐車場にしたほうが市民の理解も得られやすいと指摘されてからなかなか進展しない。その後の経緯を示せ</p> <p>2 なかなか進展しない障害要因は、何があるのか</p> <p>3 周辺住民の意向は、どのようになっているのか</p>	市 長 課 長
	公共下水道区域外（農村部）の污水対策について	<p>1 下水道区域外の合併処理浄化槽の普及率を示せ</p> <p>2 県下の合併処理浄化槽の普及率を示せ</p> <p>3 佐賀県唐津市の合併処理浄化槽設置の取り組みと</p>	市 長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
④城森 史明	第2次枕崎市 行財政集中改 革プラン及び 財政改革につ いて	<p>本市の取り組みの違いを示せ</p> <p>1 平成22年度から25年度における行財政改革実施項目の財政効果額は、約7億8,000万円となっている。平成22年度から25年度の財政効果額の実績と予想額は幾らか</p> <p>2 第1次行財政集中改革プランと比較し、定員適正化計画や財政効果額等の違いはどうなっているか。また、結果についてどのように考えるか</p> <p>3 市長は平成22年就任後、市長の給料カット率を従来の20%から10%に引き下げている。市の財政状況が非常に苦しい中、自分の給料をふやした。財政改革をしなければならない中で、市職員の取り組みに対する士気を低下させるものだ。どのように考えるか</p> <p>4 平成24年度決算についての新聞報道があった。将来負担比率、実質公債費比率、経常収支比率、基金残高（財調及び減債）において、19市の平均値と本市の数値は幾らか</p> <p>5 この結果と第2次行財政集中改革プランについて、どのように総括しているのか</p> <p>6 平成27年度までの主要財政改善目標を掲げているが、特に経常収支比率において大きな誤差が生じている。これらに平成27年度まで、今後どのように予測しているか</p>	<p>市 長 副市長 課 長</p> <p>市 長</p> <p>市 長 副市長 課 長</p>
	議員の資料請求及び議会と	1 10月、ある一議員の会報新聞において、市の公文書が掲載された。市はどのような経緯でこの情報を	市 長 副市長



質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
⑤ 沢口 光広	当局のあり方について	提供したのか	課 長
	コミュニティバス試験運行について	<p>1 コミュニティバス試験運行計画は、その後、どうなっているのか</p> <p>2 買い物弱者対策として、移動販売事業等の計画は考えられないか</p>	市 長 副市長 課 長
	金山小学校廃校後の跡地利用について	1 金山小学校廃校後の跡地利用の有効的な具体的計画は進んでいるのか	市 長 副市長 課 長
	環境問題について	1 馬追川の悪臭・汚濁の苦情が相次いで寄せられているが、具体的改善計画はできているのか	市 長 副市長 課 長
	交通安全対策について	1 かつお公社から塩屋方面に向かった道路において、堤防の一部が突起しており、自損事故が起きている。交通安全上の対策は考えられないか	市 長 副市長 課 長
⑥ 豊留 榮子	特定秘密保護法案について	<p>1 安倍政権は11月26日衆議院本会議で「秘密保護法案」を強行採決した。国民の七、八割は慎重な審議を求めており、廃案を求める運動が広がっている。11月20日には鹿児島県弁護士会も反対声明を発表した。</p> <p>私たち地方議員は、住民の負託を受け、住民の代弁者として行政をチェックし、住民の命と暮らしを守るために力を尽くしていくことが求められるが、この「秘密保護法」によって、議員としての調査活動や言論活動が制限されることになる。</p> <p>この「秘密保護法案」について、市長はどのように考えているのか、見解を</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	<p data-bbox="384 219 563 293">国民健康保険について</p> <p data-bbox="384 701 563 775">介護保険について</p>	<p data-bbox="595 219 1305 562">1 平成24年度の県内市町村の決算状況を見てみると、一般会計からの法定外繰り入れをしなかったのは、本市を含む4市8町3村の15自治体のようであり、県内の多くの自治体が一般会計から繰り入れをして国保税の値上げを抑えている状況である。 本市においても、国保税の値上げではなく一般会計からの繰り入れで住民の負担を軽くすべきではないか</p> <p data-bbox="595 701 1305 954">1 厚生労働省は世論に押されて、介護保険で「要支援」と認定された人への保険給付を全廃する方向を転換する事態となった。しかし、訪問介護と通所介護については、市町村事業に丸投げする方針を固めているが、本市の要支援1・2の認定者の方はどれくらいいるのか</p> <p data-bbox="595 1055 1305 1128">2 現在、介護が必要として介護サービスを受けている人は何人か</p> <p data-bbox="595 1229 1305 1393">3 厚生労働省は、要支援者向けの中心的なサービスである訪問介護と通所介護を市町村に移して、あらゆる手段を使って費用の削減をしようとしているが、どのような方法が提案されているのか</p> <p data-bbox="595 1494 1305 1612">4 自治体の財政状況によってサービスに格差が生まれ、利用者はこれまでのようにサービスを利用できる保障がなくなるのではないか</p> <p data-bbox="595 1713 1305 1787">5 事業所への報酬は安くなり、労働者の処遇も引き下げられるのではないか</p> <p data-bbox="595 1888 1305 2051">6 削減ありきで制度の見直しを進める安倍政権に対して、国の責任において、自治体の財政状況などにより事業の実施に格差が生じないようにするよう、市長は国に求める考えはないか</p>	<p data-bbox="1329 219 1423 338">市 長 副市長 課 長</p> <p data-bbox="1329 701 1423 819">市 長 副市長 課 長</p>

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	<p>子供の医療費無料化について</p>	<p>1 子供の医療費を中学校まで無料にすると幾ら必要か。子供の人数は</p> <p>2 そうするとしたら、財源の確保はどうするのか</p> <p>3 高校卒業まで無料にすると幾ら必要か。子供の人数は</p> <p>4 財源の確保はどうするのか</p> <p>5 病院の窓口で無料にする考えはないか</p> <p>6 現在の無料医療費の、住民への支払いはどのようになっているのか</p>	<p>市 長 副市長 課 長</p>
	<p>市長の退職金について</p>	<p>1 4年間で1,441万円の退職金について、市長の見解を</p>	<p>市 長</p>

平成25年第7回定例会予算特別委員会における  
当局説明及び各委員から出された意見・要望

◎議案第146号平成25年度枕崎市一般会計補正予算（第6号）

○当局説明

- ・ 歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれ1,020万円を減額し、予算総額を101億0,360万円にしようとするもので、当初予算額に対し4.3%の伸びとなる。
- ・ 繰越明許費は、消防無線デジタル化整備事業を平成26年度に繰り越して使用するものである。
- ・ 地方債の補正は、南薩地区衛生管理組合負担金、自然災害防止事業、消防無線デジタル化整備事業に係る変更によるものである。
- ・ 補正予算の主なものは、枕崎飛行場の廃止などに伴う国庫支出金の精算返納金、地域の元気臨時交付金基金への積み立て、消防無線デジタル化整備事業、スクールバス購入経費等の金山小学校統廃合関係経費などである。
- ・ 補正財源については、国庫支出金1,748万5,000円、県支出金1,231万8,000円、諸収入905万8,000円、分担金及び負担金94万3,000円の増、繰越金4,620万4,000円、市債380万円の減で措置した。
- ・ 総務費中、枕崎飛行場の廃止に伴う国庫支出金精算返納については、空港跡地を貸し付ける貸付料金の40%を毎年、国庫納付していくものであり、ことしの分については8月からの貸し付け契約ということで約45万4,000円であるが、来年度以降、通年の金額は68万1,000円程度の予算をお願いしなければならないということになる。また、貸し付け期間20年間で通算すると1,360万円程度で、従前の説明と変更はない。  
また、県への返納金は、返納方法、返納の計算基準について協議を行っており、県は、従前の補助金で取得した財産の残存価格に対して補助率10分の2を掛けて返納をしてほしいということで、国と県の返納方法が異なっていたが、今般、補助事業で取得した用地について、県の不動産鑑定が固まり、返納額924万9,000円が示され、今回、一括で返納するということである。  
合計して、970万3,000円の予算のお願いをしている。
- ・ 地域の元気臨時交付金基金費の補正理由は、補正予算（第3号）に計上した第1次配分の国からの交付率0.856250が最高値の0.9までかさ上げされたことによるものと、1次配分時に算定対象の決定がなされていなかった6月補正で予算計上した農業基盤整備促進事業の地方負担額等に対して追加算定され、2次配分がなされたことによるものである。その増額部分を基金に積み、今後、活用を図っていくということである。
- ・ 積み立てた基金の用途については、現段階では具体的な事業への活用を決定していないが、平成26年度の予算編成等の中で、今後必要があれば、庁内で検討会を設置するなど、充当事業等については今後検討を行っていく。また、従来 of 事業であっても交付税措置のない事業や交付税措置の低い事業、既存の事業への活用も含めて検討を行い、地域の経済の活性化と財政の健全化の双方のバランスを考えながら活用を図っていきたいと考えている。
- ・ 平成20年度以降の経済対策に係る交付金は、人口等に応じて交付金の措置がなされてきたが、今回の交付金は、事業を実施しないところには交付されないところである。本市の最も大きな交付金の対象事業は、俵積田の住宅の建設に係る地方負担額に対して交付される部分である。
- ・ 今回の交付金については、事業を行った自治体と行わなかった自治体では交付金に当然差が出てくるものであり、タイミングよく事業実施を予定していた団体は、国の補正予算に対応し、交付金の決定が大きかったところである。今回の消防無線デジタル化に係る緊急防災・減災事業についても平成25年度限りの事業である上、70%の交付税措置があることから、千載一遇のチャンスととらえて前倒しをしたものである。

- 合併特例債、過疎債のない市町村に対する交付金等の国・県への要望については、先般、加世田総務事務所長等が本市に訪れた際も、本市は過疎・合併特例債を発行できない中で、人口減についても、過疎市町村に指定されないように単独で頑張っていることを配慮いただき、県単独等の補助事業の採択等については、本庁のほうへ上げていただくことも含めて要望したところである。
- 地域の元気臨時交付金の対象事業は、1次配分の事業が農業用施設災害復旧事業、農地災害復旧事業、水産基盤機能保全事業負担金、道路ストック総点検事業、市営住宅建設事業、畑地帯総合整備事業負担金、2次配分の事業が、農業基盤整備促進事業、水産基盤保全事業負担金で、これは国の補正に基づき補正予算に計上された部分の事業実施ということである。なお、水産基盤保全負担事業の負担金は、県が補助事業を活用して、枕崎漁港の整備を行った事業の負担金である。
- 水尻公園のトイレの整備について、建設課では、補助事業を活用しての整備ができないかを検討しており、修繕ではなくて、老朽化による建てかえを考えている。

トイレが一番お金がかかるのは浄化槽である。大規模な大会を常時開催できるような施設であれば、トイレも大規模で多額の整備費を要するものになるので、慎重に検討していかなければならないと思っている。

なお、地域の元気臨時交付金の充当対象事業は、地方債の対象となる事業であり、単独事業でやった場合には対象にはなると思う。
- 水尻公園をグラウンド・ゴルフ場として整備するということは、今後、検討していかなければならない。また、サッカー場として整備することについては、サッカー場として使いたいという計画があれば、またそういう方向でも検討していきたい。
- 民生費中、老人福祉費の補正については、介護保険特別会計中の南薩介護組合の負担金が減になり、南薩介護組合の負担金については、全額一般会計からの繰出金で措置しており、同額を減額するものである。
- 労働費中、魅力ある商店街活性化事業ほか2事業は、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業の企業支援型地域雇用創造事業として活用するもので、魅力ある商店街活性化事業は、商店街活性化の取り組みとして、本市中心街の空き店舗を活用して、市民や観光客が気軽に立ち寄れる商店街案内所を開設し、商店街の魅力発信と活性化に寄与するとともに、案内人を育成するものである。

委託団体として枕崎市通り会連合会を予定しており、商店街グルメ、枕崎鯉船人めしや新たに開発を予定しているメニューなどを活用してオリジナル商品の検討を行うもので、新規雇用2名を予定している。

事業期間は、25年度が2月と3月の2カ月間、26年度も継続をして10カ月間継続を予定しており、事業終了後も継続して実施する予定である。
- 枕崎体験観光商品化事業は、枕崎市の観光拠点である枕崎お魚センターにおいて、枕崎の地域資源である海洋を中心とした滞在型の体験観光メニューを開発・商品化し、商品化された内容については、実践できるインストラクターを育成することにより、新分野として、枕崎の観光の活性化、またお魚センターの観光客の誘客の目玉として位置づけることとしている。

事業内容は、新たな事業として、遊漁船や漁船を活用したクルージングや定置網の漁業の見学など、新たに体験観光の商品化に向けた調査・開発やその検討を行い、商品化された時点では、その内容の広報あるいはモニターツアーの実施、インストラクターの養成を行うものである。

事業実施期間は、25年度が2月と3月の2カ月間、26年度も10カ月間を継続して行う予定である。

- ・ 読書活動の推進事業は、現在、市立図書館の指定管理を引き受けているNPO法人の読書推進団体枕崎「みしのたくかにと」が、当該事業で雇用した人材を有効に活用することにより、本来、この団体が目指している独自の読書活動への展開が可能となり、さらに、読み聞かせサポーター講習会等への研修で培った知識を他の読み聞かせボランティアへ波及させることで、本市の読書推進活動全体の底上げにつながると考えている。また、地元の伝説や昔話等を題材にした絵本づくりを行い、郷土愛豊かな青少年育成を目指して教育現場での活用や子供読書活動の推進に携わる関係者や保護者を対象にした読書講演会等も開催する予定である。

雇用者は基金事業終了後も継続雇用し、当該団体が行う絵本づくりや読み聞かせ等の活動に従事させる予定である。雇用者の人数については1名で、事業終了後の雇用費用はNPO法人が負担するということになる。

事業実施期間は、平成26年2月1日から平成27年の1月31日までの1年間を予定している。

- ・ 農林水産業費中、資源リサイクル畜産環境整備事業負担金は、当初の茅野ファームと美原農場に、今回、岩戸牧場が追加されたものである。
- ・ 家畜排せつ物の処理施設については、縦型で密閉された方式の発酵処理施設で、においがその中に密閉され、これまで発散していた悪臭を防ぐとともに、排気口から排気する場合に、水洗脱臭により臭気を軽減する設備で、これまでよりは悪臭を低く抑えられるのではないかと考えている。
- ・ 水尻公園の西側の3カ所の養豚場は、それぞれ処理しており、今回の縦型発酵タイプを導入する要望が現在のところない。また、この資源リサイクルは、現在の対策が来年までで終了ということになっており、新たに川辺地域で取り組む事業をやるかという構想は上がっているが、それが確実に26年以降できるか、現在のところ不明である。ただ、この三つの養豚場が事業に取り組む意向があれば、何とか導入できないかという方向で努力はしてみたいと思っている。
- ・ 河川の汚濁に関し、今、毎週月曜日を基準に、月曜日の朝、尻無川水系3カ所、新木原橋、美初橋のところ、牧場のすぐ下のところの透視度等の検査をしており、11月の段階で、新木原橋のところではBODが10.0で、基準を少しオーバーしている状況である。色については、以前から非常にかねてより強い状況であり、管理をしっかりするよう指導しているところである。
- ・ 馬追川水系の汚濁は、下水道に接続していないことが原因と考えており、汚濁が非常にひどい場合や住民からの情報があった場合は、すぐに行き、関連する事業者にも1日も早く下水道接続なり、汚水処理の施設を考えてもらうようお願いをしている。  
尻無川水系は、事業者が汚泥処理槽を持っており、その維持管理をよくすることで改善ができると考えているので、管理や指導の仕方が馬追川水系とは異なっている。
- ・ 別府地区の悪臭に関しては、畜産関係だろうということで、検査をやるようとしているところがある。また、悪臭が出たらすぐに現場に行き指導をしたり、管理の徹底をお願いしているところである。  
別府地区の事業所の排水についても、検査を行っており、改善に時間を要するというので、一月後ぐらいに検査をしようと考えている。
- ・ 棧敷川の白濁については、白濁の種類が乳製品関係、たんぱく質関係、でんぷん関係のものが考えられ、さらに、これらが複合的にいろいろ反応する可能性もある。また、一般家庭排水も途中から入ってきていて、途中で色が出てくる可能性もあり、一企業だけが原因とは考えていない。
- ・ 尻無川の公害防止協定については、それを尊重すべきで、指導する際には、そういうのを参考に指導もしていきたいと考えている。
- ・ 河川の浄化に関しては、水質の検査や事業所の汚水処理の採水を行い、それが機能していな

い場合は場内に立ち入って指導もしており、経営者が目が届かない場合は管理者がちゃんとできるよう指導もしている。事業者からは、業務日誌もつけるようにしたということで、少しずつ改善が見られていると感じている。また、住民が最善の策を望んでいることも伝えながら、汚水処理施設がしっかり機能するよう指導している。

- ・ 消防費中、消防無線デジタル化整備事業に関し、本市単独での整備と広域の場合の負担の違いについては、広域の場合は各市がそれぞれ起債なりで負担することになるが、単独の場合として今回、緊急防災・減災事業債で措置するので、かなり有利な起債が利用できるということである。

通信員については、広域で整備をした場合は、指令室等を設置することになり、その指令室に従事する職員が必要となってくる。単独の場合は、現在、24時間体制で1名の通信員を配置しており、その1名で従事できると思っている。

- ・ デジタル無線の機器類の耐用年数については、指令台の緊急通報受付指令装置の部分は、メーカーから10年と聞いているが、メンテナンスのあり方で、まだ延命はできるかとは思う。また、10年後に入れかえをすとなれば、その費用は指令装置の4,200万円程度になるかと思う。
- ・ 今回の消防無線デジタル化は、国の指針により、平成28年5月31日をもって現行のアナログ無線の使用ができなくなり、消防業務に支障を生じることから、それを改善するために、デジタル無線に移行しなければならないということであり、緊急防災、市民の生命・財産を守るために整備していかなければならない施設である。
- ・ 防災無線の整備については、義務化ではなく、それぞれの市町村の判断で整備することになるが、今後はデジタル化していく方向にある。
- ・ 長屋山に整備する無線基地局は、全国の緊急援助隊が本市に入った場合等に、通信が可能になる共通波である。

整備については、薩摩半島の6市で共同整備するというところで協議を進めており、本市の負担額は1,000万弱になるかと思っている。

- ・ 現在、救急車、消防車が市内で活動する分については、活動波を使い、消防本部屋上の無線アンテナにより、市内は十分届くことになっている。
- ・ 緊急防災・減災事業債に係る後年度の交付税措置は、70%となっている。
- ・ 教育費中、金山小学校の閉校記念事業については、総予算額が369万円程度で、実行委員会では、記念碑に係る経費として100万円程度を予算計上しているようであるが、今回、そのうちの50万円を限度として計上している。
- ・ スクールバスの購入については、入札の手続等の関係で今回お願いをしたところであり、購入に当たっては、国の事業等を活用して2分の1の補助を受ける。

運転手については、子供たちの安全面を特に注意をしながら、運転業務委託も含めたかたちで、新年度予算で検討していきたい。

- ・ 統合に伴う制服への補助については、金山小学校と桜山小学校の場合は基準服であり、校章が違うだけで統合後も活用できるので、補助対象とはしていない。

体操服の場合は、大きく違っているので、今回その分を補助していくということで、4,350円の14人分をお願いをしている。

- ・ 田布川運動場の廃止経費に関し、田布川運動場は、昭和52年に公民館が集落民の寄附金等を利用し、自力で造成をして、つくっていると聞いている。

市は、ナイター施設及びフェンス、バックネット等を設置したということである。

- ・ 田布川運動場は、昭和56年2月に市が運動場として田布川公民館から土地を借りて、ナイター施設を設置し、その後、当時のフェンスやトイレの改修等を行ってきたところである。
- ・ ナイター施設そのもの等の施設については、市が管理をするということになっており、土地

や周辺の草払いなどの管理については、地元の方々がボランティアでやっただけで済んでいる。

- ・ 今回、廃止をお願いしたのは、ここ五、六年の利用状況が、ナイター施設はもちろんのこと、運動場としての地元の活用もかなりなくなってきているというような状況も見受けられたため、公民館と今日までいろいろと廃止を含めて話し合いをしてきたという経緯がある。

廃止の段階になり、田布川公民館からメガソーラーの施設に活用したいという案が出され、廃止を検討している状況であれば返していただきたいということもあり、契約どおり更地にして返すということで、今回の提案になったものである。

- ・ 田布川運動場の整備費は、ナイター施設の整備の総事業費として1,181万円、フェンスは、昭和57年、59年に実施した分が300万円、平成24年度の災害復旧工事の分が17万8,500円である。
- ・ 廃止後の利用は、公民館にお返しするので、公民館のほうで活用されることになる。
- ・ 施設の再利用については、ナイターの球は使える部分もあるかもしれないが、灯具などは古くなっており、使える部分はないと思う。また、柱についても大分古くなっており、今現在で耐用年数がきていると思っている。
- ・ 運動場の照明施設を撤去した場合、コンクリート部分が処分場、金網などの部分は売却の対象になる。ナイターの支柱は、撤去後に、処分費が相当かかるが、地元の方が再利用したいということである。
- ・ フェンスとバックネット一式の売却代金は、工事費の中でマイナスというふうに設計される。
- ・ 現在、グラウンド敷地となっているところの納税義務者は13人である。市は、公民館から無償で借り受けて、公の施設を設置していたので、その部分については、地方税法の348条の規定に基づき、非課税ということになっている。
- ・ 田布川運動場以外に市が地域等から土地を借りて運動場などとして運営しているほかの例として、野外活動施設として少年の森がある。
- ・ 田布川地区の防災拠点については、避難場所として第1避難所が金山センター、第2避難所として金山小学校の体育館、校庭が指定されている。金山小学校の標高は30メートルで、金山センターは16メートルである。
- ・ 指定避難場所については、それぞれの地域の方々を想定して指定避難場所を定めてあり、金山地区においては、金山センターと金山小学校を市の指定として定めているが、これ以外にも、田布川公民館、金山公民館、金山住宅、木口屋公民館の4カ所を地域の自主避難場所としてお願いをしており、地域の方々は災害時にはその自主避難場所、あるいは第1避難所、第2避難所に避難をしていただくということになっている。
- ・ 国が発表している南海トラフ大地震の最大の被害想定においても、本市においては想定される最大で5メートルという予想であることから、金山センターの16メートルの標高があれば安全だと判断している。

#### ○委員からの意見・要望

- ・ 本市を初め、合併しなかった自治体、財政力の弱い自治体を対象とした合併特例債などにかわる新たな交付金の獲得に向けて努力されたい。
- ・ 魅力ある商店街活性化事業などの緊急雇用創出事業については、事業期間終了後も継続して実施できるように進めていかれたい。
- ・ 快適な枕崎づくりをしようという趣旨のもと、馬追川や尻無川等の河川の浄化について、積極的に取り組んでいかれたい。
- ・ 市内の体育施設、文化施設等のトイレについて、なるべく洋式化を進めて、高齢者に利用しやすいものにしていかれたい。



◎議案第147号平成25年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○当局説明

- ・ 歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれ365万4,000円を減額し、予算総額を23億3,061万4,000円にしようとするもので、当初予算額より約2.0%の伸びとなる。
- ・ 補正の内容は、南薩介護保険事務組合負担金の減額である。
- ・ 以上の財源として、繰入金365万4,000円の減で措置した。
- ・ 南薩介護保険事務組合負担金の減額は、人事異動に伴う人件費の調整と平成24年度決算に伴う繰越金の計上による共通管理経費の減額である。  
365万4,000円減額の内訳としては、人件費分が77万円の減、共通管理経費分が288万4,000円の減となっている。
- ・ 介護認定者数は、平成21年3月が1,208人、平成25年3月は1,419人と、年々ふえている経過である。
- ・ 介護給付費については、毎年増加しており、給付者数も増加している。
- ・ 要介護認定について、平成25年10月分の月報の数値によると要支援、要介護まで含めて1,428人いる。そのうち要支援1が156人、要支援2が218人、要介護1が327人、要介護2が263人、要介護3が163人、要介護4が164人、要介護5が137人となっている。
- ・ 介護給付費の給付者数については、要支援1が99人、要支援2が167人、要介護1が245人、要介護2が223人、要介護3が142人、要介護4が143人、要介護5が112人、合計で1,131人である。
- ・ 予防給付の見直しについては、訪問介護、通所介護について、地域支援事業のほうに移行するというような制度が検討されているようである。この趣旨は、地域包括ケアシステムの構築、持続可能な社会保障制度の確立を図るという目的のためにされるものと認識している。  
その移行に際しては、これまでの介護事業所に加えて、NPO、ボランティア、民間企業など地域での多様な事業主体によるサービス提供を推進するという目的のもとに、地域支援事業のほうに移行するというふうに聞いている。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 立石 幸徳

枕崎市議会議員 俵積田 義信

枕崎市議会議員 中原 重信